

衆議院大蔵委員會議録 第二十九号

昭和五十九年七月四日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 瓦 力君

理事 越智 伊平君

理事 中西 啓介君

理事 伊藤 茂君

理事 坂口 力君

理事 熊谷 弘君

理事 椎名 素夫君

理事 中川 昭一君

理事 平泉 渉君

理事 藤井 勝志君

理事 山岡 謙蔵君

理事 川崎 寛治君

理事 沢沢 利久君

理事 堀 昌雄君

理事 宮地 正介君

理事 玉置 一弥君

理事 養輪 幸代君

出席國務大臣

大蔵 大臣 竹下 登君

出席政府委員

大蔵 政務次官 堀之内久男君

大蔵 大臣官房日 本専売公社監理 官 小野 博義君

大蔵 大臣官房審 議官 山崎 高司君

大蔵 大臣官房審 議官 橋本 貞夫君

大蔵 省主計局次 長 平澤 貞昭君

大蔵 省主税局長 梅澤 節男君

委員外の出席者

臨時行政改革推 進審議会事務局 新村 淳一君

参事官

大蔵省主計局共 済課長 坂本 導聰君

厚生省保健医療 局健康増進課長 大澤 進君

自治省税務局府 県税課長 湯浅 利夫君

日本専売公社総 裁 長岡 實君

日本専売公社総 務理事 岡島 和男君

日本専売公社総 務理事 西村 忠弘君

日本専売公社総 務理事 森 宗作君

日本専売公社理 事 生平 幸立君

日本専売公社理 事 遠藤 泰君

日本専売公社理 事 丹生 守夫君

日本専売公社企 画開発本部研究 開発部長 中山 道夫君

大蔵委員会調査 室長 矢島錦一郎君

委員の異動

七月四日 補欠選任

山田 英介君 矢追 秀彦君

七月三日

公共事業用地取得に伴う税制の改正に関する陳 情書外一件(愛知県市長会東海市長岡島錦 也外一名)(第三三二二号)

北海道における燃料手当の非課税に関する陳情 書外三件(北海道樺戸郡新十津川町議会議長堀

清隆外三名(第三三三三号) は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

たばこ事業法案(内閣提出第七四号)

日本たばこ産業株式会社法案(内閣提出第七五 号)

塩専売法案(内閣提出第七六号)

たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律案(内閣提出第七七号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

○瓦委員 これより會議を開きます。

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法 案、塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関 係法律の整備等に関する法律案及びたばこ消費税 法案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し ます。安倍基雄君。

○安倍(基)委員 この委員会が開かれて、随 分いろいろなことが議論されましたから、今さら 掘り出すべき問題も少ないかと思えますけれど も、若干の重複は勘弁していただきまして、私な りに私の質問をさせていただきますと思います。

私自身考えますのに、どうもこの議論の過程で 臨調答申がいっぱい憲法みたいな感じを何となく思 います。臨調答申に沿う、沿わないとい うことが何となく一番の論点になっておるかと思 いますけれども、臨調答申そのものについても私 はでき、ふでがあるのじゃないかという感じが するのでございます。委員の一部から、臨調答申 を果たしてこのまま守るのかという質問もあつた わけでございますが、この点ひとつ、ちょっと行

管の関係と申しますか、臨調の関係の方にお聞き したいのでございます。

万が一一大蔵委員会が全く別のレポート、結論を 出す、例えばアメリカなんかの場合には、上院の 外交委員会とかいろいろな委員会がそれぞれのリ ポートを出すわけでございますが、大蔵委員会が 全く臨調答申と相反する結論を、今すぐ出すとい うわけではないのでございますけれども、出した とするならば、いわばその取り扱いと申します

か、臨調答申との関連をどうお考えになるか、臨 調関係の方の御答弁をお伺いしたいと思います。

○新村説明員 お答え申し上げます。

大変微妙な問題でございます。今直ちに的確 にどうお答えすべきか、非常に難しい問題だと思 うのでございます。

ただ、臨調答申は内閣総理大臣に答申を申し上げ げ、そしてこれは緊急答申にも書いてあるわけで ございますが、臨調答申が提案いたしました「行 政改革の実現には国会と政府がその総力を挙げて 取り組む必要がある」というまでもないが、そ れにもまして決定的なものは、国民の理解と協力 である。」ということを緊急答申の序文のところ で書いてあります。

私も現在の臨時行政改革推進審議会は、臨調 組織の後の組織でございます。臨調答申自体に ついて、今先生のおっしゃいましたような微妙な 取り扱いについて最終的にどうお答えするかとい うお話はもう少しよく吟味しなければいけないと 思いますけれども、臨調答申は総理に御意見を申 し上げ、そして国会にも報告するという扱いにな っております。そして、臨調答申は政府、国会がその 改革をできるだけ実現していただきたいというこ とをお願い申し上げておる、そういう立場にある と私も考えております。

○安倍(基)委員 私自身の見方は、臨調答申は行

政府に対する答申である。でございすから、行政府が法案を提出するときは当然それを尊重して、それに基づいてつくっていかねばいけません。しかし、立法院は別個の立場で考えることはできる。国会に尊重してくれというのは臨調の希望であつて、臨調そのものは総理大臣のいわば諮問機関としてできたわけであつて、国会が全権白紙委任をしたのであれば、国会はその結論に従ふ必要はあるかと思ひますけれども、白紙委任をしていなければ、その内容はあくまで参考であつて、委員会が別個の結論を出すことを妨げるものではない。その場合に総理大臣がそれをどう取り扱うかというところは、大蔵委員会の結論を尊重しなければ法律が通らないという意味合いにおいて事実上の力を持つというぐあいに考えるのでございすけれども、いかがでございすか。

○新村説明員 答え申し上げます。
繰返しになりますが、恐縮でございす。臨調答申につきましては、内閣総理大臣に意見を提出し、国会に報告を申し上げる、そして内閣総理大臣はその意見を十分尊重して処理をされる、これが臨調をつくりましたときの法律上の立て方でございす。そして、それを實現していく過程で政府はその趣旨を十分尊重されて対処され、最終的には国民を代表される国会において適切に対処される。

ただ、臨調がお願いしておりますことは、臨調答申がいろいろ御提言申し上げました行政改革の内容を、政府と国会が全力を挙げてその趣旨の實現に対して取り組んでいただきたいということを臨調答申は御提言申し上げている、さようなことであると思ひております。

○安倍(基)委員 したがしまして、私の理解するところは、大蔵委員会としては別個の見解もとることができ。もし大蔵委員会がアメリカの委員会と同じレベルでもって立法の準備ができる、議員立法もできる、研究機関もあるという力を持つておりますならば、名実ともに臨調答申とはまた別個の大蔵委員会レポートというものも出し得る

と思ひ、そういう形でこれから国会が動くことも考えられる。場合によつては、瓦レポイントというように形で臨調答申と別個のレポートも出せるというぐあいに理解いたしますけれども、委員長、いかがでございすか。

○瓦委員 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕

○瓦委員 速記を起こして。
安倍基雄君

○安倍(基)委員 今どうお思ひになるかということと突然お伺ひしたのでございすけれども、私が言ひたいことは、臨調答申そのものはあくまで行政府に対する勧告であつて、国会は最高機関でありますから、国会は全く別個の答申もできるものである、この点は明らかではないかと思ひるのでございす。その意味合いにおきまして、臨調答申があたかも憲法であるかのごとき取り扱ひを国会において行ふ必要はないと考えます。この点、委員長、どうお考えですか。――それでは、この辺にして、それは余り追及いたしません。いずれにせよ、こういった考え方が理論的には正しいのじやないかと私は考えております。

その次に、それでは臨調答申の場合に国鉄、電電、専売それぞれにつきまして、独占をやめる、民営に持つていくということを考えた根拠、何で国鉄、電電、専売が独占であつたのか、その独占を何で今度やめるのかということについての臨調答申の基本的な考え方を臨調関係の方からお聞きしたいと思ひます。

○新村説明員 答え申し上げます。
先生御承知のように、電電、専売は、戦後、国有企業形態から公社形態に移したわけでありまして、それぞれにつきまして独占形態がなぜとられていたのか、それは昔のいろいろな経緯があるわけでございますが、私も臨調の後組織として承知している範囲でお答え申し上げますと、電電の場合には、公衆電気通信サービスの公共性、それを一元的に運営していく、そして戦後の復旧から早急な立ち直り、普及を図る、そういうような

ポイント、目的があつたかと思われます。それから専売につきましては、やはり独占形態がとられていたわけでございますが、それは専売制度として財政収入を確保していくため一元的な事業運営を行つていくのがふさわしい、そういう歴史的な経緯があつたものと思われます。

それで、臨調答申におきましては、それらにつきまして、表現の微細な点はございす、基本的には民営化の方向ということを提言申し上げたわけでございます。

その提言の趣旨は、それぞれのポイントを申し上げますと、公社の現状を見たときに、なかなか企業性が発揮されにくい状況になつてゐるというふうに臨調答申では第三次答申で認識をいたしております。そしてその問題を解決していくために、公社制度について外部的な制約に対応して経営の自主責任体制を確立し、合理的な企業経営が可能なる形態にすることが必要ではないか、そういうふうな考えまして、経営形態を民営またはそれに近い形態に持つていくことが必要であると考へた結果、提言をしたものであると私も臨行審といたしましては心得ております。

○安倍(基)委員 歴史的になぜ独占とされたのかということについて必ずしもはっきりした答弁ではありませんけれども、私の理解するところは、当初国鉄が独占化されたのは、明治における軍事的な意味あるいは産業的な意味があつたかと思ひます。電電、この通信関係の独占は、やはり公共的な部門を国が押さなければいかぬ。じゃ専売は何かと申しますと、これはあくまでもたばこという物品の性格から来る。財政収入と申します

が、これは全く商品の性格から来るものだ。と申しますのは、たばこの場合には原価というものはそう大した額じゃない。それを市販すれば相当の価格でも売れる、原価と販売価格が相当離れてもいい、いわゆる嗜好品であるという性格でございす。それから要するにこの差益をどうするか、これをやはり財源とすべきではないかということから来たかと思ひのでございす。私の聞いてお

りますところは、明治の当初はたばこ消費税だつた。ところが日露戦争の始まる直前に消費税形態にするかあるいは専売方式にするかという非常な論議がありまして、その結果でございすだけども、そのお金を国へ取り込むという意味で専売制度になつたかと私は理解しております。

したがしまして、このそれぞれの独占の意味は必ずしも同じではない。今回の臨調の答申はいろいろの理由を挙げて専売を民営にすべきだといふ議論をしておりますけれども、たばこ産業の特質がいわゆる通常のものと違ふということであつて、これはちよつと質問事項にあらかじめ言つてないものでございすから、こちらから質問すると申しわけないから。私がたばこ産業の特色と考えますと、一つは国鉄、電電のようなものは技術革新が非常に問題になる。たばこの場合には、技術革新といへば製造の機械の革新ということがあり得るけれども、そう本質的な問題はない。もう一つは、需要の開拓に限度がある。果たしてそれはたくさん売れた方がいいのかどうかという問題があるのでございす。それと関連で私は厚生省、大蔵省の方にお聞きしたいのでございす。

たばこを何か「吸ひすぎに注意しましょう」とラベルを張つて売つてゐる。こういった商品というのはほとんどないのでございすけれども、厚生省の方にお聞きしたいけれども、このたばこは売れた方がいいのか売れない方がいいのか、ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○大澤説明員 答え申し上げます。
大変微妙な、どうお答えしたいか難しい問題かと存じます。厚生省といたしましては、かねてから、一般的に喫煙というものは健康に悪い影響を及ぼすということ、保健所等を通じてましてそれらに関する健康教育をしてまいつたわけでありまして、国民において過度の喫煙が行われぬよう啓発普及を行つてきておるところでございす。しかし、たばこというのは御存じのように嗜好の問題あるいは習慣と深い関係もございまし

で、なかなかこの趣旨の徹底というのは難しいわけですが、我々といましては、今申し上げたような観点からこの趣旨が徹底されることを強く望んで、今後ともその健康教育に努めてまいりたい、こういうぐあいに考えております。

○安倍基委員 何だかちよっとわかつたようなわからないような答弁でございますけれども、これは大蔵省の立場から言えば売れた方がいい、売れてたくさん税金が上がった方がいい。しかし厚生省の立場から言うと、余り売れ過ぎて困る。大衆の手の届くところにあることはいいわけですが、例え価格が今の半分になるあるいは三分の一になるという話で果たしていいのだろうかという問題が起こる。

その面におきまして、需要が停滞しておると申しますけれども、需要はある意味からいいますと価格の関数である、したがってこれをもちとんと安くすれば恐らく需要がふえるでありましょう。ただ、二分の一、三分の一に安くしてもいいのかどうかというような問題がある。これは電電とか国鉄とかいった部門はできるだけ合理化してできるだけ安く、その安い価格でみんなが利用できるということが必要でございますけれども、たばこの場合には、ある程度下げのしにも制約があるという要素があるわけでございます。いわば、第三の特色としましては第一次産業と密接な関連がある。原料を農業に頼っているということでございます。こういった意味合いにおきまして、たばこの特質、たばこ産業の特質、その両面からいって、これが長い間専売制度であったのではあるまいかと思うのでございます。

したがって、臨調が三公社それぞれを民営にするという横並び的な感じでもって一刀両断に民営化ということにつきましては、私は決して今ここで民営化がいかにいいと言っていない、ただその論拠があいまいのままに何となく民営化路線を打ち出しておる。したがって、それぞれのいろいろな部門で非常にあいまいな答申という表現が行

われている。いささか口幅幅広い言い方をしますと臨調の専売についての答申が余りできなくなっているんじゃないかと言ふゆえは、こういった専売の特色というものを、この三者の違いというものをも十分掘り詰めた上での民営化の提案だったんだらうか。民営による民間活力の利用ということは非常に聞こえがいいのでございますけれども、もしたばこというものが、合理化することによって値段を下げれば下げるほどいいというのであればそれも一つの考えでございましょうけれども、下げるにも限度がある、むしろ財政収入を中心に考えるべきなんだということを考えますときに、いわゆる三公社横並び民営化というのが果たしてよかったのかどうか、いささか疑問なしとしない。この点について、突然でございすけれども、大蔵大臣の御意見を承りたいと思います。

○竹下内閣大臣 今の回答を聞いておまして、一つには臨調の答申というものは、先ほど来議論が行われておりますが、これは本院で議決していただいた法律に基づいて、一番前には佐藤喜一郎さんのときでございすから第一次臨調、それから先般が第二次臨調がその基本方針を決定する。そしてその臨調の答申を、いわゆる行政改革推進本部でもってそれに基いてもうもの行政行為なり、あるいは立法府へのお願をする、そういう筋で今日来て、そこで行革審は今度はそれらのフォローアップというふうな観点から今日いろいろな作業を進めておられる、こういうことであらうと思っております。

臨時行政調査会の中の議論で、国鉄、それから電電、専売がいれば同列といいますが、その形で議論されたとは私は思いません。確かに特別な専売物資であるし、そして一方、先ほど来お話しのごとく健康に害があるという範疇の商品であるというふうなところに、私どももいつもたばこ健康の問題を承りながらたばこを吸って答弁しているのですから、非常に矛盾を常日ごろ感じております。率直なところ。だから、財政物資だからとはいえ、ただいたずらに売らんかというだけでは

はいけないであらう、そこにおのずからなる節度が必要であらう、こういうことに相ならうかと思ふわけでありす。したがって、臨調においてもその種の議論は十分された上で今度お出しただいた結論であるというふうには認識をいたしております。しかし、やはりその産業にかかわる分野の方々、例えば労働組合を含めた当事者、それから耕作者あるいは小売店、そういう関係者が多いだけに、これらの人といろんな連絡協議を重ねた上で今度の法律案をお願いをしておるということに相なるわけでありす。

しかし、基本的にはもう一つは、やはり開放経済、貿易立国をもつて立つ我が国としては、その分野からの見方というのももう一つ大きな意義であるではなからうかと思ふわけでありす。しかし、現状においてはということ、臨調の答申から見ればあるいは後退したではないかという新聞論調等もいたしながら、これが最も現実的であるということをお願いをしておるわけでございます。

したがって、今安倍さんがお話の中に自問自答しておられると推察されると同じように、私も自問自答しながらお答えしておるというのがこのたばこに関する法律に対する私の偏らざる心境ではないかというふうに考えております。

○安倍基委員 大臣の率直な御意見を承りました。臨調答申で幾つかの民営化の理由を挙げております。一番目が需要の停滞、それとともに外国との競争、二番目が十二月の在庫とか三倍強の原価とか。実はこの十二月の在庫とか三倍強の原価とか、こういうことは民営、官営にかかわらず、むしろ官営、公社のものでもきつと処理のできた問題であつたわけでございます。臨調の答申はいみじくも政府もしくは国会の関与のためにこういふようなことができなくなると言っておりますが、これは政府もしくは国会の方がある意味からいうとだらしなかったという責任があるのでございまして、これは民営化をしなければできない問題ではなかったと思ひます。

しかし、外国との競争という面におきまして、果たして今までどおりのやり方でやっていけるのかどうかということが大きな問題である。その意味合いにおきまして、基本的には私は今回の公社から特殊会社への移行ということは間違っていないと考えておりますが、しかしその場合にどうするのかが申しますと、やはり合理化によって原価を下げていく。ただ、原価が下がった、それと並行させて定価を下げていくのかというところにはいささか問題がある。もちろん大衆の手の届くところという、安い方がいいという要望はございます。しかし、通常電電あるいは国鉄、合理化すればその分だけ全部下げれば下げるほどいいという性質のものではないと私は考えております。

それとの関連におきまして、定価制度の問題に移りますけれども、海外主要国の中で定価制度をとっている国、とっていない国、その税率、そして国民一人当たり所得に対して一般の銘柄が格安であるかどうかということも主要国についてお答え願ひたいと思ひます。

○遠藤説明員 お答えを申し上げます。製造たばこの定価制度につきましては私も調べてみましたところでは、外国の場合に、専売国でございすフランス、イタリー、それからオーストリーという国々においてとられてはるか、専売国ではございせんけれども、西ドイツなりベルギー等の国においても採用されているというふうな実情にございす。

これらの定価制をとっております国と定価制をとっていない国におきまして税率、小売定価というふうなことを比較をいたしてみますと、税率につきましては、付加価値税を除いたものでございすけれども、ばらつきがございまして、四七%ないし六%程度の中にばらついてございす。私ども拾つてみましたのは、専売国としてイタリー、フランス、オーストリー、それから非専売国といしまして西ドイツ、イギリス、アメリカといふものを比較した感じでございます。これは定価制度の有無による差異ということではなくて、

それぞれの国におきます税制上の違いからこういうことになっておるのではないかと思います。

○安倍(基)委員 付加価値税を含めると大体どのくらいになりますか。

○藤澤説明員 付加価値税を含めました場合には、これも若干ばらつきがございませうけれども、七〇%ないし七五%ぐらいの税率になろうかと思ひます。

○安倍(基)委員 代表銘柄の国民一人当たり所得に対する比較というのを私は調べてもらうように言つてあつたはずでございませうけれども、ちよつとその辺を御説明願ひますか。——それでは、私はレクチャーの過程で聞いた話ですから、まあ余り正式に質問しておりませんでしたがあれでございませうけれども、例えば個人当たり所得、イギリスあたりは日本よりもちよつと低い百七十万円の個人所得のところでは代表銘柄が三百九十七万、西ドイツでは国民所得一人当たり二百五十万のところで三百七十八万、日本の場合には一人当たり国民所得が百八十五万円のところで二百円という形でございませうから、ほかの国の場合には日本よりも大分高くなつてゐるということは理解できるかと思ひます。

私は、何もここで税を上げるとか言つてゐるのじやないのでございませうけれども、いづれにいたしましても、各国において意外とたばこは高いものだな、とアメリカの場合には、ちよつとその辺が相当低くなつてゐる。もつとも、これは一人当たり国民所得が二百五十万円のところで二百六十五円ということではございませう。これは御参考まででございませうけれども、いづれにいたしましても、定価制度というものを多くの國はとつてゐる。

そうすると、今回の御説明で、当分の間、定価販売義務を置くというけれども、どのくらいの期間置くのか、あるいはその理由づけは何かということをお聞きしたいと思います。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

当分の間、定価制度を置くことにしておるわけではございませうけれども、先生御案内のよう

に、たばこにつきましては、明治三十七年以来約八十年もの長い間にわたりまして定価制というものをとつてきておるわけではございませう。したがひまして、その間におのずと一定の流通秩序というものゝ形成されておるわけではございませうが、この定価制を一挙に廃止いたしました場合には流通秩序の混乱を招く、一部小売店等による販売が行われるようなおそれもあり、御存じのように、全国二十六万店のたばこ小売店の大半、やや古い統計でございませうけれども、七五%以上が月当たりの売り上げが百万円以下であるというような零細経営者が多い状況でございませう。そういう既存小売店に大きな打撃を与えるなど、深刻な社会問題を引き起こすおそれがあるし、そういう意味で、激変回避という見地から「当分の間、定価制を維持すること」としたわけではございませう。

ところで、この当分の間ではございませうけれども、輸入自由化後、新たな流通秩序が形成されまして、定価制を廃止いたしましても小売に対して激変が生じないというような状況に至るまでの間、この間においては定価制が維持される必要があると考へておるわけではございませう。したがひまして、事柄の性質上、その時期がいつになるかということにつきましては、現時点においては明らかにすることは非常に難しいのではないかと思ひます。

○安倍(基)委員 臨調答申におきまして「定価制度については、政府において検討する」という文言がございませうけれども、これは、将来自由化をするという意味であるのか、そういう定価制度をそのまま続けるという意味合いも含めた意味の答申であるのか、いづれでございませうか。

○新村説明員 お答え申し上げます。

臨調答申におきましては、「定価制度については、政府において検討する」という提言をいたしてございませう。これは、答申では、たばこ消費税の課税標準と定価制度、税制面と定価制度というものが密接な関連を有していること、それから別途、別の場所では、たばこ消費税のあり

方につきましては政府において検討すべきであるということをお御提言申し上げてゐるわけではございませうが、それとの関連で、税と定価という問題は政府において検討していただくことが適当ではないかと考へたということでございませう。

その審議過程としては、臨調内部で、私どもが承知している範囲では、ある程度自由化をすべきであるとか、いやそうでない、いろいろな意見があつた末、そこは政府において適切に検討すべきであるという提言を行つたと承知しております。

○安倍(基)委員 この定価制度を当分の間維持するのはいいか、それとも定価制度そのものというものはあるいはたばこの性格からいつて保持すべきものかどうか、その辺は、臨調の今の話だと必ずしも決めたわけではないというやうなぐあいには私は聞いたわけではございませう。これはいろいろの議論もございませうけれども、当分の間維持して、後は自由にするのかどうかというのはいささか一つの問題点ではあると私は考へております。

これは、一番最初にお話しいたしましたやうに、単に安ければ安いだけいい、合理化すれば運賃も安く、通信料も安く、技術革新によつてぐんぐん安くするということ、たばこ産業は若干意味が違ふのではないかと、もちろん、余り高くなつては困る。やはり庶民の手の届く値段でなくてはいいけない。ただ、この定価制度そのものを当分の間維持すべきなのか、あるいはもう少し、定価制度そのものをむしろ維持すべきなのか、いささか問題なしとはいへないのではないかと感じますのでございませうけれども、この点、どなたの御意見を承つたらいいか、どなたかお答えいただけますか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

私どもがたばこについて定価制を採用することとした考へ方は先ほどお答え申し上げたとおりでございませうけれども、従来、國がたばこの流通について専売権を持つていたわけではございませうけれども、今後、専売制度の廃止のもとにおきましては、小売店につきましてはば営業の自由という

ものが復活するわけではございませう。そういう状況の中におきましては、小売店の営業あるいはその売るべき商品の価格をいかに定めるかということ、は、本来的にはそれらの小売業者あるいはメーカー、輸入販売業者等が決めべきものであるかと思ひます。

しかしながら、先ほど申し上げましたやうな理由によりまして、一挙にそういうことを行つたのでは、八十年來の伝統的な流通秩序の中で生活してこられたいろいろな零細なたばこ小売店であるとか、あるいはたばこ小売店の中には特に社会政策的な見地から、寡婦であるとかあるいは母子家庭の母であるとかあるいは身体障害者であるとか、そういう方について配慮も行われていることではございませうし、そういう方々に非常な激変が及ぶということは決して好ましいことではないといふやうな観点から、繰返しになって恐縮でございませうが、激変回避という観点から定価制を維持するといふ判断をしたわけではございませう。そういう意味におきまして、これはその具体的な時期は先ほど申し上げましたやうに明示できないことではございませうけれども、やはり当分の間とすることが適当であらうかと考へておる次第でございませう。

○安倍(基)委員 定価制度の問題はその辺でございまして、今回のいわば特殊会社への移行というのは、一番の問題はいわゆる合理化によつて原価を下げていくということに主眼があると思ひます。民間経営的なセンスを持つてこれを下げていく。それは原料段階、加工段階、流通段階、それぞれの合理化を進めていく必要があるかと思ひますけれども、ちよつと話がジャンプいたしますけれども、それぞれの段階で公社としてはどのやうに合理化を進めていくとしておられるのか。それとしておられるのかということについての御意見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○長岡説明員 たばこ消費が構造的に停滞傾向にあります中で、輸入自由化に伴う市場競争の激化

が想定されますことから、日本のたばこ産業集団の中核的な存在といたしまして私どもが市場競争にたえ得るよう経営全般の合理化に邁進せざるを得ないことは申すまでもございません。そのために、御指摘のように原料調達効率化から始まりまして、原料工場、製造工場での生産性の向上と合理化の推進、最後には営業体制の強化、物流の整備、また全体を通じての簡素化の徹底等、事業全般にわたる効率化が必要であると考へて、現在その具体案を鋭意検討中でございます。

次に移りまして、今回の特殊会社移行の基本となりまして輸入自由化の問題でございますけれども、これとの関連で私が第一にお聞きしたいのは、主要国において外国産たばこのシェアは大体どのくらいになっておられるのか。

もう一つは、米国の巨大企業が買収等を通じて世界におけるシェアを拡大しておられると聞かれましたが、その実情はどうかということでございます。

○遠藤説明員 お答え申し上げます。主要国におきまして外国産のたばこのシェアはどのくらいかという点につきまして、一九八二年の実績で私どもが把握しておりますところによりまして、アメリカの場合には〇・一％ということで大変少のうございますが、イギリスで三・七％、ドイツが四％、フランスが三・三％、イタリアで三・四％というふうな輸入品のシェアになっておるところでございます。それから外資系の企業のシェアが今申しましたような国々の場合にどれくらいになっておるかということにつきましては、アメリカの場合には二・三％、イギリスの場合には三・二％、西ドイツにおきましては六七％ということ、フランス、イタリアにつきましては、専売制下での一社独占の製造体制をとっております関係上、当然のことでございますが、外国系企業のシェアはございません。

○安倍(基)委員 以上は大体の総論でございますけれども、私考えますのに、このたばこの問題というものは、臨調答申もさることながら、たばこというものの原点に立ち返って考えてみなくてはいけないんじゃないか。第二にいたしまして、たばこ産業というのは何れも耕作者のためにあるものでもない、専売職員のためにあるものでもない、これはやはり国の財政ということを中心に、しかも消費者と、その両方を絡めて考えるべきであるということかと思ひます。どちらかと申しますと、今まではたばこ耕作者——もちろん激変緩和措置は必要でございます、これはよく考えなくては行けないわけでございますけれども、基本的には今までのやり方がそういった耕作者保護ということに余り重点が置かれておったのではないかと、これがある意味からいいますと、臨調が民営化をすべきであるということを持ち出してきた大きな原因であるかと思うのでございますから、この点につきましてこれから論議をしておきますけれども、こういった考え、基本原則に立って考えていかなければいかぬと考えるのでございます。

それから、二番目のお尋ねの欧米有力たばこ企業がどのような形で海外に進出をしておられるかというお尋ねについてお答えを申し上げたいと思ひます。

この三社の世界市場におきましてシェアということでお話を申し上げますと、一九八二年でございますが、BAT社が一九％、フィリップ・モリス社が一七％、R・J・レイノルズ社が一二・八％、これを合計いたしますと約五〇％になります。したがって、これは自由国市場ではございますが、こういうふうな状況でございます。

○安倍(基)委員 そういたしますと、さっきの、イギリスとかドイツの輸入たばこのシェアは非常に低いけれども、結局外資系企業が生産しているために外国製たばこのシェアが、例えばイギリスでは三・二、ドイツでは六七％となっているということでございます。

○安倍(基)委員 今承りますと、いわゆるビッグスリーで大体世界の五〇％を占めておられるという話でございます。こういう面におきまして、いわゆる製造独占を将来どうするかという問題について非常に大きな問題が出てくるかと思ひます。

現在世界的に見まして、たばこ産業の中で私どもも通常ビッグスリーと呼んでおります大変な巨大な企業がございます。たばこ産業は歴史的な経過の中で、その産業特性ということもございまして、世界市場が非常に寡占化しつつあるというところから、イギリスに本拠を置きますBAT、それからアメリカに本拠を置きますフィリップ・モリス、それからR・J・レイノルズ、こういうところから現在世界市場におきまして大変な寡占化を實現しておるということでございます。

○安倍(基)委員 今承りますと、いわゆるビッグスリーで大体世界の五〇％を占めておられるという話でございます。こういう面におきまして、いわゆる製造独占を将来どうするかという問題について非常に大きな問題が出てくるかと思ひます。

○安倍(基)委員 そういたしますと、いわゆる向こうが非常に低いCIF価格で持ってきてやった場合に、幾ら安くてもそれはそれなりでチェックできない、それなりの定価をつけてやらなくては行けないということになると思ひます。その結果、例えば不良品、粗悪品、それから非常に安い値段で輸入してきたもの、一つ考えられますことは、ビッグスリーなんかの場合には、たばこ以外にいろいろな事業を兼営してございますから、そういったところの利潤をつぎ込んでたばこ部門における利潤を非常に狭めて低く、少なくして、いわゆるダンピング的な攻勢をかけてきたときには、どういふことをなさるのでございませうか。

○安倍(基)委員 今承りますと、いわゆる向こうが非常に低いCIF価格で持ってきてやった場合に、幾ら安くてもそれはそれなりでチェックできない、それなりの定価をつけてやらなくては行けないということになると思ひます。その結果、例えば不良品、粗悪品、それから非常に安い値段で輸入してきたもの、一つ考えられますことは、ビッグスリーなんかの場合には、たばこ以外にいろいろな事業を兼営してございますから、そういったところの利潤をつぎ込んでたばこ部門における利潤を非常に狭めて低く、少なくして、いわゆるダンピング的な攻勢をかけてきたときには、どういふことをなさるのでございませうか。

○安倍(基)委員 今承りますと、いわゆる向こうが非常に低いCIF価格で持ってきてやった場合に、幾ら安くてもそれはそれなりでチェックできない、それなりの定価をつけてやらなくては行けないということになると思ひます。その結果、例えば不良品、粗悪品、それから非常に安い値段で輸入してきたもの、一つ考えられますことは、ビッグスリーなんかの場合には、たばこ以外にいろいろな事業を兼営してございますから、そういったところの利潤をつぎ込んでたばこ部門における利潤を非常に狭めて低く、少なくして、いわゆるダンピング的な攻勢をかけてきたときには、どういふことをなさるのでございませうか。

○安倍(基)委員 今承りますと、いわゆる向こうが非常に低いCIF価格で持ってきてやった場合に、幾ら安くてもそれはそれなりでチェックできない、それなりの定価をつけてやらなくては行けないということになると思ひます。その結果、例えば不良品、粗悪品、それから非常に安い値段で輸入してきたもの、一つ考えられますことは、ビッグスリーなんかの場合には、たばこ以外にいろいろな事業を兼営してございますから、そういったところの利潤をつぎ込んでたばこ部門における利潤を非常に狭めて低く、少なくして、いわゆるダンピング的な攻勢をかけてきたときには、どういふことをなさるのでございませうか。

○安倍(基)委員 今承りますと、いわゆる向こうが非常に低いCIF価格で持ってきてやった場合に、幾ら安くてもそれはそれなりでチェックできない、それなりの定価をつけてやらなくては行けないということになると思ひます。その結果、例えば不良品、粗悪品、それから非常に安い値段で輸入してきたもの、一つ考えられますことは、ビッグスリーなんかの場合には、たばこ以外にいろいろな事業を兼営してございますから、そういったところの利潤をつぎ込んでたばこ部門における利潤を非常に狭めて低く、少なくして、いわゆるダンピング的な攻勢をかけてきたときには、どういふことをなさるのでございませうか。

決定についてのいわば原則的な場合を申し上げたわけでございますけれども、小売定価につきましましては、輸入自由化による国内での公正な競争を通じてのおのずと妥当な水準になるものと期待しているわけでございますけれども、一方、基本的には特定販売業者が申請し認可を受けた定価で小売販売業者は販売しなければならぬという義務を負っているわけでございますので、そういう価格が不当のものであつてはならないということもまた事実でございます。

今御質問のように、例えばダンピングというような場合でございますけれども、ダンピング関税あるいは緊急関税という制度があるわけでございますが、こういうものが課されるような不当に低い価格については、あらかじめ大蔵大臣がチェックする仕組みになつていくわけでございます。

○安倍(基)委員 私の理解によりまして、ダンピング関税というのはなかなか発動しづらいというぐあいに聞いておりますけれども、過去においてダンピング関税をいろいろ発動した例があるのをごさいますか。

○山崎(高)政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、ダンピング関税の発動例というものはございせんが、ダンピング関税に関連いたしまして、不当廉売関税あるいは相殺関税というふうな問題の申請があつて調査をしたという事例はございます。また調査をしていきます過程で、先方がそうした不当な行為を取りやめるのでこれは取り下げになつたというふうな例もございします。

いづれにいたしましても、先ほど専売公社監理官から御説明ございましたように、ダンピング関税に該当するようなケースあるいは不当に補助金つきの輸出が行われるというふうな場合がございます。国内産業に損害が生じるような場合におきまして、国内産業を保護するためのアンチダンピング関税とか相殺関税というふうな制度が関税定率法とかガットコード等によつて設けられていくわけでございますから、万一、輸入製造たばこ

の輸入自由化後、こうした諸規定の要件が充足されるような場合には、このアンチダンピング関税等を発動して国内産業の損害を防ぐことは可能な仕組みになつております。

○安倍(基)委員 昨日、柴田委員からも原価的なことをいろいろお聞きいたしましたので、若干重複するかと思いますが、現在の状況で、二〇％の関税というところで外国たばここちらの国内産たばこの競争力ということについてどのようにお考えになつておりますか、お考えをお聞きたいと思ひます。

○岡島(説)委員 現在のところは、輸入品に對しまして二〇％の関税が課せられているわけでございます。それをもとにして輸入品の価格も計算されておるわけでございますけれども、現在のところ、輸入品の主力銘柄は二百八十円というところ、輸入品の主力銘柄は二百八十円というところ、それから公社の主力製品の価格は二百四十円というところでありまして、八十円ぐらいの価格差が一応ついているわけでございます。

そういう中におきまして、国内品の方は、全体として需要が横ばい程度、輸入品が対前年二割ぐらゐの伸びを示しているというところでございします。これが将来どの程度にどうなるかということになりますと、一概に予測はできないわけでございますけれども、二百八十円と二百四十円というふうな価格差がある場合には、どこかでこのシェアの伸びというのとも一定のところに落ちつきまして、そこで競争の結果、私どもの方の国産品と輸入品とが競争上拮抗できるという場面が来るのではないかとと思ひます。

ただ、先方がどのような輸出価格を持つてくるかということにつきましては、今のところ定かたございせん。そこが私ども、これから向こうの出口を見なければ何とも言えないわけでございますけれども、一方において、小売マージンが現在のところ輸入品は八・五％になつておりますが、それを一〇％にするというふうなことが輸入品と同じように扱う小売店の方からも要望がございしますし、そういう価格引き上げの要素もございま

す。それから先方におきましても原価は若干上昇しているという面もございまして、その辺のところは懸念に予測できないわけでございますけれども、向こうがそう大幅に、急速に値段を下げてくるということも、現在のところは直ちに想定はされません。

ただ、私どもとしては先方が輸出価格をある程度引き下げてくるということも想定いたしました。私どもの国産品の定価が今後できるだけ長い間安定するように、定価の引き上げが行われないうで済むように、私どもとしては生産、製造、流通の各分野にわたつて合理化を図つていかなければならない、こんなふうな考えでおるわけでございます。大変に抽象的なお答えで恐縮でございますけれども、そういう中において、輸入品に對して負けないように国産品の競争力を培つてまいりたい、こんなふうに考えておるわけでございます。

○安倍(基)委員 さつきお話しいたしましたように、ビッグスリーあたりは、今まではすべて卸売的な役割を公社が持つておりましたけれども、これからは自由になるわけでございますから、相対価格のなサービスというか、ほかの部門でもつけた部分をつぎ込んで市場に乗り出してくる可能性もあるかと思ひます。こういったことを勘案したときに、関税率というところが非常に問題となつておるわけでございますけれども、この点、既に質問もあつたかと思ひますけれども、大蔵大臣、今後の関税率についてどうお考えでいらつしやいますか。

○竹下(国)大臣 九〇、三五、二〇、これがこのところ数年間に急激に関税を下げたわけでありまして。したがつて、私は今の二〇が適切なものであるという考え方の上に立つております。

○安倍(基)委員 そうすると、将来いろいろの要求があつてもそこは頑張るといふことでございしますか。

○竹下(国)大臣 二〇が解決つきましたのは五十八年からですから、私が大蔵大臣に就任してから

でございますので、これについては、私はこれが適切だということを申し上げておるのは、それ以上にも以下にもする考えはないということであつて、そういう表現をさせていただいておるわけでありまして。

○安倍(基)委員 それから、ちょっと話が飛びますけれども、公社としていろいろな業務をなさつていられるところで、輸入ばかりでなくて、逆に日本のたばこを相当輸出するようなことも考えていらつしやいますか。

○森(説)委員 お答えいたします。たばこは嗜好品といたしましてのいわゆる国際商品でございます。各国とも実情に合せて輸出を行つておるわけでございますが、公社におきましてもこれまで輸出を行つてまいつておる。五十八年度におきましての国内品の輸出実績は十一億二千三百万本でございます。

最近におきましての国内での需要の停滞傾向、また、輸入品のシェアの増加傾向という中において、日本たばこたばこ産業の維持発展ということを図つてまいりました。これは、ますます輸出の増大というものが急務になるわけでございます。公社では、この四月に新しく発足をいたしました輸出会社と密接な連携をとりながら、今後とも東南アジアあるいは中東といったような地域を中心として輸出の増大というものに努めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○安倍(基)委員 それでは、第二部の輸出入の問題はそれぐらゐにいたしまして、次に、問題はいはば合理化問題でございます。

さきに、原料段階の合理化と加工段階の合理化と流通段階の合理化ということが大きなテーマとして出てきたわけでございますが、原料段階の合理化の前に、たしか、全体の費用のうち原料費というものが非常に大きな割合を占めておると私は理解しております。大体五、六〇％が原料費。ここで一番問題となりますのは、臨調の答申にもございましたように、葉たばこの原価が三倍ぐらゐあるというところでございますけれども、この

主な原因をどういふぐあいにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○生平説明員 お答えいたします。

葉たばこの国際価格を比較する場合に、栽培しております種類、品種、そこからまします品質をどのように評価するか、あるいは生産制度の違いというふうなものもございまして、それらの評価の仕方である問題もございまして、葉たばこの農家が売り渡す価格につきまして単純に比較をしてみますと、国内産葉たばこは五十七年産の黄色種で見ても、アメリカの約二倍でございまして、東南アジアの方の代表であるタイの葉たばこに比較いたしますと約四倍程度になつております。

一方、我が国の農業の実情を見ますと、農産物全般にわたつてその価格は国際的に見て割高傾向にあるということが言われておりますけれども、基本的には、たばこ作を含めまして、我が国の農業の小規模経営、そこからまします生産性の低さ、高効率の機械の導入が難しいというふうなところ、そういう生産構造が大きな原因ではないかというふうにお考えしております。

○安倍善委員 さつき臨調答申の欠点も言いましたけれども、もちろん大部分がよいところでございまして、臨調答申が葉たばこの収納価格の見直しを行うべきであるということを答申しておりますけれども、これは見直しは行われておりますか。

○生平説明員 葉たばこの買入れ価格でございまして、現在、生産費を初め物価、労賃あるいは需給事情その他の経済事情を参酌して決定するという、いわゆる生産費補償方式をとっているわけでございます。この方式を採用いたしましたのは昭和三十六年以降でございまして、今日まで関係者間に共通のルールとして定着している方式でございます。

公社としましては、この方式を基本としながら、より一層合理的な価格形成に向けて従来から

内部的にいろいろ検討をしまつておりまして、耕作審議会の議を経た上で収納価格が決まるわけでございますが、収納価格の決定の方に反映してまいっておりますのでございまして。今後とも葉たばこの買入れ価格の合理的な形成には努力してまいりたいと思つておるところでございまして。

○安倍善委員 私の申している答申は、特殊会社に移行するまでの間における合理化措置ということでございまして、特殊会社に移行するまでに、この葉たばこの収納価格の見直しを行っているでございまして。

○生平説明員 現在の葉たばこの買入れ価格のルールが法律にも書いてございまして、先ほど申し上げましたように、生産費を基礎としまして、その他、物価、労賃あるいは需給事情、その他経済事情を参酌して決めるということになつております。

ただ、先ほど申し上げましたように、現在、国際的に大変割高であるというふうなことがございまして、できるだけ国際的な価格差をいいますか、それを埋めるように努力したいと思つておりますけれども、そういう価格形成の基本原則というものがあつますから、その中で、需給事情とかそういうものを追ひ込み、ほかの農産物の価格動向、そういうようなものを頭に置きながら、いかにして合理的な価格に持つていくかということ、耕作審議会の御議論をいただいて決めていく、そういうことをやっておりますのでございまして。

○安倍善委員 いろいろの御事情もございまして、ようけれども、今問題となりますのは、いわば購入価格とそれから全量買入れという問題でございまして、話はちよつと飛びますが、たしか、国産葉たばこと輸入葉たばこのいわばブレンドの割合でございまして、これがあつた程度法定されておるというか決まつておると思つておりますけれども、これはいかなる根拠に基づいて決められておるのでございまして。

○長岡説明員 御指摘のように、国産の葉たばこ

の使用割合と、それから輸入の葉たばこの使用割合、一応輸入のたばこの割合がおおむね三分の一程度ということになつておりますが、これは別に特段の法的根拠その他があるわけではございません。

これまで製品たばこに対する消費者の嗜好は、一方高級化の傾向がございまして、そういう中中で、セブンスター、マイルドセブン、キャスターといったような国産葉の使用割合の高い銘柄を開発し、それは国産葉の加工処理技術の向上によつてそういうことが可能になつてきておるものと思つておりますけれども、そういう努力を積み重ねた結果が、最近においては外葉率が三分の一程度に維持されてきているということであらうと存じます。

○安倍善委員 原価を下げるという趣旨からいいますと、この割合というものをずっと維持していくということはいささか問題があるのではないかと。いろいろ耕作者側の意見もございまして、けれども、今回のこの民営化は、もちろん私は激変緩和というところはございまして、考えなければいかぬという要素はございまして、将来ともこのブレンドの割合をこのままでいくのか、あるいは将来変えていくのか、その点についてお聞きしたいと思つております。

○長岡説明員 ただいま、コスト競争力の面からいって割高な国産葉を現在のような使用割合で持つていくことはいかかかなものか、競争条件が大変不利ではないかという角度からの御質問であらうかと存じますけれども、その問題もさることながら、私も現在過剰在庫の問題を抱えておりまして、過剰在庫の処理のためには、一時的にはむしろ外葉に依存する割合を低めないと、過剰在庫の解消のための国産葉の使い込みが進んでいかないと。といったような事情もあるわけでございます。

それはさておきまして、一般論として、競争条件の立場から考えて割高の国産葉と割安の外葉の使用割合を将来どう考えていくかという問題でございまして、私どももいたしましては、や

はり国産葉自体の生産性向上に努めて、少しでも内外葉たばこの価格差を縮めていくという努力に全力を傾けながら、全体として、将来にわたつて国産の葉たばこを主原料という位置づけで使つていくという方針は維持してまいりたいというふうにお考えしております。

○安倍善委員 在庫の問題は一時的な問題でございまして、これは大きな問題でございまして、一時的といつても大問題であるし、臨調答申もそこをわざわざ挙げておるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、もし国産の葉たばこが高い値段のままであり続けるというのであれば、この問題はやはり検討していかなくちゃいけないと思つて、いかがでございまして。

○長岡説明員 お説のとおりであらうと存じます。耕作者といつたしましてもその点は十分に認識を持つてくれていると考へております。公社と耕作者が一体となつて国産葉たばこの生産性向上に取り組んでいる現状でございまして。

○安倍善委員 もう一つ、全量買入れ義務でございまして、これはほかの国でもそういうことが行われているのか、また、あるいはたばこ耕作審議会のようなものがあるのかどうか、ちよつとお聞かせ願ひたいと思つております。

○生平説明員 外国の例でございまして、その代表としてアメリカの例を申し上げますと、アメリカでは競売制度をとつております。したがって、生産者、葉たばこ耕作者は競売場に持つてまいりまして競りにかけるわけでありまして、一方、それとは別に、支持価格制度をとつておりまして、最低の価格をあらかじめ決めておりまして、競売の結果競売が成立しなかつた場合には、その最低の支持価格によつて、スタビライゼーションコーポレーションと言つておりますが、安定公社というところ、その葉たばこが引き取られる、そういうような仕組みになつております。フランスは、契約によりまして、契約したものにつきましては全部買入れるといふ仕組みでございまして。それから、株式会社で専売制をとつて

おりますオーストリーでは、法律によつて全量買入れられるというような制度になっております。審議会というようなのは特に私も把握している限りにおきましてはないというふうに考えております。

ただ、韓国とか台湾は、日本の制度と非常に似ておりまして、審議会で価格や面積を決めるといふような制度をとっているというふうに承知しております。

○安倍善委員 今フランスの例を聞きましたけれども、フランスは契約したものは全量買入れれど、おっしゃるけれども、そうすると、いわばこの契約して来年契約しないとか、そうやって契約の相手方をふやしたり減らしたりすることはできるのか。

○生平説明員 フランスの場合には、SEITAという会社がございまして、そこが耕作者と契約をするわけでございまして、葉たばこの耕作につきましては、乾燥室というような投資をする、それから大変高い耕作技術が必要とするというようなこともございまして、大体今まで耕作している人との継続的に契約をしていくということになっていくのではないかと、ただ、審議会とかそういうことではなく、そのSEITAと耕作者を代表する中央会というものと協議をして決めていくという仕組みになっておりますので、そこで円滑にやっておられるのではないかと、中身の詳しい運用の面については、ちょっと私どもも十分わかっておりません。

○安倍善委員 いわゆる全量買入れ義務というのはずっと継続するおつもりでいらつしやいますか。

○小野博政府委員 今回の改革法案におきまして会社以外の者の製造たばこの製造を禁止しておりますが、その結果といたしまして、耕作者の生産した葉たばこの販路は日本たばこ産業株式会社のみに限られるわけでございまして、もちろん製造たばこの製造原料用以外の用途

という目的であられる場合は自由なわけでございまして、輸出は現状では、先ほど来国産葉たばこの割高な事情が御説明ございましたように、ほとんど不可能でございます。また、葉たばこにつきましては、他の用途に向けることは自由であるとは申しながら、かつて昭和三十年代ぐらまでは農産物の原料に使われたというようなこともございまして、現時点では、価格等の関係もございまして他の用途に使用するということが非常に困難なわけでございまして、そういうことから、葉たばこの買入れ契約を面積契約といたしまして、その契約に基づいて生産された葉たばこを全量買入れするという制度にしたわけでござい

ます。

こういうような意味合いにおきまして、この全量買入れ取り制というのは、今次改革法案におきましては恒久的な制度として位置づけられているものでございまして、したがって、会社の全量買入れの義務というものは恒久的なものとして位置づけられているわけでございまして、

○安倍善委員 時間の問題もございまして、自由、こういふぐあいにしていますけれども、耕作は自由、耕作して合理化努力を行った耕作者が、会社と安んじ契約でひとつ買つてくれと言ひ出したときにはどう扱われるのでございまして、

○小野博政府委員 現在の専売制度のもとにおきましては、耕作許可、全量収納ということになっておりまして、たばこの耕作は一般的に禁止されて、公社が特定の者について許可を行う仕組みになっておりますけれども、たばこ事業法のもとでは、先生今おっしゃいましたように耕作そのものは自由である。ただ、製造たばこの原料として新会社はその葉たばこを買つてもらいたいと思ふ者は、あらかじめ新会社と契約をした後に耕作をするということになるわけでございまして、ただいま申し上げましたようになかなか現時点では困難でございまして、例えば医薬品の原料であるとかあるいは鑑賞用であるとか、そういう

たものとしては自由なわけでございまして。

ただ、いろいろな意味で合理化努力をした結果、一般的な葉たばこの生産コストよりも安いコストで生産できるという方がおられたといたしまして、そういう場合にどうするかということでございますが、事業法のもとでは、国内産業たばこの買入れにつきましては、新会社と耕作者という当事者間の契約によることになるわけでございまして、価格につきましては、葉たばこ審議会が公正な審議を経まして適正な価格が答申されることになっておるわけでございまして、会社はその価格を尊重して契約をするということになつておるわけでございまして、通常この会社が提示する価格以下で契約を申し込まれるというようなことはまずあり得ないのではないかと考えております。

○安倍善委員 そういう意味からいって、耕作は自由といつてもこれは余り意味のない規定でございまして、自由に耕作した人間はじゃそれを何に売るか、これはたばこ以外の何かに売らなければならない、ちよつと耕作の自由といふのは、いかにも自由にしたような形で実質は余り意味のないような規定と思われましても、いかがでござい

ますか。

○小野博政府委員 最近の科学技術の進歩と申しますか、バイオテクノロジーとかいろいろな技術進歩も考えられるわけでございまして、また、あるいはかなり遠い将来のことであるかもしれませんが、国産葉たばこの耕作の合理化というものが進んで、仮に輸出競争力が生じたというような場合においては、それなりの意味を持ち得ると思ひますけれども、現時点では、先ほど申し上げましたように、葉たばこにつきましては会社

に売る以外にはないというのが現実だろうと思ひます。

○安倍善委員 余りこれ以上あれでござい

ますが、問題は、やっぱり葉たばこ審議会というものが結局これから大きな役割を占める。今までも大きな役割を占めてきた。これがある意味からい

と、私は、最初の出だしは、結局公社が独占権を持つていて、葉たばこ耕作者のいわば権利を守つてやるというような感じでしたのかと思ひますけれども、それが現実問題としてはいわば圧力機関になつていて感じに受け取られるわけでござい

ますが、これから審議会の構成メンバーをどうしていくのか。これはやはりどうしても一つの圧力機関として存続していきまうと、新しい会社の足を引く張るのではないかと懸念があるのでござい

ますけれども、それについていかががお考えでござい

○長岡説明員 葉たばこの価格と面積につきましては、これは耕作者の経営にとつては極めて重要な問題でございまして、その決定に当たつては生産者の意向も十分考慮して行われなければならぬという趣旨のもとに、適正公平な機関として、たばこ耕作審議会が設置されていると理解いたしております。

この審議会は、各界の学識経験者六名及び全国各産地から選ばれた耕作者代表委員五名で構成され、さまざまな見地から自由な議論の場を通じて、十分に適正公平に運営されているものと考えております。この趣旨は当然ながら、新法によつて設置されます葉たばこ審議会に引き継がれるわけ

でございまして、私どもは、やはりこの場を通じて自由に議論をし、かつそこで適切公平な結論が出るように運営をしてまいりたいというふうに考えております。

○小野博政府委員 ただいま総裁から現行のたばこ耕作審議会についての御説明がございましたので、葉たばこ審議会の構成について若干補足させていた

うな優良な農家を育成していくというような観点、そういうような施策を推進しているわけでございます。

それにつきまして、現在技術援助をやっているわけですが、そういう標準的な作業体系を実際に展示して見せるという必要もあると考えておりまして、そのために全国に百九十カ所の展示農場というものを設けてまして、そこでその生産性の向上というものを実際に見て、それによってさらに一般の農家にも普及をしていくというような施策もやっているわけでございます。

新しい制度に切りかわりまして、このような生産性の向上あるいは品質の向上のための必要な施策については、技術援助あるいは必要な助成措置を続けてまいりたいというふうに考えております。

○安倍(基)委員 時間もございせんから、この辺でいけば原料段階における合理化は打ち切りますけれども、私自身がつらつら考えますに、今まで働いてきた皆さんの権利も考えなくてはならないけれども、やはり米と同じように単に価格を上げ上げていって彼らの生活を見ろというのではなくて、生産性向上ということで、もしそこで人間が余ればほかの部門へ動いてもらうということを中心にしていかないと、これからは対応できないのではないかと私は考えます。この点、公社も同じ御意見かと思えますけれども、生産性向上というところを中心によく考えていただきたいと思うのでございます。いかがでございますか。

○長岡(基)委員 おっしゃるとおりだと思います。日本の農業が今当面しておる問題として、価格政策よりも構造政策といったようなことが言われていることも私も承知いたしております、葉たばこにつきましてもその例外ではないと存じております。したがって、生産合理化対策には真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

○安倍(基)委員 次は流通段階でございますけれども、これからの小売、卸のマージン、特に外国たばこについてのマージンなどについてもどうい

うぐあいの方針で臨むかということでございませう。これは国内と外国製の輸入品と同じマージンでやっていくのかどうか、その辺はどういう方向になるわけでございますか。

○森(基)委員 マージンの問題でございますが、まず国産品につきまして申し上げますと、現在、国産品のマージンにつきましては、本土におきましては一〇％というところになっておるわけでありまして、このマージンにつきましては、制度改正後におきまして、私どもとしては一律一〇％というものを踏襲してまいりたい、いわば地域によりあるいは小売店によって差を設けるというようなことは考えていないわけでございます。

それから、輸入品のマージンでございますが、これは現在八・五％ということになっております。これにつきましては、かつて昭和五十五年当時におきまして、国産品と同率のマージンに引き上げたという外国メーカーの希望もございましたが、いろいろ話し合いの結果、とりあえず八・五％、当時は七％でございましたが、八・五％というところにいたしました。その後状況に応じて国産品並みに引き上げるといふような話があったわけでありまして、その後におきまして外国メーカーは現在の八・五％というものの据え置きを希望をいたしております。

ただこれは、本年、輸入品につきましても輸入価格の交渉を行いました際に、外国メーカーといしましては、このマージンにつきまして小売店から大変強い一〇％への要望があるわけでございますが、そういうことも理解して、近い将来引き上げについて優先考慮するということを言っております。いずれにしましても、このマージンは国産品も輸入品も同様でございますが、今後は契約ということになるわけでございます。この点について、現段階でまだ具体的にどうするかということについて外国メーカーは明らかにいたしておりません。

○安倍(基)委員 そういたしますと、輸入業者で

かつ卸をやる連中が、今度は公社と関係なく小売店とやるわけでございますけれども、それについてのマージンは彼らの自由になるわけでございますか、それとも、会社のある程度の関与があるわけでございますか。

○森(基)委員 卸のマージンにつきましては、これはまた小売のマージンと同様に、外国メーカーと卸販売業者との契約ということになるわけでございます。

びに母子及び寡婦福祉法の適用を受ける母子家庭の母の方及び寡婦の方からの申請があった場合には、専売公社は指定基準のうち、既設販売店との距離及び取扱高の標準につきまして二割緩和して適用していただくことになっております。制度改正後におきましても、たばこ事業法の小売販売業の許可基準につきましては、現在の指定基準と同じく、距離基準及び取扱高基準を維持することとしていただいておりますが、身体障害者福祉法の適用を受ける身体障害者並びに母子及び寡婦福祉法にいう母子家庭の母親及び寡婦につきましては、専売法のもとにおける距離基準及び取扱高基準の緩和の果たしてきた社会政策的な役割にかんがみまして、今までも同様にこれらの基準を緩和してまいりたいと考えております。その緩和の程度でございますけれども、現在と同じく二割程度というふうに考えております。

○安倍(基)委員 それで、卸商から小売へのマージンはどうなるのですか。それは彼らの自由になるのですか。

○安倍(基)委員 いずれにいたしましても、流通段階では相当競争というから、輸入たばこのあれがあるという面におきまして、これは原則に対する合理化とはまた別に、十分進んでいくのじゃないかと私は考えております。

○安倍(基)委員 時間もございせんから少しはしりまして、流通段階の話はそのくらいにいたします。あと、税金と、たばこ会社の公的制約の問題でございます。

公的制約の問題につきましましていろいろ我々議論をしていただいております、今回のいわば新会社につきましまして、取締役、監査役の選任について認可にかかわらしていただいておりますけれども、一つの考えは、代表取締役だけでもいいじゃないかという議論もございまして、これはほかの法人、特殊法人あるいは他国の例との比較と申しますか、なぜ取締役、監査役までを認可のあれにかかわらしたかということについての御説明をお願いしたいと思います。

○小野(博)政府委員 ただいまお尋ねがございまして、母子家庭等への問題でございますけれども、現在、小売人の指定に關しましては、身体障害者福祉法の適用を受ける身体障害者の方並

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。取締役の選任決議につきましては「大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。」とい

うことにいたしておりますのは、新会社は我が国たばこ産業の健全な発展を図るという使命を持った法人であるということ等にかんがみまして、業務執行に關しまして新会社の意思を決定する機関すなわち取締役会について、その適正さを確保するという観点からでございます。

なお、代表取締役についてでございますけれども、大蔵大臣の認可を受けて選任されました取締役によって構成される取締役会が、その中から互選によって代表取締役を選定するわけでございまして、人事の適正という点につきましては十分に担保されるものというふうに考えております。また、経営層内部のコンセンサスという面から見ましてこれを確立し、また経営の自主責任体制を確立するというためには、人事について取締役の自主性と責任体制にゆだねるということが望ましいというようなことを考慮いたしまして、大蔵大臣は代表取締役の選任については関与しないこととするのが適当であるというふうな判断から、大蔵大臣の認可対象から外したものでござい

ます。また、監査役につきましては、取締役の職務の執行等会社の業務を監査するという職務を担っているわけでございまして、その人事についての適正さを確保する必要から大蔵大臣の認可を受けることとしていたしております。

お尋ねのございました他の特殊会社の例でございますけれども、取締役及び監査役の選任について主務大臣の認可対象となつていないもの、ただいま御審議願つております日本たばこ産業株式会社法案と同様の規定をされておりますのは、国際電信電話株式会社、それから現在審議中でございますが、日本電信電話株式会社法案がそのようになつております。また、次に先ほど先生がおっしゃいました代表取締役及び監査役の選任について認可対象となつていないものとしたしましては、中小企業投資育成株式会社、日本自動車ターミナル株式会社、それから関西国際空港株式会社でございます。それからまた、取締役、代表取締役及び監

査役の選任について認可対象となつていないものもございまして、これは沖縄電力株式会社、日本航空株式会社等がそのようになつております。なお、その認可対象とはちよつと違つてございましてけれども、東北開発株式会社につきましては、総裁、副総裁は内閣総理大臣が任命する、理事、監事は株主総会で選出された候補の中から内閣総理大臣が任命するということになつておりますし、電源開発株式会社につきましては、「総裁、副総裁、理事及び監事は、株主総会の意見を聞き、内閣が任命する。」ということになつております。

○安倍(基)委員 私がお聞きしているポイントは代表取締役の認可だけでいいのではないかと、この質問でございますが、代表取締役だけの認可と個々の取締役、監査役の認可と、いささか後者の方が監督が厳し過ぎるのではないかと、代表取締役だけでいいのではないかと、このことについての質問でございます。その点についてお答え願ひたいと思ひます。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま他の特殊会社の例で御説明申し上げましたように、会社の役員的人事について主務大臣としていかなる関与をするかということにつきましては、強弱と申しますか、硬軟と申しますか、いろいろな考え方があろうかと思つております。

私どもが今回のような法案といたしましたのは、先ほど御説明申し上げましたように、確かに先生のおっしゃるような考え方もあろうかと思ひますけれども、取締役全員について認可をすることによつて、むしろ代表取締役につきましてはそれらの認可された取締役から構成される取締役会が選ぶ方が、企業経営としてのコンセンサスあるいは経営の自主責任体制という意味からいつてむしろ好ましいものではないかというふうな考え方に基つておるわけでございます。

○安倍(基)委員 この点につきましてはおたくの方にもいろいろ議論があると思ひますけれども、いずれにいたしましてもできるだけ経営の自主性と申しますか、さつき外国との競争とかいろいろ

な問題が起つてきておる、しかもさっきの審議会という足かせもある。その足かせをどういうぐあいにもうまく運用していくかという面からいいますと、やはり企業的なセンスで運営しなくてはいけないということが考えられますので、この点についてよく検討していただきたいと思ひます。この点についてひとつ総裁はいかがお考えでいらつしやいますか。

○長岡(義)委員 これは私からお答え申し上げる筋かどうか、いささか疑問でございますけれども、考え方としては確かに二つあると思ひます。代表取締役だけでいいじゃないかという考え方もございまして、政府の案にございまして、取締役に關しては新しい株式会社の公的資格等に照らして大蔵大臣がその人選に關与されまされども、後だれを代表取締役に選ぶかというところまでは人事に介入しないというのも一つの考え方ではなからうかというふうな考え方をしております。

○安倍(基)委員 大蔵大臣が来られてからちよつと大蔵大臣の御見解もお聞きしたいと思つております。

いろいろ内部の問題につきましてあれがございまして、資金の借り入れ、一般社債の発行につきましては、金額のいかにによりましては会社にとつて非常に大きなことではござい

ますけれども、一方、経営の自主責任体制を發揮しながら経営の合理化に努めていくという会社のスタンスからいいますと、これは適時適切と申します

か、機動的、彈力的に借り入れをしたりあるいは一般社債の発行をしたりしなければならぬというふうな考えられるわけでございます。そういう意味で、会社の経営責任にゆだねるという意味

で認可の対象から外しているわけでございまして、さっきの公的規制につきましては大蔵大臣の御意見を承ることにいたしまして、たばこ消費税の関

連に移つてまいりたいと思ひます。

と申しますのは、さつき冒頭でお話いたしましたように、専売納付金にするか消費税にするか非常に大きな問題でございまして、このたばこの商品の特色から申してどの程度の消費税を課するかということが非常に大切なことになつておりますが、今回の税率の決め方は、承るところによりまして現行納付基準と同一水準になるようにつくとしたところでございまして、その納付金率はどうやうなものでございまして、この決め方が結局現在の税率にそのままスライドされているというわけでございまして、その納付金率そのものがよかつたかどうかというものが非常に問題になるのでございまして、この点についての御説明を承りたいと思ひます。

その前に、ちよつと大臣が戻られましたから……

今問題となりましたのは会社の公的制約ということでございます。今回の法案では取締役、監査役すべてを大蔵大臣の認可に係らしめておる。それに対して代表取締役だけでいいんじゃないか。要するに企業的な要素を導入するという面からいいますならば、一人一人の取締役、監査役を認可の対象に係らしめるのではなくて、代表取締役だけでいいのではないかと、この考えがあるの

でございますけれども、これについて大蔵大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○竹下(国務)大臣 それも一つの考え方だと私は思ひますが、取締役をその認可から外して、その今度自主性で代表取締役が選ばれる。だから、むしろ自主性を与えるという意味において、今度の分がより私はいいんじゃないかな、いささか見解を異にするところじゃないかというふう

に思ひます。当然そのことも法案作成の段階で議論になった問題である。そこで、他の機関とのいろいろ比較をしたりして、結論的に申しますと、それそのものが認可を要する、そして、その中から代表取締役さんを自主的に選ばれるということの方がより

妥当ではないかと思つたわけでありませう。

○安倍基委員 この問題は見解の相違もあるかと思ひますけれども、いずれにいたしましても、今後のこの法律の趣旨が民間的なセンスでもって経営していかないと外国と太刀打ちできないよという事でございまして、その点を十分考へていただきたいと思います。

次の、さつき言ひ出しましたたばこ消費税の關係に移りますけれども、海外では相当高率なたばこ消費税である。これは付加価値税が加わつた結果かと思ひますけれども、私がここで御説明願ひたいのは、現行の納付金率とどういふぐあいにして同一水準な形で税率を決めたのかということが第一点。

第二点は、この基礎となつた納付金率というのが、過去の例から見ますと、これは専売公社にいろいろ御迷惑をかけたのでございましてけれども、いろいろな形でもって特別納付金というように、やはり納付金率というものはそれだけの利潤を生む形でできていたのではないかといたしますと、このいわば税率の基礎になつた納付金率が果たして正しかったのかどうか、若干甘かつたのではないかと。納付金率はどうやって算出されたのであるか。

この二点についてお聞きしたいと思うのでございませう。

○小野(博)政府委員 現行の納付金率が今回のたばこ消費税率のベースとなつておるといふことでございまして、現行の納付金率についてまず御説明申し上げます。

現在の専売納付金率は、先生御案内のように、昭和五十五年に、製造たばこに含まれる専売納付金相当分の明確化に資する、それとともに財政収入の安定的な確保、それから専売公社の経営責任の明確化、こういうことを目的として法定されたものでございませう。

当時納付金率を設定するに当たりましては、高価なたばこほど高い率となるよう累進的なものと

なることを基本理念として、全体としての平均納付金率の水準を過去十一年の平均である五五・五〇程度といたしまして、各種別、等級別の納付金率の決定に当たりましては、その平均的水準を基礎に、五十四年度の予算ベースでございませうけれども、五十四年度における各種別、等級別の益金率の見込みを考慮して設定したものでございませう。

○梅澤政府委員 今回の専売制度の改革に伴ひまして、現在の専売納付金を新しくたばこ消費税法案として現在御提出申し上げておられるわけにございませう。

現在の専売納付金の実質的には消費税の機能といひますか性格を持つておるといふことは、これは例へば五十五年に納付金が法定化されましたに、政府の税制調査会の答申等でもこの考え方ははっきり示されておられるわけにございませう。性格的には現在の納付金も消費税的な機能を持つており、そういう性格を持つておるといふことでございませうが、今回の制度改革に伴ひまして、いわば現在の納付金の持つておられる消費税的な性格、機能というものを、機能面でも制度面でも消費税として純化するというのが今回の私ども御提案申し上げております消費税法案の内容でございませう。

そこで、税率をどのように設定するかという問題でございませうけれども、御指摘になりましたように、ただいま御提案申し上げております新しいたばこ消費税率は、従価税割と従量税割の二本立ての税率に設定していただいておりますけれども、トータルとしての負担率は、まず現行の納付金率、これは国税たる消費税と地方たばこ消費税、両方合わせた負担率でございませうが、それを合わせたところでトータルとして現在の納付金率の水準と同一にする、同時に、たばこの種類別といひますか、法案で申しております区分別の納付金率も同一のものとして設定するということになつておられます。

税率水準をどうするかというのはいろいろ議論があるわけにございませうけれども、先般衆議院

がございまして、現在の我が国の納付金率

を仮に消費税率というふうに見てしまつて、各国比較いたしまして、欧米諸国の大体中位ぐらいの水準にございませう。ただいま付加価値税を含めたところではかなり低いのではないかと、御指摘がございませうけれども、一面、そういう見方もございませうけれども、一般的な消費税といひますか、付加価値税を持つておられる場合の税体系と、その中における個別消費税の負担率というものを比較する場合に、付加価値税を全部含めたところで負担率というものは果たして適当かどうかという議論は私どもも思つておられるわけにございませうが、そういう議論はさておきまして、い

づれにしても新しい制度が発足するわけにございませうし、従来実質的な消費税としての納付金率といふのは、それなりに定着しておつたものでございませうから、とりあへず現行の水準でもって新しい消費税制はスタートする、その後の税率展開等につきましては、これはたばこ消費税に限りませう、今後の財政事情とかあるいは消費の動向、それから我が国におきます間接税、なかんずく消費税体系とのバランス等を考えながら今後のたばこ消費税の税率を考えていくことになるうかと思ひませう。

○安倍基委員 私は何も、大衆の手が届かないように値段を上げるために税金を上げろとは言つていないのでございませうけれども、ただ一つ、い

わばこの納付金率と申しますものは、過去において、この納付金率をもって計算はしてみても、もしそれ以上にお金がかつたというだけでも、いざとなれば納めることができないという大きな財源であつたわけにございませう。今後は法人税を納めるからいいではないかという考えもあるかと、思ひますけれども、一度決めた税率というのはいかに変えることはできない。特に外国たばこあたりがいろいろ入つてくるというときに、この税率問題というのは非常に大切な問題でございませう。今までの納付金率をそのまま踏襲するといふ形でよかつたのかどうか、いささか疑問があ

るわけにございませう。

要するに、一度決めた税はなかなか変へづらな。安くするのは簡単だけれども、高くするのはなかなか難しいわけにございませう。そういう意味合いにおきまして、これから原価が下がってくるというような場合に、税率の見直しをするのかどうか。もともと、たばこというものが原価と小売価格との差額をもつて財源とする、それを個人が山分けしてはいけないという趣旨から出てきた専売でございませうので、この点、今回の納付金率をそのままスライドした形がいいのかどうかといふことはいささか疑問があるのでございませうが、今後の推移によつてこの税率の見直しをするのかどうか。これは大蔵大臣にお聞きしたいと思ひませう。

○梅澤政府委員 大臣の御答弁の前に若干御説明を申し上げることをお許し願ひたいわけにございませうけれども、先ほど申しましたように、ただいま御提案申し上げております新しい税率の組み立て方は従量税割と従価税割というふうになっておりますが、なかんずく、従量税割につきましては、これはたばこ消費税に限りませう、現在までも各種の間接税の中で従量税割のものにつきましては、物価、経済の動向等に依りまして適宜見直しをし、その都度立法府に御提案申し上げておられるわけにございまして、今後の予測といたしまして、たばこ消費税につきましても、従量税割の部分につきましてはやはり物価の動向等を勘案しながら適宜見直しをしていかなければならないといふことは当然予想されるわけにございませう。

それからもう一つ、今おつしやいましたように、例へばコストが下がる、あるいはその結果小売価格が下がるといった場合に、従価税割の方は一定率にしておきますとそれだけ租税収入が減るということになることは事実でございませう。したがひまして、そういう場合には従価税率をどういふふうに変へるかというの、実はその前提といひまして、そういうコスト状況になつた場合に価格政策をどう考えるかという問題にもなるわけにございませう。同時に、今度は新会社になりま

した場合には、先ほど御指摘になりましたように法人の利益部分については新しく法人税負担という形で新しい負担もしていただくということでもございすので、もちろん消費税率の水準というのが新しい情勢になりました場合の価格を考へる場合の一つの要素であるとは存じますけれども、そういった事態になりましたときに直ちにそれを消費税で吸収してしまふというふうなことを一義的に今の段階で申し上げるわけにはいかないというところでございす。

○竹下国務大臣 これは先ほど安倍さんの御意見を交えての御質問の中にもございしましたが、一人当たり所得水準で各国のものを比較していらつした。やはりどちらかといえばよく言われる直間比率の間の方へ重点のかかった税制志向をしておる国の方が高いというふうなことは大ざっぱに言えると思うのであります。

消費税、これもまた健康と喫煙とかいろいろな矛盾を感じながら常に考へるわけでございすけれども、やはりこの問題は絶えず将来見直すことはあり得ることであつて、それはそのときの財政事情あるいは諸般の状況を判断して決めるべきことではなからうか。だから一概に——極端なことを言う人があります。もう一本に十円ずつ値上げしてしまへ、そうすれば選択の自由がそこにあるのだからむしろそれくらいやった方がいいというふうな議論をする人も確かにございす。それだけに消費税というものの全体の中で検討していくべき課題だ、だからやはり見直しはあり得るという前提の上に立つべきではないかというふうに私は考へるわけであります。五十八年、九年の特例納付金の、例の一円値上げのときにもそうした議論をいろいろしたわけでございす、あれは時限でございすけれども、たびたび議論されていく課題であらうというふうに私は事実を認識いたしております。

○安倍(基)委員 余り税金を上げる話をすると選挙には非常な不利なんでございすけれども、納付金から消費税に移り変わるときにはやはり慎重に

考へるべきでなかつたか。単に同じ額だけということではなかつたのかどうか。しかも、納付金率というものは過去何年間のいわば実績を考へたウェイト、というの、つまり余り合理化されてない状況でやつた率でございすので、そこで一遍決めちやうと後で困りはしないかというのが私の懸念でございす。

それはそれといたしまして、次に地方たばこ消費税の関連でございす、今までは公社が一括して各市町村に、あるいは県に納めておつた。これからは御売業者が個々にそれぞれについてやらないといけない、非常に手続が煩雑になるのでは、地方たばこ消費税は地方税でございすけれども、結果的には六大都市に集中しているのではないかとこのことでございす。その場合に、府県税とそれから市町村税との合計の意味でございすけれども、いわば全体のたばこ消費税の中における六大都市の占める割合をお聞きしたいと思ひます。

第一点と第二点、自治省に御説明願ひたいと思ひます。

○湯淺説明員 地方たばこ消費税につきましては、御案内のとおり昭和二十九年に地方自主税源の充実をするという考へ方のもとに大規模な税財政の改革が行われたわけでございす、このときに設けられたわけでございす。

そのときの考へ方は、この地方たばこ消費税というものは、税源が地域的に偏在をしておらず、またその税収入が年度間によって余りばらつきがなくて安定的であるということで、地方税として極めて適切な税であるという考へ方からこの税制が設けられまして、既に三十年の経過があるわけでございす、その間、税率等は一貫して引き上げが行われまして、関係者の皆様方の御理解によりまして税制としては充実してまいつてきているところでございす。

今回、地方たばこ消費税の問題につきまして、は、たばこの専売制度の改革に関連いたしまして、

輸入の自由化というような問題についてどのように対応するかということではいろいろと検討を進めたわけでございす、基本的には国産たばこの流通経路というものが現在と変わらないということもございす、現行制度の基本的な枠組みを維持しながらこの制度に所要の調整を加えれば足りるという判断に立ちまして、今回関係法案を国会に提出をいたしているところでございす。

したが、制度的には全く複雑にするという考へ方はございせん、現在専売公社が行っている納税のやり方をそのまま輸入のたばこにつきましてもやっていたらという考へ方では対応していきたくはないというふうに考へてゐるわけでございす。ただ、取り扱い本数が極めて少ない納税義務者も最初のうちはあろうかと思ひますので、その点につきましては申告時期の特例などを設けますなど、納税事務の簡素化につきましては配慮いたしまして、今後とも納税事務の便宜を図るよう努めてまいりたいというふうに考へてゐるところでございす。

第二点、六大都市にこのたばこの消費税というものが集中しているのではないかと御質問でございすけれども、私も、手元には実は都市の分だけしかちよつと集計をしてこなかつたわけでございすけれども、いわゆる昔の指定都市、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の各市とそれから東京都の特別区、この六つの地域におきましてたばこ消費税の市町村税のたばこ消費税全体に占める割合は約二二%でございす。

○安倍(基)委員 私がこの前もらつたのには都も含めて三八・五%とあるけれども、数字がちよつとおかしいな。

○湯淺説明員 市町村税の税に限って私申し上げたわけでございす、昭和五十七年度の全体の市町村税におけるたばこ消費税の総額が約四千八百七十八億円でございす。この中の先ほど申し上げました横浜以下六大都市の市町村たばこ消費税が一十七十六億円でございすので、第二二%という数字が出てまいります。

○安倍(基)委員 ほかの国では、たばこ消費税というのの地方税になつてゐるのですか。

○湯淺説明員 諸外国の状況につきまして、私どもすべての状況を把握していないわけでございす、例えばアメリカにおきましては、連邦税のたばこ税のほか州税としてたばこ税を徴収しているところがあるようございすし、またカナダにおきましても同じように、連邦税のほか州税を徴収しているところがあるようございす。ただ、市町村税につきましては私も詳細を承知いたしておりません。

○安倍(基)委員 アメリカやカナダは連邦制でございまして、それぞれの州が半分独立国みたいな形になつてゐるわけなので、欧州諸国は御存じないですか。

○湯淺説明員 私どもが承知している範囲では、地方税としてのたばこ税はないんじゃないかと思ひます。

○安倍(基)委員 臨調答申に言う「国及び地方のたばこ消費税の在り方については、政府において検討する。」というの、どういう意味でございすか。

○湯淺説明員 私、最初に申し上げましたとおり、この地方たばこ消費税につきましては、昭和二十九年に創設されて以来、この地方たばこ消費税は地方の独立税として維持することが望ましいという考へ方に立ちまして、輸入の自由化に伴つて所要の調整を行うという考へ方からこの地方たばこ消費税に対応すべきものと我々は理解しております。

○安倍(基)委員 私は臨調の答申について聞いておるので、臨調関係の方にお答えいただきたいと思ひます。

○新村説明員 お答え申し上げます。臨調の基本答申では「国及び地方のたばこ消費税の在り方については、政府において検討する。」というふうに提言しております。これにつきましては、国、地方のたばこ消費税のあり方は、ただ単にたばこ消費税としてだけ考へるのではなく

て、税制全体の中で幅広く検討する必要があるだろう。それからもう一点は、相当技術的な側面も含んだ問題である。そういうことで、臨調としてはその中にまで立ち入る時間的余裕はとてごさいませんで、政府において適切に御検討いただきたい、そういう提言をいたしましたものと私も承知しております。

○安倍(基)委員 私は何も地方の財源を全部国へ吸い上げると言っているわけじゃないのですけれども、いろいろな税金が六大都市というが富山県に集中し過ぎておるのじゃないか。地方自治の名においてそれぞれの独立財源を持つことは非常にいいのですけれども、例えば東京都あたりが随分行革やたら給与を上げると言っておりますけれども、あれは行革を余りやらなくても自然に金が集まるように大きな都市は構造的にできていると私は考えているわけでごさいます。一方、地方の県あるいは都市は、財源を非常に乏しくしたような形をしておるけれども、現実的に大して収入がない。ですから、美濃部さんがめっちゃくちゃやたらから赤字になりましたけれども、普通にやっていたら黙っていても東京都あたりは懐はほくほくなんだ。

これは一つのアイデアですけれども、地方税について、交付金みたいな形にして財政の苦しいところへ回すという種類の地方税体系をつくってみてはどうか、たばこ消費税をその一つのはしりにしてみるのも一つの考えではないかと私は考えているのでございすけれども、この点、自治省、そして大蔵省の御見解を承りたいと思います。

○湯浅説明員 地方税におきまして一番の悩みの種は、おっしゃるとおり税源が偏在しているということでごさいます。そういうことを勘案いたしまして、交付税制度におきましてたばこの財源調整を現在も行っているわけでごさいすけれども、現在地方団体に付与されている税源は、私どもの立場からいいますと、地方自治を維持するための最低限の税源であるという理解の上にまづ立ちまして、今後とも地方税収の充実をむしろお

願いをしてまいりたいという立場でごさいます。そういう点から、今回のたばこ消費税につきましましては、特に税源の偏在が他の税目に比べて少ないという問題もございすし、また税収入が非常に安定的であるというところから見ましてもむしろ地方税として非常にふさわしい税だということから、今後とも地方独立税として維持させていただくようお願い申し上げたいと思うわけでごさいます。

○安倍(基)委員 今、自治省とともに大蔵省はどう思うかということをお聞きしたのでございすけれども……

○梅澤政府委員 地方税制の問題でございすので、国税の税制当局者としては具体的なことコメントは差し控えていただきたいと思います。ところでございすけれども、今回のたばこ消費税の問題につきましましては、国税、地方税を通じて税制調査会でも御了承を得た案で、政府の案として立法府に提案を申し上げておるということだけをお申し述べさせていただきます。

○安倍(基)委員 今すぐどうこうということもちょっと答えにくいのでございすけれども、いずれにいたしましても中央の行革は一応軌道に乗り始めておる。地方の行革をいかに進めたいのか。そのときにおいて、税源をどう配分していくのかという問題は非常に問題になる。中央と地方のたれ合いということをお正していかなきゃいけない。そのためには地方税をどう考えていくか、そのときにその偏在をどうしていくのかという基本問題を考えていかなくちゃいけないと私は思うのでございす。たまたま地方たばこ消費税はだんだんと税率が上がってきておる。それが六大都市の方に集中していくのじゃないか。計算の話は、今の説明との関係がございましてちょっとあれでございすけれども、いずれにいたしましても、一つの例といたしまして、これからの検討課題にすべきなのではないかと思うのでございす。

そろそろ時間も参りましたから、最後に締めく

くりでございすけれども、今回の法案、臨調答申の趣旨を言いましたけれども、今回の特殊法人化は基本的には誤りではない。しかし、それならば、さっき申しましたように、たばこ耕作審議会のような重荷を負った形でいつてはおかしいのではないのか、その運用をよくよく考えていかねばならないのではないのか。また、原料段階のいわば合理化という面で、単にたばこ耕作者のエゴ、エゴという言い方は厳しけれども、価格を激変緩和は考えなくては行けないけれども、価格を上げることによってというのじゃなくて、生産性向上ということによって処理していくべきなのではないか。そして、流通段階、加工段階の自由化をどう進めていくか。ただ、その場合に弱者に対する方法ということとは十分配慮しなければいけませんし、激変緩和を考えなければいかぬということでごさいすけれども、そういう点を配慮していただきたい。

それからもう一つ、輸入たばこの競争というものをこれからどうしていくのか、たばこ消費税のあり方についてよく考えていくべきではないかという点でございすけれども、最後に大蔵大臣のお言葉をいただきました私の質問を終わりたいと思います。

○竹下国務大臣 今、みずからの質問を振り返って整理された締めくくりの御意見であったと思うわけでありす。

その中で御指摘なさいました問題につきまして、いわばたばこ審議会等が、それぞれの立場に立った権利の主張というような形の中で運営されることは極力避けるべきである。だから私は、言葉で申しますならば、いわばたばこ産業全体を支えていく一つのグループとしてその中に公正な意見が語れるであらうし、またそういう方々をお選

び申し上げなければならぬではないかというふう

に申し上げたわけでありす。それから、流通段階の問題も、御指摘のあった問題それをもっともな御意見であらうかと思うわけでありす。

そしてまた、最後の地方税の問題であります

が、これはやはり公経済を支える車の両輪としてのそれぞれのあり方がございすし、考えようによれば、かつては平衡交付金と言ひ、基準財政需要額、基準財政収入額、そういうようなものから勘案してそれが今の交付税という名前になったけれども、私はこれは地方自治への一つの前進、言葉そのものは前進したではないかというふうにごさいす。

そして地方税、いろいろなものがあるわけですが、税源が偏在しておるという事実はございす。しかしながら、またそこには交付税制度の配分等によってそれなりの権衡を自治省そのものでおとりになっておりますし、また国全体の施策の中で見ますと、例えば東京都は東京都で収納される国税の恐らく九・何多しか還付されてはいない。還付倍率恐らく九・幾らだろうと思ひます。私の島根県とか沖縄のごときは四三〇とか四四〇でございすから、そういう税源の乏しいところにはまた総合的な政策の中でいゆる配分がなされておるのではないか。だから、今の場合もう一度、言葉が適切でございせんが、中央集権的な物の考え方に戻るといふことは私は適切ではないのではなからうか。ただ、税源そのものが偏在しておるという

ようなことからして、絶えず税制調査会等で広範な立場から御議論をいただく課題であるという事実認識そのものは持つておるわけでありす。いずれにいたしましても、新会社が仮に国会で通していただいて四月一日に発足をいたすということになりましたならば、その間に政令なり省令なりあるいは定款等々本院等の議論を中心にながら詰めて、出発に当たっては万全を期さなければならぬ課題だと考えております。

○安倍(基)委員 私、今ちょっと誤解があつては

いけないうのでございす。中央集権に戻れとまでは言っていないのでございす。いずれにいたしましても、地方税におけるアンバランスを地方税の内部である程度分けていくというシステムも要るのじゃないかという気がするわけでごさいす。

大臣、長い時間御苦労さまでした。ありがとうございます。

○中西(啓)委員長代理 午後一時三十分より再開することし、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○正森委員 現在継続しておりますたばこ関連の五法案について、これから質問をさせていただきます。既に多くの同僚議員が質問になりましたので、多少重複する点があるかも知れませんが、お許しを願いたいと思います。

そもそもこの法案は、たばこにつきましては国に対する専売納付金が一兆円を超える、あるいは地方自治体に対するたばこ消費税が五十九年度予算ではやはり八千億円を超えるというよう明白な財政物資に關連する法案であります。

私は、總裁には申しわけないのですが、大学に入りましたときに結核になりました。医師からたばこを厳重にとめられまして、以来、禁煙いたしました。三十有余年たばこを吸っておりませんが、専売益金に対しては貢献をしております。毎日の晩酌をしております。酒税の方で大いに貢献をさせていただきます。ということではバランスをとっております。

しかし、そういう重要な財政物資、しかも、後の方で質問をいたしますが、我が党の賛議員も非常に詳しく指摘されました喫煙と健康との関係という点から考えますと、専売公社という制度をやめて、特殊会社とはいえ民間会社に移行するということについては、国民の間に重大な問題点があるというように言われているわけでありまして、そういうように民間会社に移行する上で一番基本になりますのは、やはりどんな会社でも会社を設立するときは、資本金をどうするか、今後の利

益処分をどうするかということが、いやしくも民間会社である以上、イロハであろうと思ふんですね。

そこで、この間、渋沢委員などが御質問になりましたが、資本金についてのおおよその考えを承りましたが、まず最初に總裁に、現在、日本専売公社は資本金が幾らであり、資本積立金が幾らであり、それはいかなる根拠に基づいてそういうことになっておるのか、御説明を願いたいと思います。

○長岡説明員 現在の専売公社の資本金は二百三十二億六千万円でございます。

それから資本積立金が二百二十六億四千六百万円でございます。

この資本金の金額は、私の記憶では、たしか公社発足のときに国からの出資ということで決められたように承っております。

それから資本積立金の方は再評価の積立金でございます。

○正森委員 ここに日本専売公社の監査報告書があります。私は、最近のものだけではないに、あとう限り過去にさかのぼって、専売公社に一冊しかないのであるものもございましたが借り出して、読ませていただきました。それを見ますと、おっしゃる通りに、公社が発足時の資本金は三十九億九千九百二十万四千円。その後、二十四年度の固定資産及び棚卸資産の増加額百九十二億六千五百八十八万円を資本金に繰り入れて今おっしゃるような二百三十二億五千九百七十九万二千円になった。

それから、資本積立金は、ここにちょっと資料も持っていました。資産再評価というものが昭和二十五年の法律でなされて、特に昭和二十九年には資本充実法と略称して呼ばれておりますが、強制的に行うというふうなことの関連もあつて恐らく公社も再評価されたと思うのですが、三十年一月一日現在で行った固定資産及び無形資産の再評価による評価益を積み立てたものであるということになっておりますね。

そういうような経過を前提にいたしました。これまでのいきさつを見てみるわけですが、その後、毎年毎年公社の利益積立金がなされております。私が見ました監査報告書というのは、たしか三十年以降しかございせんね。そこで、それ以前のことはよくわからないのですが、あなた方の監査報告書によりますと、公社の利益積立金は昭和二十五年から二十七年までは棚卸資産、固定資産及び無形資産の増加額、それから昭和二十八年度から四十一年までは固定資産及び無形資産の増加額、変わったのです。それから、四十二年から五十三年度までは棚卸資産、固定資産及び無形資産の増加額から長期借入金

の増加額を控除——減少した場合はたがって加算ですね、した額、五十四年度からは当期純利益を積み立てたものであるというふうな途中まで、四回の変更がなされております。したがって、利益積立金につきましても一概に一律的に規定することはできないわけでありまして、しかしながら、そういう点を考慮してもなおかつ、いただきました資料による公社の資本金についての考え方については十分理解できないような点もあるやに思われるわけでありまして。

そこで、伺いたいと思いますが、この間大蔵委員会に御提出願った「日本たばこ産業株式会社」の資本金についての考え方ですね、これを見ますと、五十九年度末たばこ事業貸借対照表純資産額は一兆一千二百二十億である、そこから未払い地方たばこ消費税、退職給付引当金等四千億を引くと、そうするとたばこ事業に係る出資財産の額は七千二百二十億である。それから五十四年度から五十九年度までのたばこ事業に係る利益の合計額五千五百九十億を引くと、一応資本金の上限と考えられるものは千五百三十億、おおむね千五百億である、こうなっておりますね。

そこで、二つの点を伺いたいと思います。

まず第一に、五十四年度から五十九年度までのたばこ事業に係る利益の合計額五千五百九十億円を引くことになるのですが、いかなる根拠

で五十四年から五十九年度までを引くのか。

考え方としては、若干変更がありまして、棚卸資産まで、増加額まで入れた時期がごく短い時間ございましたが、その後はほぼ似たような考え方であるというわけですね。そうしますと、昭和五十三年度以前の利益積立金というのは、ここに公社の資料を持ってまいりましたけれども、約六千億前後ですね。それを五十四年度の段階で切つて、五十四年度以後の利益積立金だけは除いてということになぜやるのか。その十分な合理的根拠がなければ、なぜ昭和五十五年から五十九年度を除いてはいけないのか、あるいはなぜ昭和五十二年から五十九年度までを除いてはいけないのかというの

は疑問が当然出てくるのです。したがって、なぜ昭和五十四年から五十九年度までの利益の合計額ということでお除きになったのか、その根拠を御説明願います。

○長岡説明員 利益金概念というもののについて、正森委員御指摘のように過去において何回か変更がございました。これは経緯を一つ一つ私勉強しております。どうも、どうも趣旨でそういう計算の根拠を変えたかということにつきまして、必要であればまた補足的に理事から御説明を申し上げます。五十四年度の法律改正によりまして納付金率が法定されました。いわばこれは今までの専売納付金の納付のルールが根本的に変わりました。売上税的な要素になりました。その納付金率の法定と同時に結局納付金を納めた残りのものが公社の利益であるという利益概念も非常にはっきりと確定をしたわけでございます。したがって、先ごろこの委員会にお示しいたしました資本金の上限計算の場合に、いろいろと議論がございました。よろしく、この範囲であればまず現在の民間企業の利益積立金等の概念に照らして御疑問がないであろうと思ふる点に絞ります。五十四年度以降の利益金の合計額を表示したような次第でございます。

○正森委員 一応の御説明になつておりますけれども、しかし、昭和五十四年から納付金率につ

いて、五六%前後でしたか、正確には端数があつたかも知れませんが、決まって、利益金の概念が出てきたと言いますが、それまででも公社が代々利益積立金ということで積み立ててきて、その根拠を私なりにあなたの方の監査報告書について申しましたが、考え方としては大きく変わっていないのです。

資料がございすけれども、従前も、現行の納付金率制度が昭和五十五年に導入される以前、昭和四十六年度から大蔵省と専売公社との覚書に基づいて行われていた専売納付金率制度というものがあつた。

それは総裁にお答え願うのはあれですから、理事にお答え願つてもいいですが、時間の関係で私が申し上げますと、第一種納付金というのはたしか総定価代金の五六%ということになっておりました。間違つていたら言うて下さい。第二種納付金というのは残りの事業益金の三七・五%、こういうことになっていて、この残りの事業益金の六二・五%は日本専売公社が内部留保してよろしいということになっております。したがって、この第二種納付金の考え方というものは明らかに利益金の考え方と異なるといふことになれば、昭和五十四年以後とそれ以前とで大きく区別するいわれはないというように言わなければならぬと思ふのです。そうじゃないですか。

○遠藤説明員 ただいま先生御指摘がございました四十六年から五十三年の間にわたりましていわゆる覚書方式によりまして専売納付金がそのように算定されたというの、御指摘のとおりでございます。

ただ、私どもが今回資本金をどう考えるかという中でいろいろ議論いたしました際に、もちろん利益という概念というのはこの覚書方式の中にも入っているのじゃないかというの、御指摘のとおりではございますが、五十四年以降のいわゆる納付金率の法定は、国会で御審議をいただいて法定化されたというそれ以降の問題でございますし、この覚書方式はいわば行政協定のようなもの

だというふうなことのその辺の扱いの違い等についていろいろ考えまして、五十四年以降の、納付金率が法定化された以降の利益の合計額を控除することが適当でないかというふうに考えたわけでございます。

○正森委員 大臣、幾ら説明しても合理的な説明にならないのです。そのことはその他の部分について見ても一目瞭然にわかるので、この間いただきましたのに、未払い地方たばこ消費税と退職給与引当金等四百億円のことがあつた。その明細について私が事前に説明してほしいというところで専売公社から資料をいただいております。

それを見ますと、四百億円の内訳は、昭和六十年三月の見込み販売数量に係る未払い地方たばこ消費税を約八百億円と見込んでおる。これは問題ないですね。その次に、昭和五十九年度末に全職員が退職したと仮定した場合の退職給与引当金を約二千七百億円見込んでおる、三番目にその他の共済組合追加費用等を約六百億円と見込んだものである、こうなつております。いいですか。

そうしますと、主税局長来ていますか。主税局長、全職員が退職したと仮定した場合の退職給与引当金として二千七百億円見込んでおるのですね。しかし、たとえ特殊会社とはいえ、普通の株式会社になった場合、現在の制度上、退職給与引当金を、公社の従業員の全員が一度に退職するとして積み立てるというようなことは税法上許されるのですか。私の理解しているのは、ついでこの間までは五〇%で、この間、税制の改正があつて四〇%を限度とするということになったのじゃないですか。それを、この場合には文章で書いてきているのだから間違いないのだけれども、全従業員が五十九年度末に退職した場合の退職給与引当金を全額見ておるのですね。これについて、主税局長はどう思いますか。

○梅澤政府委員 先般委員会に提出されました資料の詳細について私も存じないわけでございますが、今委員の御質問の趣旨に照らしましてお答え

を申し上げますと、まず退職給与引当金でございますが、ただいま提案になっております会社法の附則によりまして、新会社に移行いたしました場合に法人税法の規定に即しましてきちんとした手当てができるような規定を設けさせていただいておるわけでございます。したがって、新会社が発足後は、当然普通の法人と同じ税務計算上の退職給与引当金が税務経理上は認められる、それ以上のもは認められないということは、これは明らかでございます。

ただ、民間の会社等におきましても、有税の引き当てというものを利益準備金の形でやっていると会社も幾らもございす。したがって、ここに出ております資料の資本金の考え方の整理が、いわゆる資本金なのか、利益準備金も入れたところの資本金という広い概念で整理されているのか、そういう問題でございまして、この数字が税法上許されるか許されないかという御質問にはちよつと関係のない問題の御提起ではないかと私は考えるわけでございす。

○正森委員 主税局長が随分専売監理官と専売公社をこぼした温かい答弁で、苦心の答弁であるというように思ふのですね。私も、退職給与引当金にしろ、ほかの引当金にしろ、有税で積み立てることができるといふようなことは存じておりますが、少なくとも税法上認められるのは四〇%なんです。ですから、今梅澤主税局長は、この中には利益準備金とかあるいはその他のいろいろな概念が含まれるものがあるのじゃないかというように丁寧に言われたのですけれども、まさに私がこれから聞くというの、そういうことで、しかし、それならそれで、そういうことがわかるようにやはり資料を出すべきなのであつて、これは私が特に要求してこれだけのことが出たのです。それをさらに梅澤さんは詳しく説明したのである。だけれども、当委員会に出したものは「未払い地方たばこ消費税、退職給与引当金等」となつておれば、だれでも有税でなしに、税法上許される退職給与引当金を引くのだなというように見るのは当然じ

やないですか。だから、こういう書き方は、大蔵委員会に対する提出資料としては非常に不十分なものであるというように言わざるを得ないのです。私は小野専売監理官の人格が非常にいいということとはよく知つておりますから、あえて不誠実というような表現は使いたしませんけれども、非常に不十分なものであるということは間違いがないと思ひます。

そこで、今梅澤さんが助け舟で利益準備金も入っているのじゃないですかとか何とか言われまして、それから、そういうことを前提にして聞きますけれども、仮に税法上許されている四〇%を計上するとすれば、この二千七百億円という中から一挙に千六百二十億円ぐらゐ出てくるのです。そうすると、この資本金は一挙に三千億円ということにあつた方の考え方だったらなつちやうのです。だからこんなもの、資本金が千五百億であるのか三千億であるのかなんというの、重大な違いですからね。おまけに、あえてきりきりとは言わなかつたけれども、利益積立金でも、後から理事かだれかが御答弁になつたけれども、なぜ五十四年から五十九年にして、五十五年から五十九年にしないのか。あるいは五十二年から五十九年にしないのかということについても合理的な説明があつたとは思ひえないのです。これらすべてをのぞくかぎは、最初に資本金ありきという考え方。ダグラス、グラマン事件のときに法務省の刑事局長が、最初に五億ありき、こう言うて有名な名言になつたのですけれども、あなたの場合、最初に資本金ありきで、資本金がこれぐらゐでないと将来の会社運営上、資本金をつくらば配当もしなければならぬだろうし、あるいは税金も納めなければならぬだろうし、といううなことで困るから、最初に資本金ありきで、その資本金に持つていくためには、あなたの方の持つてくる純資産、それは当然今までの利益積立金も含むのですけれども、それをどういうぐあいに説明のつく格好で圧縮するかという考えが根本になつてから、それでこういうことになるので

だから私は、配当などに重大な関係のある資本金というのは、将来余分な負担を——たばこ産業に従事する三万九千人と思われる職員、大部分は労働者であります。あるいはたばこ耕作者約十万人、そしてたばこ販売で食べている二十五万余の人、そして、その家族合わせますと百万を超えると思えますから、そういう家族の激変を避ける、生活を守るためには、堅実な経営でなければならぬ。それには過大な資本であればさまざまな資金の流出を伴いますから、考えていかなければならないとは思っておりますよ。思っておりますけれども、

どういふぐあいにするか、その中でどうしても配当等に關係がある資本金、それはどうするかという事で、資本の概念を、どこの会社でもやるように資本金と資本準備金あるいは利益準備金その他の内部留保というように、やはり区分していく必要があると思うのですね。それをやらないで、一応、委員会で委員がある程度大きい声を出したら二千億と言う。もう一つ大きい声を出したらこういうのを出す。きょうはまだ私、これで大きい声を出してないのですよ。予算委員会だったら大きい声を出すでしょうけれども、大蔵委員会だから同僚に迷惑をかけたらいかぬと思って、正森成二としては穠やかに聞いているわけです。穠やかに聞いているのだけれども、重大な問題なんです、本当は。この退職給与引当金のところだけでも、予算委員会なんかだったら、大きな声出してストップだと言えどとまってしまふのですよ。だから、それについてどういふように合理的にお考えになりますか。

○小野(博)政府委員 退職給与引当金の件につきましてでございますが、ただいま主税局長から御説明のございましたように、税法上は確かに四割というところでございます。ただ、公社が新会社に移ります際に、従来公社の職員につきましては国家公務員等退職手当法が適用になっていたわけでございますけれども、今後は新会社の労使協約によって退職金を定める、しかし、その職員の地位を安定することから、公社に勤務していた期間を新会社において勤務していた期間とみなすという規定を附則に置いておるわけでございますけれども、少なくともその間に相当する分の退職

それから、五千五百九十億の件につきましては、先ほど公社の方からも御説明がございましたように、いろいろな考え方は確かにあろうかと思われれます。ただ、その場合何を基準にするかということなわけでございますけれども、やはり納付金率の法定化というのは非常にはつきりした一つの基準であることは言えようかと思えます。そういう意味で、五千五百九十億を差し引くわけでございますが、お手元の資料にございますように、たし算が七千二百十億でございますか、それがいわば資本に相当するものでございますので、資本金といたしましては千五百億ということでございますけれども、その差額に純資産の、純資産と申しますか、その資本に相当する金額と資本金との間の額については、資本準備金として処理すべきであろうかと存じております。

○正森委員　初めてそういう答弁をされたのですけれども、この日本たばこ産業株式会社法案の附則の第四条を見てください。附則の第四条の二項については「会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れることができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ日本たばこ産業株式会社法」とする。」という規定があるのですね。商法では、その発行価額の二分の一以内の額しか資本に組み入れないこととはできないのですね。つまり、二分の一以上はすべて資本に組み入れなければいけない。それをこれでは二分の一を超えても資本に組み入れないで、もいいということ、逆転させているわけです。

今回の日本たばこ産業株式会社につきましては、現在の商法によりますと、資本金の額面額と申しますか、発行株式の総額、額面総額と申しますか、それといわゆる資本というものは必ずしも連動しておりません、切り離されておるようでございますので、この場合、七千二百十億でございますか、これが発行額ということになるんじゃないかと理解しております。

○正義委員　しかし、それはそこまで答弁していいんですか。商法によりますと、二百八十四条ノ二第二項の本文と書いてありますけれども、ただだし書きのところを見ていただきますと、ただし、その額面金額、それから無額面株の場合はたしか五万円を下がることはできない、こうなっているんで、ただし書きでは額面金額だけは資本に入れないといけないというようになっているんですね。そうすると、額面金額がともかく何ぼかになれば、それだけは資本にしなればいかにぬとも読めるんですね。

そうではなくて、例えば株の公開をするという
ような場合に、どうせプレミアム価格がつくでし
ょうから、その部分についてだけ規定するという
ならこれは問題ないのですけれども、あなた方の
場合は、これから後でまた質問しますけれども、
いつ株の公開をするのかについても十分にはつき
りした御答弁がないわけでしょう、当面は一株の

額面を決めて、それで何万株発行、こういうぐあいになるわけですからね。だから、それについてこの規定の適用があつてその額は七千億円くらいになるんだけど、そのうちの千五百億円だけを資本にしてもいいという解釈ですか。それは二百八十四条ノ二の二項のただし書きとの関係でそんなに気安く言い切つていいのかどうか、重大な問題がありますよ。

私は、あなた方は資本金と資本準備金というように分けてもかく資本の額は確保する、そうしなければ、利益だなんて思われれば利益の処分をどうするとかいろいろな問題が起つてきますから、これだけは外へ出せないという額を持つておくべきだと思いますが、今の答弁は法務省なんかともよく相談してから答弁されないと、今ので決まつてしまつと政府の有権解釈として後で問題が起る可能性がありますね。

私は、きょうここにきたら法務省の商法担当の人が来ておられた方が安全かなと思つたのですが、それで維持されるというならそれでもいいんです。資本金だけでは無理なんでしょう。資本準備金や何やらの考えないと、この説明の仕方では無理じゃないですかというのをきよの質問の一つのテーマにしたわけですから、それについては資本準備金という考えでいたしますと言つておられるのですからいいですが、それをこの七百二十億というのでやつていいのかどうか。それが商法二百八十四条ノ二の解釈や附則の四条の解釈に合致しているのかどうかについては構いません。構わないならもう次へ行きま

すよ。

○小野(博)政府委員 ただいま私が申し上げましたのは、千五百億を上限と申し上げてございまして、その範囲内において一応考えておるわけでございます。

ただ、先ほど申し上げなければならなかつたと思いますが、これまた先生よく御存じのことと存じますけれども、法律上は資本金の額は設立委員会において原始定款で定めることになっておるわけでございます。したがいまして、この法案を通過していただきましたならば、設立委員会を開きまして、そこで新会社の資本金というものがいかにあるべきものであるかということ御検討いただくわけでございますので、今申し上げている数字はあくまでも国会の御審議のために、私どもが一応のめどと申しますか、そういうもので差し上げているということをお断りすべきであつたのでございませうけれども、それを申し上げ忘れたので、ちよつとお許しをいただいて申し上げたのですが、資本金といたしましては千五百億を今上限として考えておる。七千二百二十億につきましては、これは現在公社経理の上では利益積立金として積み立てられてゐる部分が相当あるわけでございますけれども、これは今先生がおっしゃいますように、国民の重要な財産の一部でございますから、みだりに流出してよろしいというわけのものではございせん。そういう意味で、資本準備金として経理すべきものであるというふうに考えておるわけでございます。

その辺の点につきましては、さらに勉強いたしまして、またお答え申し上げます。

○正森委員 私は、経理については、それは専売公社なりが自由にお決めになるから、そういう御解釈だというならそれで結構だと思ふんです。しかし、そうしますと、日本たばこ産業株式会社法の附則四条の二項の「その発行価額の二分の一」という、発行価額という解釈の問題にもなつてくるので、これは恐らく法務省の管轄だと思ふんです。したがつて、委員長、申しわけございせんが、この部分については、短時間で結構でございますけれども質問を留保させていただきます。自分の時間を短くいたしますから。そうでないと、後でいろいろ問題になるといけませんから。

○瓦委員 委員長、それでは次の問題に移りたいと思ひます。

次は、先ほど私が一部もう既に申したことありますが、会社の移行に伴つて公社としては新たな負担が起るんです。それはまず第一に、利益があれば法人税や地方税を払わなければならぬ、これは今までなかつたことであります。それから、相手が当分の間は国であります。配当をしなければならぬということになるわけですね。これは今までになかつた内部留保金の新たな流出であります。

そこで、大蔵大臣に伺いたいと思ひます。

大臣、仮に資本金を千五百億円としますと、千五百億円の会社に専売納付金を約一兆円以上稼いでくれ、それからたばこ消費税を八千億円以上稼いでくれということになれば、元が千五百億で、毎年毎年一兆八千億から財政に寄与してくれるわけですね。これだけでも国家にとっては相当、柄の悪い言葉で言えば御の字だと思ふんです。その上に、国がその株式を持つてゐるんだから、もうかつたら配当よこせ。その前に法人税と地方税はまたもうよということになれば、余り話がぼろ過ぎるような感じもするんです。それは明らかに新たなたばこ産業株式会社、専売公社時代にはなかつた新たな負担と新たな資金流出を行わせることになるというように言わざるを得ないんです。

それについて、財政危機の折から非常によいことであると思はれるか、ちと話がぼろ過ぎるなという気を持つておられるか、御感想を伺いたしたいと思います。

○竹下国務大臣 感想とおっしゃいましたので、いささか気が案になりました。

確かに一般の、例えばサントリーさんにしても、法人税、地方税、そしてその配当等の上に、いわば消費税としての間接税である酒税の取り次ぎをしていらつしやる。こういうことですから、民間になった場合は、やはりそれと同じ体制の中にこれは入らざるを得ない、理屈の上はそうでございます。

いますから、やはりそのことは、国は配当をもらった上に、法人税も払い、地方税も払い、その上には間接税の取り次ぎもしてもらつて、その上とはそのとおりでございますが、やはりいわば商法上の特殊会社になればそれは当然のことではないかな、こういう感じでございます。

感想とおっしゃいましたから……

○正森委員 いやいや、それを伺つて、やはり竹下大蔵大臣はそれでなければ、財政危機のものとの大蔵大臣動まらぬなというように思ひますけれども、それは理屈はそうかもしれないが、しかし専売公社からいへば、今まで納めてなかつた法人税も払い、地方税も払い、配当という形で国にお返しするんだから、その部分はたばこ消費税に移行する場合に、その事を下げてくれという理屈だつて成り立つんです。それが全体として今までの納付金と消費税の合計に合えば、国はそれによつていささかも損もこうむらないんだからという理屈も経営者としては当然成り立つと思ふんです。私率直に言ひまして、私は野党も野党も共産党です。その言ふことはいいんですが、もし日本専売公社の総裁であれば、それぐらいのことは言ふと思ひます。経営を本當にやつていくと思へば、今まで国に率仕している分は納めます。それより少なくてくれとは言わないけれども、それより余分のものを出して合理化負担を強いられるのは、あなた方の言われる開放経済のもと、アメリカのフィリップ・モリスとかいろいろ名もの太刀打ちしていく上で余りにも国は過酷な負担を強いるものではないかという議論は起つて、それは当然のことじゃないかと思ふんです。総裁盛んに共感の意を込めてうなづいておられますが、言葉には出しにくいと思ひますから、あえて御感想は伺いません。

その私と同じ考えは、政府税調もやはり言うてゐるんですよ。これは梅澤さんがおられますが、昭和四十三年ぐらゐからこう言つてゐるんですよ。従来の納付金には、消費税に相当する部分だけでなく、公社の利益に対する利潤課税部分が含

まれている。ということは、例えば昭和四十三年の税調の長期管申などは明白に書かれているんです。だから、今まで納めている納付金と地方への消費税、それは単なる消費税だけでなしに、企業としての専売公社に対する利潤部分に対してかけられているんだ、こういうことをはっきり言うていられるんですね。それが証拠に、昭和四十六年から大蔵省との覚書に基づいて、先ほど言いました第一種納付金というのは総定価代金の五、六%、これは一律だ。そしていろいろな経費が要ります。それを引いても、残りの事業益金の三七・五%を第二種納付金にすることに決めたのは、明らかに第二種納付金は利潤課税であるという考えでそう決めているんですね。だから、もう既に今まで納めているたばこの専売納付金と地方の消費税の中には利潤課税が含まれていると見なければならぬのです。四十三年の政府税調もそう言うていられるんですからね。

ところが、今度のたばこ消費税についての法案が出まして、それは今の政府の収入をいささかも減らさないように率を同じにして、そしてその上に利益が出れば、今までは、最近では一千億円前後の利益が出ていますね、その利益について法人税は取る、地方税は取る、おまけに残ったそれこそその子は、政府に、もっと具体的に言えば竹下大蔵大臣に配当として差し出さなければならぬ、こうなっているんですね。

だから、私がこういうことを言いますのは、そういうぐあいに内部留保が今までと違って、余分な資金が、あるいは利益がとっていいです、流出するとすれば、それを贈与方法というのには三つしかないですね。一つは、言うまでもなく三万九千人の職員に対して一層の合理化を強いて、そして経営効率をよくするというにすること、あるいはたばこ耕作者に対して買入れ価格をたいて、そして葉たばこの原価を切り下げるようにするか、あるいは三つ目は、もうこれ以上やれないでフィリップ・モリスや何かとは競争できないから、できれば、法人税も払い、地方税も

払い、おまけに配当も払うのだから、たばこの消費税部分を引き下げて、それを足したものが従前のものと同じようになるくらいにしてみようか、と、これを勇氣を持って言うか、その三つ以外にはこの余分な負担を何とかしていく道はないわけですね。そして、現在見るところ、政府に対してそういう強硬なことを言う、強硬じゃなしに私は当然だと思いますが、そのことは多分おっしゃらないでしょう。そうすると残るところは二つで、業たばこ農家をたたくかあるいは三万九千人の労働者をたたくか合理化するということ、この余分の負担、内部資金の流出に対処するというのを、外国たばこの輸入という厳しい条件のもとでやらなければならぬということになるでしょう。これは、失礼ですが、総裁、よほどの経営手腕がないとできないですね。私は思いますよ。いかがですか。私が今言った、今のままでいけばそういう三つの方向で資金を生み出す以外にないというの、これは論議の場ではすかすからね。

○長岡副委員長 株式会社に移行することによりまして、現行制度に比べて公租公課の負担あるいは配当負担といったようなものがふえて、それが、公社と申しますか新会社にとって相当の負担増になることは事実でございます。新しい制度の方向としてどういう経営形態を求めようかというのを私どもは私どもなりに勉強し、大蔵省との間でも議論を詰めてながら、今回御審議をいただいております改革案に到達したわけでございまして、けれども、その過程においても当然この問題は議論され尽くしておる問題の一つでございます。

結論的に申しますと、やはり今回の制度改正が、それが原因で制度改正になったというわけではございませぬけれども、一つの大きなポイントとして、開放経済体制に進む、その中でたばこの輸入の自由化が行われる。それによって、我が国のたばこ市場において外国品との間で相当激しい競争が行われていく。この激しい競争が行われていくことはつらいことではございませぬけれども、長期的に見た場合には、その競争に勝ち抜くことが初めて

我が国のたばこ産業が生き残れるゆえんではなからうかというふうに考えたわけでございまして。そうなりますと、一体どうしたら我が国のたばこ産業が勝ち抜いて、生き抜いていけるだろうかというのを考えますと、やはり、厳しい問題ではございませぬけれども、合理化すべきものは合理化して、いわば、もしや肉があるならばぜい肉を切り落として、そして長距離競争に耐え抜くような企業体質にしなければならぬ。そういうようなことが一体どういう経営形態のもとにできるかというのを考えてまいりますと、もちろん公的な使命を負っておりまして民間の企業になるわけにはまいりませんけれども、政府関係特殊法人の中で最もそういった合理的な企業経営が可能な経営形態と申しますと、やはり株式会社組織の特殊法人になることではなからうか。

そこで一つのジレンマに陥りますのは、そうなれば負担がふえますよということではございませぬけれども、私どもは、つらいことではございませぬが、あえてその負担の増を耐え忍びながら、正社員おっしゃるように、将来新会社の経営者になる人は恐らく大変だと思えますけれども、しかし、それは覚悟の上で取り組んでいかなければならぬ問題ではないかというふうに決意をいたしました次第でございます。

○正森委員 模範答弁で結構ですが、将来経営の衝に当たる人という可能性の一番大きいのはあなたでございませぬ。だから余り気安う言うて、それで大変なことになったら困ると思うのです。梅澤さんが幸いおられますので伺いますが、貸借対照表では、五十八年三月三十一日現在の当期純利益は千五百五十億円ですか、五十七年は千三百六十三億円ということなんでしょう。そうなりますと、当たり前のことながら、これが全部利益に出てくれば法人税はどのくらいになり、地方税はどのくらいになるのか。自治省は来ますか、一通り。切りのいいように一千億円でもいいです。いろいろな前提はあるでしょうが。

でも、全くの目見当をつけるという意味でのお答えになるかと思えますけれども、純利益一千億でそれが全部課税所得である、決算上の利益と課税標準となるべき課税所得というのは往々にして食い違う場合がございまして、新会社も法人税法上いろいろな租税特別措置法上の適用を受けられるという意味で課税標準が減る場合もございまして、交際費のように課税所得がふえる場合もございまして、それでございませぬが、一千億円といたしまして、国税、地方税を通じまして、本年の法人税率引き上げ後の実効税率でございまして、申しますと、五百三十億円余になると思えます。

○正森委員 やはり私の頭の中にある目の子勘定と大体合っておりますが、そのほかに、仮に資本金が千五百億で、いいですか総裁、それで恐らく配当は一割を超えないと思えますが、仮に八割の配当とすれば、やはり百二十億出さなければいけないですね。そうすると六百五十億でしよう。一千億としたり六百五十億は出ていってしまうわけですね。残りは三百五十億しかない、こういうことになるわけですね。だから、あなたの方の経営にとっては大変なことになるということを申し上げておかなければいけないのです。

それで次の問題に移ります、竹下大蔵大臣、当分の間、たばこ産業株式会社の株式の三分の二を持つということになっております。当分の間ということの意義については同僚委員から御質問ありましたから、私はあえて申しませぬ。しかし、私が伺いたいのは、株式の三分の二以上というからには、三分の一以下をいずれば公開せにやうかぬわけですね。放出するということになります、例えば新聞紙上などでは、電電などは、法律上は最終は三分の一で当面は二分の一ということになっていまして、その二分の一を放出するの、大体五年ぐらいて順次放出していくというふうなことが言われております。あなたの方のたばこ産業株式会社の場合にはいつごろ公開するつもりですか、法律が通ったとして。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

株式の放出につきましては、前に別の御質問の機会に申し上げましたように、新会社の経営の実態とかあるいはたばこ事業の実態等を総合的に勘案して行われるものであるというふうに考えておりますけれども、前に公社の総裁からも御答弁がございましたように、輸入自由化後の新会社の事業規模あるいはたばこ事業の規模等、現段階でははっきり見通せない要素が多々あるわけでございます。そういう意味で、株式の公開時期について現時点ではっきりしたことを申し上げられる状況にはないということでございます。

○正森委員 ほかの委員に対する答弁でも一応そういうふうにおっしゃったり、それから別のところでは、三分の二を維持する当分の間というのはいつだということを聞かれて、それは今言われたような状況の中で、経営が安定するというか、やうていけるようになるまでだというようなことも言うておられるわけですね。私は、三分の二をいつ二分の一にするのかということについては、これは「当分の間」というように法律でもなっているから、当分の間というのは経営が安定するのを見届けたいとなかなか二分の一にはできないということとで時期を明示できないというのでもいいと思うのですよ。しかし、いやしくもたばこ産業株式会社になるんでしょう。それで、政府が全部いつまでも持つておるといふんじや、これはたばこ産業株式会社というたゞて実体的なものですわな。だからこれは、三分の二以上というのを二分の一以上にする当分の間とは違つて、それよりは早い時期でなければならぬですわな、三分の一も公開しないのに二分の一にいつするかなんて言うてみたって始まらぬわけだから。だから少なくとも理論上は、三分の二が二分の一以上になる当分の間よりは前の時期であるというように考えなければいけないでしょう。それについて何ら、もちろん充足しないからと考えるかもしらぬけれども、三分の二を二分の一にするのは充足してから考えるということであっても、これからたばこ産業株式会社になるのに、いつ公開するか

というめども全くつけないで国会の審議を通してしまおうというのは、これははなはだ国会議員あるいはその背後にある国民に対しても問題ではないか。それなら何もこんな法案を出さなくてもいいわけですね。

申し上げておきますが、私はこの法案には決して賛成してないで、公社制度を改善して維持する方がいゝ、こう思っているわけですから余計聞かなくていいけれども、どうなるかは後はお馬に聞いてくれというふうな、のんきな父さんみたいな考えでは困るんじゃないですか。それでまた、そこを答えられないと次の質問に移れないんですわ。

ついでに言いますと、たばこ公社の株式の公開はもうどうもあいにくにしているつもりですか。公開にはもちろん国会の議決を経てというふうになつていきますけれども、公開値をどうするかというふうなことは、これは証券取引所なり大蔵省の証券局の指導で決まっているわけでしょう。私は念のため資料を持ってきましたけれども、証券局長——審議官ですか、答弁してもらいましようか。

○橋本(貞)政府委員 株式が公開になる場合は、私も、既発行の株式の場合は売り出しという行為になります。その公開価格につきましては、そのときの引受証券会社がその内容を見ながら決めていくことにならうかと思つております。

○正森委員 あなた、もうちょっとこの委員会の審議に合致した答えをせなければいけません。既発行の場合ではと申す、たばこ産業株式会社というものはこれからできるんでしょうが、そんなものに既発行の場合はなんて言うて、それでひょっとして座つて、そんなもの、子供の質問じゃないですよ、もうちょっとまじめに答えたらどうですか。当たり前じゃないか。

○橋本(貞)政府委員 株式を不特定多数の人に公開していくという場合に、新発債の場合と既発債の場合とをいまして、この場合には、恐らく株式が既に発行されておまして、それがさらに売り出される、そういうふうな想定いたしますと、売り出しということになるんじゃないかと思いま

す。新たに増資するような場合には、新発債として募集ということになるかと思いますが、いずれにせよ、その価格というのは引き受けた証券会社の方で決定していくことになるかと思つております。

○正森委員 今のような答弁をして、私が事前に調べてなかったら、あなたのその不得要領の答弁で、あるいはそんなものかわからぬけれどもわからぬということを使うのも国会議員として恥だかなあといつて、通つちゃうんですよ。

私が聞いているのは、まさにその引受会社が決めるという、引受会社の決める基準はどうなのかというのを聞いています。しかも、この場合には今までに株の公開をやっていないのでしよう。初めて株の公開をする会社の株式公開時の株価はどういうぐあいに決まるのかということをお願いしているのですよ。そんなものは常識じゃないですか。

それについてはいろいろ申し合わせがあるわけでしょうが、その申し合わせを私はここにこう持つてきたけれども、それをあなたの方の口から後見的に聞こうと思つて持つてきたんだけれども、もし私がこんなもの持つてきたら、あなたの子供だましみたいな答弁で、はいはいと言つて次へ進むということになったらどうするのですか。議員の質問を軽視するのとははだしいと言わなければならぬです。

恐らくそういうことを答弁するに違いないと思うから、国会図書館で「株式上場マニュアル」という本をちゃんと借りてきて、持つてきて、もう読んで勉強してある。それをそんな子供だましみたいな答弁してひょこひょこ座つてしまふなんて、もつてのほかにないか。

しかも私がきのう、質問のときに株式の上場とか公開について聞くと言つて、大蔵省と専売公社の役人に詳細に説明しているんですよ。それなのに証券局は答弁の人間さえ出てきてないじゃないか。私がこの名簿を見て、証券局ないじゃないかと言つて、初めてすつ飛んできたんじゃない

か。私はきょうは余り大きい声を出さないつもりだったし、特に専売公社と専売監理官には御努力願っているから大きな声を出さないけれども、言語道断じゃないか。調べてきているのか。それじゃ答えなさい。

○橋本(貞)政府委員 私ども、突然のお尋ねでございましたので一般論……

○正森委員 ちょっと待て。突然じゃないじゃないか。きのう言っているじゃないか。それを議員の責任にするのか。それじゃ、私の質問聞いた人おるか、この中に。六人も七人も来たんですよ。それで私は、自分の質問の通告をするときに説明した紙もちゃんと持つてくるんですよ。それなのに、突然聞いたからとは何だ。自分の答えられないことを議員の責任にして、二十四時間前に言うてあることをそういうぐあいに責任転嫁するなんて、もつてのほかにないか。——この点、質問留保しましようか。

○橋本(貞)政府委員 大変不心得で申しわけございません。十分実態を調べまして、また御説明させていただきます。

○正森委員 それでは、この点も質問を留保します。念のために言うておきますが、「株式公開価格算定基準に関する申し合せ」というのができているのです。それは昭和四十五年六月一日、四十八年一月九日、四十八年八月十六日というふうに順次出ておつて、それには、株価を決める算式やあるいはいろいろ決まつておるわけですよ。質問は、あなたが調べてきてないからできないけれども、一番最初に株価を決めるには、まずその会社の類似会社を選ぶのですよ。類似会社を選んでその株価を調べて、その資産内容を一定の式で調べて、そして株価を出して引受会社がいろいろやる、こうなっているんですよ。しかし専売公社の場合にはそもそも類似会社がないじゃないですか。だから株の公開をする、公開値を決めるなんて物すごく難しいのです。調べたら、類似会社のない場合にはどうするかということも決まつてお

るんですよ、これを見ると。だから、少なくともそこら辺から議論をするのに、今のような答弁をするためにひよこひよこ出てくるなんてものではじやないか。

それじゃ、仕方がないからこの部分は留保して、次の機会に質問します。その部分、質問時間を残すようにいたします。それじゃ帰っていいですよ。あなた、気をつけなければいかぬよ。

○瓦委員 長 さように取り計らいます。

○正森委員 いや、私はこういう点を見ていて、大蔵省は果たしてたばこ産業株式会社法案について本当に真剣に今国会で通す気があるのかどうか、疑わざるを得ないですね。それとも大蔵委員というのをよっぽど甘く見ておるか。恐らく後者かな。『正森委員を甘く見過ぎたんだ』と呼ぶ者あり。いやいや、そんなことは言いませんけれども、余りにも不熱心とか、それではいかぬですな。私はずっとこの審議を見ていて、専売公社総裁、それから監理官が一生懸命やっておられるというのは我々見ていたからわかるけれども、それをサポートするほかの部局が我関せずえんというような態度ではいかぬじゃないですか。特殊会社でも、民間会社になるんなら株の公開をどうするかなどというの自分らに最も関係があることじゃないですか、証券局は、それを、きのう質問しておいてもやってきめず、来たらすかたを言うというようなことでは本場にしようがないな。まあしかし、これ以上言うても仕方がないから帰ってよろしいです、委員長のお許しを得て。

それでは、次の質問に移ります。職員の労働条件について伺いたいと思います。

今度特殊会社になるについては、葉たばこ耕作者はもちろんですが、三万九千前後の専売公社職員というのは、労働条件がどうなるのか、退職金がどうなるのか、あるいは年金がどうなるのか等々について非常に心配をしているんですよ。あなたの方の答弁を先取りして言いますと、基本的には今までの労働条件が激変しないように、

それ以後のことは労働組合と経営者との団体交渉といえますか、協約、協定に基づいて行うというのが基本的な答弁であろう、こう思うんですね。しかし、そうはいいません、やはり団体交渉というものは、公社側の、将来はたばこ産業株式会社の経営者の考え方というものがまずある程度わかれますと、国交で決まる、国交で決まるでは、労働組合あるいは労働者にとっては非常に不安になるわけですね。ですから、言ってみれば国交に臨む経営者の態度といえますか、そういう観点で、国交で決まります、国交で決まりますというように言わずに、やはり答えられる部分——答えられぬ部分があるということを知っていますよ、答えられる部分は答えていただきたいと思うわけでありませう。

それで、まず最初に雇用の見通しについて聞きます。これは同僚議員もお聞きになりましたが、例えば上田議員などは、工場を整理して一万人人を少なくするということがある新聞に出ましたので、それはどうなるかということをお聞きになりましたが、そのことも含めて、例えば関西工場に三つの工場が整理統合されましたが、それによっても人員は相当浮いたといえますか、減少したと思われませんか。あなたの方の将来の経営方針やあるいは臨調の答申などを見ますと、そういう面での合理化というものを非常に勧めているんですね。その点で、まず少なくとも職員の生首が飛ぶようなことはいかないかどうか含めてお答え願いたいと思います。

○長岡説明員 新会社の将来を考えますと、やはり現在の公社で申します各部門にわたりまして合理化を進めざるを得ないと思えます。具体的に申しますれば、機構を簡素化する、あるいは定員も減らせるところはどんどん減らしていくということにならざるを得ないと存じます。

ただ、それでは職員の生首を飛ばすかという問題になりますと、私といたしましてはそういう気持ちは持っておりませんし、それから、合理化によって人減らしをしていく反面、株式会社とはい

え独占企業体でございますから、どの程度の範囲の新規事業が認められるかは今後の課題ではございますけれども、新しい事業を求めながら業務の範囲を拡大して、その中の雇用吸収も考えていかなければならないというふうに思っております。

○正森委員 きのうも御質問ございましたが、例えば病院があります。病院の赤字は十億円を超え、きのうの御答弁では十三億というようにも言われておりましたが、そうしますと、病院関係者は、この部分を切り離されるのではないかとあるいは整理が進むのではないかとといううな心配があるようです。

他方、印刷工場になりますと、印刷関係の労働者の雇用条件というのは必ずしもよくないのだと思うんですね。そうすると、専売公社の印刷関係の労働者は印刷関係の全労働者の平均から見れば上の方にある。それが今度民営になれば、これは印刷工場も一般並みにしようということになれば、下がるわけですね。

そういうように、部門によっても非常に違ってくるわけですが、典型的に病院と印刷工場を挙げましたが、それについてのお考えを総裁か理事からお答え願いたいと思います。

○長岡説明員 最初に私から総括的なことを申し上げまして、補足的に理事から御説明を申し上げます。

病院につきましては収支相償わない、これはやはり企業体にとっては一つの負担であるかと存じます。ですから、その改善は今後とも努めていかねければならないと存じますが、やはり私どもの職場にとりて非常に大事な病院でございます。これは職員の福利厚生にも極めて重要な関係を持つ存在でございますから、いわゆる収支の採算がなかなかうまく軌道に乗らないからといって、直ちに病院そのものを例えば縮小するとか廃止するとか、そういう考えは持っておりません。ただ、せっかく私も相当の設備の病院を持っておりますので、昨日も御議論いただきましたように、これ

を地域医療に貢献し得るような形で利用していただきたい、またそれによって私どもの収支もできるだけ改善したいという気持ちは持っております。

それから印刷部門につきましても、これはもちろん最初に申し上げました各部門の合理化の対象から外すということではございません。印刷工場は印刷工場なりに合理化を進めていってほしいと考えておりますけれども、今後の私どもの経営の成績を判断する場合に、先ほど御質問の中に出来まいりましたように、たばこ製造業、販売業は私どもの一社でございますけれども、例えば広い範囲で見まして食品産業とかいうようなもので念頭に置いて類似規模の企業、類似産業との比較をしながら判断をしていくのだからと思っておりますけれども、そういう場合に印刷工場は民間の印刷会社とどのような直接的な比較よりは、やはり新会社全体の比較ということになるのではなからうかと思っております。

○岡島説明員 病院の問題について私からお答えいたします。

総裁が今説明した以上につけ加えることは実は余りございませんけれども、公社の病院経営につきましては、収支率の改善を従来から少しずつ図ってきいております。五十五年度に四〇％ぐらいの収支率であったものが、五十八年度には五四・七％ぐらいまで上昇いたしました。これは京都病院と東京病院と両方合わせたものでございます。京都病院については既に一般開放が実施されましたけれども、東京病院につきましては、昨日も申し上げた議論になったわけでございますが、まだ一般開放になっておりませんが、一般開放も図らなければならぬというところでございます。基本的に、ただいま総裁からもお答え申し上げましたように、職員とその家族の利用というものが非常に大きな職員の福利厚生のための目的でございますから、今回の経営形態の移行に伴って廃止するということのようなことは全く考えておりません。

○正森委員 次に、専売公社では労働量従事人員

という制度があつて、一定の仕事をするには、例えはこの機械には何人要るとか、そういうのが決められているように思うのですけれども、これがたばこ産業株式会社になって急激に変わるとか、あるいは十分の相談なしに従事人員が減らされるというようなことになれば、これは労働者にとつて相当重大な問題になると思うのですが、こういう点についての将来はどう考えておられますか。

○西村説明員 お答えいたします。
従来でも作業条件、環境が変化のない状態で労働量を切り上げるとか変更するとかというようにすることはいたしてきておりません。今後いろいろな競争力を充実していくために合理化は続けられていくと思ひますけれども、そういうことで機種が変わったり作業方法が変わったりいたしますと、それに見合つた仕事量従事人員はどうあるべきかということは検討いたしました。そういう点を労働組合に提案をして決めていくということになります。基本的には従来の考え方と同じであると思つております。

○正森委員 次に、年休制度について伺ひますけれども、これはこういう席で言わない方がいいのかもしませんが、公社は一年の人は十日で二年目からは二十日ということになりますと、これは最低ですからそれより高くしても別に悪いことはないわけですが、そういう労働基準法で定められている最低の制度から見ますと比較的好いというように思われるのですが、その既得権を、今度たばこ産業株式会社になったというので六十年度から変えられたりいたしますと、これは労働者にとつてはこれまでの労働条件が変わってくるというようにもなるわけですね。その問題について、従前どおりの制度が維持されるかどうかについても伺つておきたいと思ひます。

○長岡説明員 現在の年次有給休暇日数の問題でございませうけれども、この点につきましては、新会社の移行に伴つて変更する考えはございませう。
○正森委員 それでは、ほかにいろいろございませうが、時間の関係でお待たせしました。共済年金の關係について伺ひていただきたいと思ひます。

共済年金については、昨年の統合法案のときに、特に国鉄の問題について、国鉄財政の悪化から追加費用の問題が非常に重大な意味を持つていふところをたしか質問したことがございませう。そのときに課長もおられたと思ひますが、今度たばこ産業株式会社ということで専売公社から変わるわけですが、もともと専売關係の方は、言つてみれば国鉄を救うために、救うためにといつたらいいませんが、統合されて余分の負担を負つたというふうな経緯もあるわけですね。それが民間になったのに依然として公経済負担分を負わされるといふようなことになつては、これはかなわないうところの思ひますが、一五・八五でしたか、その部分についてどうなるかと、それからいふゆる追加費用ですね、その辺についてどうなるかについて、分けてお答え願ひたいと思ひます。

○坂本説明員 お答えいたします。
今の御質問の、まず公経済負担でございませうが、先生御案内のように、専売公社は、公社として従来公経済部分を負担していただけてございませう。しかし、今後新会社に変わりますと、公権力の行使主体等と言へるかという観点から考えまして、それは無理である。したがつて、新会社移行後は国が公経済負担を行う。

ただ、先生これも御案内のように、統合法のときに、公経済負担を提出時から給付時に變えてございませう。これは昭和六十年四月からでございませう。したがつて、過去の分を両方精算するという行為が出てまいります。したがつて、昭和六十年三月までに公社として負担すべきであつた額というものは負担していただく、しかしながら、一方、給付時負担に切りかえまして、昭和三十一年以降の公経済負担分について国が負担する、こういう形にならうかと思ひます。

それから、追加費用でございませうが、これは性格を異にいたしましたして、いわゆる新共済法以前の古い時代のものでございませう。したがつて、これは国も同様でございませうが、公経済という形ではなくて事業主の負担ということにございませう。この追加費用は新会社が引き継いで負担していただく、こういう形にならうかと存じます。

○正森委員 一五・八五については国が持つていふことを明言されましたので、次に移らせていただきます。

自治省はまだお残りですか。それでは、えらい申しわけございませうが、初めに聞くのを忘れておりましたのでついでに伺ひますが、これまで、地方自治体に配賦されるたばこ消費税關係は、専売公社が集めて、自動振り込みで地方自治体に出してございまして、例えばこの問題児島から議員が来たのですが、「花は霧島、たばこは国分」というように、各地方自治体では重要な収入になつていふのです。徴税費用が全く要らない。それが今度変わりますと、徴税費用が要るのかどうかという点について非常に心配をしておるわけですね。その点についてどういうぐあいに変わるのか変わらないうのか、恐らく輸入部分についてだけ変わるのかと思ひますが、念のために御答弁を願ひます。

○湯淺説明員 地方たばこ消費税につきましては、現行の制度では専売公社が一括して輸入たばこも国産たばこも販売していただけておりますから、一括して税も納入されることになるわけでございますが、改正後におきましては、輸入の自由化に伴ひまして販売経路が複数になつてまいらうわけでございます。その場合には、小売人所在の都道府県あるいは市町村に對しまして、卸売業者あるいは輸入業者が販売をした場合にはその卸売業者あるいは輸入業者が納税をするということになりますから、現在のように納税義務者が一人ではなくなつて複数になつてくるということには事実でございませう。その点では現行の制度よりも納税義務者がふえるということや複雑になつてくるという点になるわけでございますが、納税申告の申告のやり方としては、取扱本数の少ない納

税義務者につきましては申告時期の特例などを設けまして、できるだけ納税事務の簡素化を行い、市町村、都道府県の徴税費用もなるべくかからないような形で処理をしてまいらうに現在いろいろな検討を進めていふところでございませう。

○正森委員 したがつて、売上高の九八・九前後を占める日本専売公社にかかる分については従前と同様である、こう聞いていいわけですね。
○湯淺説明員 国産たばこにつきましては、従来と同じような形で納税をしていただくということになつております。

○正森委員 それでは、時間も残さなければなりませんが、もう少し質問をさせていただきます。

たばこと健康の問題について伺ひたいと思ひます。この問題については我が党の賛輪議員が詳細にお聞きになりましたので、私は余り長く伺ひたいとは思つておりませんが、しかしこれは大臣、総裁にもよく聞いておいていただきたいのです。私どもは、日本専売公社の時代でも、現在はそのうですが、たばこが専売物資で国の財政に大きく寄与をしており、そしてその関連業者が多いから保護しなければならぬというだけにとどまらず、その公共性、公益性というのは、非常に遺憾なことではあります。たばこが国民の健康にとつて害がないとは言えない、もつとはつきり言えは有害であるということからいいますと、その製造の過程におきまして、販売あるいは宣伝の過程におきまして、これは節度というものが必要であるということもまたその公共性あるいは公益性の中に入つておるといふように思つておるのです。他の御意見があればおしやつていただいてもいいのですが、たばこが特殊会社になるということでもそれが弱められるというふうなことがあれば、非常に遺憾なことですね。

に引用されておいて、WHOといいますか世界保健機構の考え方から相違することではないという専売公社の立場が批判されているわけです。念のためにも、中国で言う反面教師といいますが「Q&A」を勉強したいと思つて専売公社に御提出をお願いしたら、原本が一冊あるだけでと出て出し、決して、監査報告などは一冊しかないものでも気持ちよく持ってきていただいたのですが、「Q&A」は御提出いただけないということになっておるのです。しかし、ここに書いてある抜き書きを見れば、大体その趣意はわかるのですが、そういう観点では困るわけなんです。

厚生省、お見えになつていますね。厚生省はそれとは異なつて、WHOの見解が出るというようなこともあつて、たしか十年ほど前非常にすぐれた健康についての本を出しておられますね。忘れなかつたか。一九七四年か五年ごろに本を出しになつたでしょう、厚生省が。違いますか。それをできればきょうも持ってきてもらおうと思つたのです、言わなかつたけれども。何だつたら、あなたが持つてきておられなければ、ここにその内容も書いてあるから読んでいいのですが、時間がないから。厚生省は厚生省として、さきの委員の質問にもお答えになりましたが、遠慮は要らないです。下手なこと言つたらたばこの売り上げが減つて、専売納付金が減つて厚生省の概算要求で査定が厳しくなるとか、そんなことは心配しないのでいいから、遠慮なくたばこ健康の關係について、WHOの考え方とかそれについての厚生省の認識について、簡単に答えてください。

○大澤説明員 お答えいたしますと存じます。

たばこに関連いたしましたは、御承知のようにWHOから一九七〇年以来数回にわたつて勧告が出されております。さらにアメリカの保健教育省の公衆衛生局長の報告、さらには内外の各種の勧告、研究報告等においても、喫煙というものはある種のガンとか心疾患、気管支炎、分娩異常等の危険因子となつておる、こういうことが指摘されておる、なおかつWHO関連では、健康の警告表

示、広告表示の規制とかあるいは病院とか公共的な場所等における喫煙場所の規制等についての勧告がされておる状況でございます。

それで厚生省としてはこれらの勧告あるいは研究報告等を踏まえまして、従来からたばこ健康の被害については一般に保健所等を通して健康教育に努めておるところでございます。以上でございます。

○正森委員 私は二冊ぐらいしか本を読みませんでした、たばこ健康については非常にいろいろ言われておまして、肺がんなどは喫煙者ばかりの確率が確実に高いとか、女性の場合は特に高くて非喫煙者に対して二十倍であるとか、特に養育議員も御質問になつたと思いますが、たばこをのみますとビタミンCが不足するのです。たばこを一本のむごとにレモンを一個食べないとビタミンCが補給されない。そしてビタミンCが低いほど知能指数が低くなつて頭が悪くなるという……（笑聲）いや、これはもうそじゃないのですよ、本に出ておるのです。だから、たばこをのんでおつてなおかつ頭がいいという人はどれだけ頭がよかつたのか。悪くなつてそのくらいだからどれくらいいいかということでは御理解願ひたい。たばこをのんでおられる方が決して頭が悪いとは言つてないので、たばこをのんでもそれくらいいであれば、のまねなかつたときはどれくらいよかったかということでは国家のために惜しみたいと思うのですけれども。そういうようなこととか、あるいは女性が吸う場合には妊婦に非常に影響があるというところで書いてありますが、時間の關係で一々引用しませんが、統計では大体七、八か月くらいまでの子供を見ますと成長が大体七、八か月くらい意味でおくれているとかいうようなことが出ておるわけです。

それで関税局はきょうは来ていないかもしれませんが、アメリカ側が輸入を拡大せよということとで交渉に來たのです。外務省に來たりあるいは大蔵省に來たりということであつたのですが、そのときにアメリカ側の交渉に対して日本は大蔵臣

下、アメリカのたばこを目の前で、フィリップ・モリスだつたか何か知らないけれども、ふかふか吸つて、日本側は輸入に対していかに関心を持つておるかということを示したそうなんです。たしか渡辺大蔵大臣のときだったのじゃないかと思うのですけれども、あるいは竹下大蔵大臣のときだったかもしません。多分渡辺大蔵大臣のときです。それならアメリカ側は一眼もたばこを吸わないのです。余りおかしいから、たばこを吸わないのですかと。我々はたばこを吸わない、アメリカではエリートはたばこを吸わないのだ、こう言つたというんですね。それだから日本ではたばこを吸うのはエリートでないとはいわれないわけ、風俗、環境が違ひますから日本ではエリートが大いにたばこを吸ひになるということであらうと思ひます。しかし、少なくともアメリカ側からたばこを売り込みに來た人が、たばこを吸わないのですかと。言われて、いや吸ひません、アメリカではエリートは吸わないのですと堂々と言つたんです。それくらいアメリカではたばこは害があるんだ、たばこを吸えば頭は余りよくはないのだということ、たばこについて自制するほどのこともできないような人間は指導者たる資格がない。申しわけありませんが、日本のことを言つておるんではないのです。アメリカではそういうぐあい、これに全部書いてあるんです。

こういうことで大キャンペーンをやつた結果、アメリカでは約二十年の間に喫煙者数が二四％低下したということだそうなんです。これに書いてある。非常なキャンペーンでニューヨークなんかは非常に厳しいんですね。それで一説には、これは私は真実であると思ひますが、アメリカでもそういう傾向だ、それからヨーロッパでもたばこについては健康に対する害ということが言われて喫煙者が低下しているという状況の中で、アメリカの三大メーカーその他のたばこ関係者が生き残るためにどうしても輸出しなければならぬ。国内のシェアはこれ以上ふえない。国内で一生懸命宣伝するんですが、若者と女性に若干ふえますが成人

男子はずつと減つてきているわけです。そこで一番目をつけたのが、たばこ健康との關係についての知識が普及していない東南アジア、そして、その点では経済は発展しているのに同程度である日本ということで、日本の方がたばこ消費量も大きいということで販路戦略を立ててきたというのが偽らざる実態なんです。

そういう点を考えますと、我々は公益性とか公共性というのを考えた場合に、ヨーロッパやアメリカなどの先進国で健康に対して非常に害があると言われ、現にアメリカのたばこ会社はアメリカ国内での販売量をこれ以上ふやせないと、我が国に求めて、言つてみればたばこの健康に対する害を輸出してくるということになれば、これはそのシェアの拡大を決して喜ぶことはできない。しかもそのことは同時に、たばこ健康との關係では日本専売公社が害のないものだけつくつておるとは言ひませんよ、専売公社も大いに責任があるんです。それならまだしも、私は愛国者として、日本専売公社のたばこを吸つて多少は寿命が縮まる方がお国に御奉公かというように思わざるを得ないくらいで、何もおめおめとアメリカのたばこ会社にシェアを拡大してやる必要はないというのが私の率直な意見であります。

そういう観点から考えますと、たばこの宣伝について政府が考えている考えというのは私は同意することができないというように言わなければならぬと思ひます。たばこの宣伝については、たばこ事業法案の第三十九条と四十条で広告に対する規制というのが行われておるんです。これは養育議員も御質問になりましたが、非常にまぬぬいものであります。

そこで伺ひますが、主要先進国でたばこの宣伝広告についてどういふ規制がなされておるか、お答えください。

○森説明員 お答えいたします。諸外国におきましてのたばこの広告宣伝の実態につきましてはさまざまございまして、必ずし

も私どもも十分な資料を持っておるわけではございませんが、私どもが入手いたしました資料によりますと、イタリアのように全面禁止というような国もございますが、一般的に先進国では、テレビ、ラジオの広告宣伝につきまして、法律あるいは業界の自主規制というようなことで使用が禁止されておるといふことでございます。

○正森委員 「煙草の時代」といふ本があります。お二人の方の共著ですね。それから抜き書きした資料を持っておりますが、それを見ますと、そもそなたばこへの文言の表示でも、例えばアメリカなら、ほかの方も言われたように、「警告 公衆衛生総監は、喫煙はあなたの健康に危険であると決定した」というように書くとか、大分日本の穏やかなものとは違ふのですね。

しかし、それ以外に広告規制について見ますと、主要先進国がずらっと十カ国ほど並んでおりますが、一応申しますと、アメリカは七一年以降、法律によりラジオ、テレビの広告禁止。イギリスは六五年以降、民放でも広告禁止。ドイツは七四年以降、ラジオ、テレビの広告全面禁止。フランスは七六年七月の法律でテレビ、ラジオ等の広告、公共の場における広告は禁止。オーストラリアは七六年以降、すべての広告を禁止。イタリアは六二年制定の法律によりテレビ、ラジオ等広告全面禁止。これはあなたのおっしゃったとおりです。スウェーデンはラジオ、テレビによる広告は禁止。ノルウェーはすべての広告が禁止。ベルギーはラジオ、テレビの広告は全面禁止。また保健大臣との協定で印刷媒体も削減。カナダは七二年一月以降、テレビ、ラジオによる広告は業界が自主的に中止。オーストラリアは七四年以降、テレビ、ラジオによる広告は全面禁止。ソ連はタバコ広告はいかなる媒体によるものも禁止というようになっているのですね。

ところが我が国のこれを見ますと、これは広告については本当に指針を示す程度で、過度にわたることがないよう努めなければならぬという程度なんです。これは諸外国の例に比して非常に

健康上問題があると言わなければならないと思うのですね。

私がこう言いますのは、ここを総裁よく聞いていただきたいのですか、専売公社をいじめるためにこう言っているのじゃないのです。えらい卑近なことを言うてあれですが、我々が選挙の宣伝、マイクとかあるいはチラシとかいうことをやりますが、その宣伝の期間が短かったり制限されると、一般的には現職が有利になり、野党よりは与党が有利になるのです。それはなぜかというのと、新人というのはこれから出るのですから、自分のセールスポイントをどんどん売らなければ、強固なる現職、石川一、二区などには有力な現職がおられますが、そういう方には勝てないので、それからまた、一般的には与党の方がよく知られておりますし、中曽根総理初め新聞にどんな出るから、同じように制限されれば野党よりは与党の方が有利になるのです。だから、現在の状況を変えていくものほど、そして現職より新人ほど広告しなければ進出できないのです。

そういう意味からいうと、宣伝を諸外国で行われているように一定に規制するということは、たばこ産業についても現職が有利になるのですね。この場合の現職とはもちろん日本専売公社であります。だからそういう意味では、たばこ健康との関係で、国民の健康上のニーズにこたえて宣伝を一定の範囲に規制するということは、国民の健康にとっていいことだけではない、あなたの方言う開放経済の中でアメリカ等の巨大大資本と太刀打ちをする場合に、明らかにそれは日本専売公社にとって有利になり、しかも、アメリカが既にテレビ、ラジオ等の宣伝を禁止しているわけですから、イコールフットリングで規制する限りはアメリカ側において何ら文句を言う筋合いはないのですね。日本専売公社もテレビやラジオでやるから同等の条件でやらせてくれ、こうなるので、だから日本専売公社も、アメリカで既にそのようにあるいはほかのところではこれだけ規制しているのだから、ここまでWHOの考えに基づいて規制

しますということになれば、これは同等の条件というところで制約することができると、それが国民の健康上も有益だし、日本専売公社が競争に打ちかつ点でも有利であるというのが私の意見です。それは何人も同意される、特に選挙戦を激しく戦い抜いて勝ち抜かれた皆さん方は胸に思い当たる点があると思うのです。こういう私の意見についてどう思うように思われるか、お答えを願いたいと思います。

○長岡説明員 正森委員御承知のように、私どもと申しますか、日本では一種の自主規制方式をとって、広告宣伝も節度ある広告宣伝にとどめるといふ努力を払って今日に至っております。現在のところ、新会社移行後もそういう方針を継続していくつもりでおるわけでございます。

アメリカと比べましたときに、私も日米貿易摩擦の渦中であって、アメリカのたばこメーカーあるいはその他の方々と接していた段階で一つ肌で感じたことがございまして御披露申し上げますと、アメリカでは、たばこも申し上げましたように、テレビ、ラジオの広告は法律で禁止されております。しかし、それ以外のものは、これは法治国家の考え方からいくと当然なんだと存じますけれども、それ以外のものについては、極端なことを言えば何をしてもいい、どんな広告をしてもいい、幾ら金をかけてもいいといった面がございまして、日本の自主規制がテレビ、ラジオに限らずほかのものにまで、新聞、雑誌等に至るまである程度自主規制で枠を設けているのに対して、これはいわばいじわるをしてやっているのだというふうなアメリカがとっておいたことは事実でございまして、その制度の差を十分に説明いたしまして、日本ではテレビ、ラジオの広告が法律で禁止されていない、そのかわり、テレビ、ラジオだけではない、ほかのマスメディアも含めて、全体として節度ある広告宣伝にとどめておるのだ、だから日本に來たならば、日本のやり方に同調してもらわなければならないということで、紆余曲折があつて、今日においてはアメリカ側も日本のやり方

と申しますか、その方法に理解を示して、一応その自主規制の枠内にとどまるようにしていただいております。

正森委員の、思い切つて広告宣伝を禁止すれば結局ニューカマーが損である、前からの専売公社あるいは新会社の方が得になるのだからさういうふうにしてみたらどうだという御示唆は、確かに傾聴に値いたしますけれども、一方におきましては私ども大変な不安を感じております。將來競争が激化した中で、あくまで政府関係法人の中にとどまるわけでございますから、節度ある広告宣伝の態度は十分に堅持してまいらざるやうな形でございますけれども、一種の冒険といったやうなところまで、率直に申し上げまして、私としてはなかなか踏み切れないというのが正直なお答えではなからうかと存じます。

○正森委員 私の方資料をいただいておりますが、念のために記録にとどめたいと思つておられます、たしかアメリカのたばこの輸入についての話し合いのときに「製造たばこの広告宣伝および販売促進に関する規程」といふものをお互にお決めになったと思ふのです。それを見ますと、いろいろ決まっておりますが、例えば「テレビ・ラジオによる広告宣伝は新製品（全国規模での流通後三年）に限定する。」とか、あるいは「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」——四媒体と言うのだそうですが、「に」による広告は、前年度販売実績に基づいて各社別に許容額が算定できるやう算定基準を定め、かつテレビの使用額は各社毎の許容額の三分の一以下とする。」というふうになっているのですね。

この今申し上げたのが抽象的であつたから、さらに説明してほしいということになつたら、こういうのをきのうお出しになつて、これを見ますと、五億円に達するまでは千本について千円で、前年度販売実績との関係ですね、それで十億円に達するまでは前年度販売実績が三十億になるようですが、五億円を超える部分につき千

本について二百円、それから販売実績が三十億を
超えますと三百億本までは千本について百円。そ
れからそれを超えたと、これは制限なしです
が、千本について四十五円、こういうことだそ
うですね。こういうことなんです、このカーブを
見てもらいますように、初めはぐっと多いが、
後はずっと緩やかになっていくということで、販
売実績の少ないものは相対的には多い宣伝広告
費を使えるようになっていくんですね。これはそ
ういうものになっているんです。

だからその点から見ると、私は時間も残さな
ければいけないので口で言うてしましますが、
同じく提出していただいた資料を見ますと、公社
の宣伝広告費は、五十五年度が十二億八千八百
円、そのうちテレビ六億一千九百円、ラジオ三億
五千六百円、五十六年度が十五億七千八百円、
テレビ七億三千九百円、ラジオ二億九千八百
円、五十七年度が十九億四千万円、テレビ八億四千三百
万、ラジオ三億二千万円ということになっておるよ
うですね。これは、年々広告費がふえておるこ
と、その中でもテレビに非常に重点を置いてい
ることを示していると思います。

これに対して、同じく提出いただいた「アメリ
カの主要企業のシガレットの国内宣伝広告費」を
見ますと、アメリカではテレビ、ラジオが一切禁
止されているのに、なおかつレイノルズは、ドルでな
しに邦貨で申しますと、一九八〇年、これは同じ
五十五年度ですが四百八億円、一九八一年三百三
十億、一九八二年が四百四十七億、フィリップ・
モリス一九八〇年二百七十四億、一九八一年三百
四十二億、一九八二年四百九十一億。ブラウン・
アンド・ウィリアムソンは省略します。そういう
ことになっておいて、テレビ、ラジオが禁止され
ているにもかかわらず、国内での広告というのは
我が国の二十倍をはるかに上回る。一社です
よ。

そういう点を見ますと、総裁がどうも不安だ不
安だと言いますけれども、それはやはり、よそへ出
ていく場合はともかく日本国内では、こんなこと

を言うたらいけません、今まで専売公社はそう
悪いことしたこともないし、国内での信用という
のはあるし、同じ日本人、日本民族であるし、言葉
とか風俗はもう悉皆御承知のことであるし、そ
うそうおくれをとるとは私は思わないのです。
専売公社職員三万九千人、たばこ耕作者十万人、た
ばこ小売店二十五、六万という強大な味方がある
わけですからね。そういう点からいいますと、不
安だ不安だと言って、売り上げ高の少ない者にあ
えて非常に有利になるようなこういう協定をやっ
て、そしてテレビやラジオでもアメリカ国内では
やってないものを開放する。たばこは動くアクセ
サリーとか、美人がこんな格好をしてたばこを吸
うているようなのがどんどん出てきて、私のよう
に三十何年もやめている者はいずれすけれども、
やめようかと思っている者やあるいは中学校、高
校の生徒はついつい、こうなるというようにな
るに、やはりもう少し厳しいものを考える必要が
あるのではないかと、それが国民の健康からいう
ても、あるいは財政物資を扱う専売公社、あるいは
専売公社関係の職員、従業員や小売業者
の激変緩和のためにも大事なことでないかとい
うことを私は指摘せざるを得ないわけでありま
す。

大臣に大きな政治的観点から御意見を承りまし
て、時間を少し残さなかりませんので、私の
質問をきょうはこれで終わらせていただきますと
思います。

○竹下国務大臣 確かにたばこと健康の話は聞い
ておりますと、皆さんのお話を再三聞いたときか
ら、ちょうどそのときだけは私も喫煙量が半分
になります。したがって、それだけ頭の悪くなる度
合いが少なくなる。(笑) 事実、やはり注意
深くこれは見守っておらなさいかね課題だとい
う事実認識は私もいたしております。共産党の方
は全員がおのみにならないかと思つたら、聞いて
みたらそうでなかった。それだけは私は本当に関

心を持って、この間すぐ聞いてみました。そうじ
やないということ聞きまして安堵したわけでは
ございませんけれども、しかしみずから大変厳
しくしていらつしやるなという感じを持ちなが
ら、とにかく重大な関心を持って大臣さんはこれ
を眺めていなければならぬ問題だという認識はそ
の都度深くいたしております。

○正森委員 それじゃ終わります。

○互委員 野口幸一君。

○野口委員 今回、日本専売公社が機構を改革い
たしまして新たな日本たばこ産業株式会社と形態
を変える案に当たりまして、既に同僚並びに先輩
からたばこの問題について各方面からの御意見が
あるところでございます。実は、私、告白をするつ
もりではございませんが、祖父の時代からのたば
こ屋でございまして、三代目のたばこ屋でござい
ます。したがって、前者とは変わらしまして、
たばこの功罪の功の方を少しく述べて御賛同をい
ただきたい、こういうふうに思うわけでございま
す。

たばこは一概に悪い、こうおっしゃいますが、
確かに科学的に分析すれば悪い部分もなしとしま
せん。しかし、もちろんたばこのいい方もありま
す。泥棒にも三分の理という言葉がありますよ
うに、全部が悪いわけではございません。し
たがいまして、たばこの吸い方に問題があるので
ありまして、実は私どもの商売をやっております
で、一日大体二十本入り一箱程度お吸いになる方
は非常に健康的で、良識的でエリートでございま
す。それ以上といえますか、ヘビースモーカー
とおっしゃる方は、どうか健康に気をつけて吸い
過ぎにならないように、表示のとおり少しく規制
なさる方がよろしいのではないかと、こう申し上げ
るのが私の本意でございます。

さて、お気に召さぬ方もいらつしやるかも知
りませんが、たばこ礼賛論を少しくやらせていた
できます。

実は私も、この法案の審議が始まる前に各種の
たばこに関する文献を読ませていただきました。

これはアメリカのW・ホイットビーという医学博
士の「喫煙が肺がんの原因であるという信仰は、
もはや科学者の支持を受けてはいない」という趣
旨のもとに書かれた本でございます。そこで、そ
の中の一部を、なぜ喫煙は健康によいかというこ
とを説かせていただきたと思うのであります。
謹んで聞いていただきたい。

喫煙が健康によいなどといったら、禁煙運動
の指導者のなかには発作を起こす者もいるかも
知れない。しかし、これはどうしようもないこ
とだ。

なぜならそれが事実だから――。
私の患者は、しばしば喫煙のおかげで咳の発
作から救われたといっている。これは医学の教
科書や講演でいわれていることと逆なので、私
は最初のうちは、患者たちが単にそう思いこん
でいるだけなのだろうと思つていた。しかし、
そういうことが何年も続いたので、彼らの言葉
には何か真実が含まれているのかも知れないと
思うようになった。

やがて私自身の喫煙の経験が、彼らの正しさ
を証明してくれた。私は子どものときから、喉
がひどくぜいぜいする気管支炎に悩まされてき
た。私は医者からタバコを吸わないよう忠告を
受けた。三十代後半になって、何度も呼吸器系
統の病気にかかり、ときには肺炎になったりし
たので仕事に支障をきたし、人生がみじめなも
のに思われていた。

ある日、田舎の老医師が私にいった。「わし
も以前はあんたのようだった。ところがある人
が秘法を教えてくれた。パイプを持つというこ
とだ。その通りにしたところ、これ以上よいこ
とはないと思えるほど最高の健康状態になつた
のですよ」。

こういうことが書かれてあるわけでござい
ます。以後これを読みますと時間がたくさんかかるの
でございしますが、少しくその主なところの部
分を読ませていただきますと、
「喫煙が精神の安定をもたらす、仕事の遂行

能力を高める効果を發揮するという印象を、実験的証拠によって支持する見解が、よくよくと増えている。

私は喫煙者はおおむね幸福で、充実した人びとであることを発見した。喫煙者は非喫煙者より自殺傾向が少ないだろうと思つてゐる。

という事に始まりまして、今日までたばこを吸い過ぎて警察に御厄介になった人は余りいないが、酒を飲み過ぎて警察に御厄介になった人は多々ある、秩序、法例を乱し、いわゆる良俗を乱すということをたばこの害によってやられたことはおよそなかった、こういうことが書かれてあるのをごいいます。これは一つの本でございます。さらにもう一つの本を讀ませていただきます。これは、たばこは唯一の休息用品であるということとであります。

活動には休息が必要である。多忙で緊張した日々の暮しに、一時的な休息と慰安を求めるのは生理的結果であつて、たばこは普通の状態ならば、休息によって求められるくつろぎの状態を、人のたくらみとして作りだす結果、休息感でない休息を与えることである。しかも安い価格で軽便な形で、つねに手許に用意されているきわめてゆるやかな鎮静剤であり、人が作りだす休息用品として、生理的に心理的に心を惹くものである。

こう書かれてあるわけでありませう。さらにその後、人は喫煙によつていろいろなものを得ているが、一体何をj得ているかということについてたばこのことが掲げてありますが、一つだけ引用させていただきますと思うのであります。

「わたしは亭主を九五%は死亡する肺ガンで失いたくないから禁煙させようと焦つてゐるんです。わたしの愛と誠意を侮辱なさるのであるか」と陰のある目でにらんだマダムがあつた。肺ガンと関係のあるのはシガレットだけで、パイプも葉巻も刻みも喫きタバコも噛みタバコも一切肺ガンに關係はない。またそのシガレット

にしても一日二十本までは有意の差はないから、一日二十本くらいにコントロールさえすれば、シガレットを目の敵にすることもない。

女心のデリカシーのわからないひぐまみたいな亭主への恨みつらみを、ニコニコして一時間も聞いてあげるコンサルタントのタバコは、絶対に必要品である。放心剤としてタバコほど有効な手はない。ストレス解消は、医師とかがらず、作家でも判検事でも弁護士でもタバコは、不可欠の解消道具だろ。

こう書かれてあるのであります。引用するものはたくさんあるのですが、余り刺激を与えたくないが悪いので、そのくらいでやめさせていただきますが、私は、たばこが有害だであると言ひ切つてしまふのは、余りにも酷ではなからうかと思ふのであります。したがいまして、私も、適当な量と適当な時間によつて消費をするならば、決して有害ばかりではないと信じておる者の一人でございます。

そこで、論点を変えて申し上げてみたいのであります。実は私のところは三代たばこ屋をやつておりますが、余りよく売れるたばこ屋でございます。専売公社からたばこを仕入れ受けるたばこ屋の方でございますけれども、実は自動販売機を置いておりません。それは次の理由によるものでございます。

たばこに関する禁止の法律がございます。御案内のとおり、未成年者喫煙禁止法というのがございます。この第四条に「満二十年ニ至ラサル者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知リテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ十円以下ノ罰金ニ処ス」とある。この法律は生きております。したがいまして、たばこを売る立場から申しますと、その人が未成年でないということを明らかにして売らなければならぬということがあるわけでありませう。ところが、自動販売機は、夜中もあるいは人のいないときでもいつでも自動に動いて売りますから、この法律からいいますならば、まさ

に無制限にたばこを売るといふ仕組みになっております。とすれば、私はこの問題こそまず解消しなければならぬ問題ではないかと思ふのであります。

現在自動販売機の台数は、たばこの店舗一戸当たりに対して、全国で平均一・二台になつてゐるわけでありませう。置いてないところもあるかわりに二台、三台と持つてゐるところもあると思ふのでありますけれども、そうなりますと、たばこの禁止をしてゐるこの法律から見まして、未成年者に対してはその判別をしないで売ることができるといふ自動販売機の設置の問題は、先ほど来同僚委員の方々がおっしゃつてゐますように、未成年者に対して、あるいはまたその判別が不可能な方々に対して無制限な喫煙を助長するといふ意味からも余りいいものではない、私はこう思ふのであります。むしろたばこ屋がそのことを良識として持つてゐながら、その制限をみずから販売の中に置いて売るようにするのが良識あるたばこ屋の存在ではなからうか。

実は、私の近所に一日百四十本お吸いになるお客さんがいらつしやいまして、錢輪さんだつたら喜ぶかも知れませんが、実はその方は肺がんでお亡くなりになりました。確かに一日に百四十本という本数は異例でございます。しかし、実は私どもの家内がその方にたばこを御注意を申し上げました。買つていただくのはありがたいが、おじさんたばこを吸ひ過ぎです、せめて二、三十本にしてはどうですかというのを再三申し上げましたが、その方は六十歳を待たず五十七、八歳であつたと思ひますが、とにかく一日百四十、五十本たばこを吸ひまして、たまたまたたばこが原因で肺がんになつたかどうかは別といたしまして、とにかく肺がんで死んだことは間違いないのであります。したがつて、そのことについての規制をたばこ屋自身が持つべきである、こういうのが私の持論であります。したがいまして、この自動販売機の設置は未成年者喫煙禁止法第四条に反するのではないかと思ふのであります。この点について

まず總裁の御見解を承りたいと思ひます。

○森説明員 自動販売機の問題でございますが、未成年者喫煙防止ということにつきまして大変社会的な関心の高い問題でございます。私どももいたしまして、自動販売機を設置いたします際には、必ずこの自動販売機に未成年者の喫煙は禁止をされておりますといふ旨の文言を入れるというふうなことをいたしておりました。最近では製造当初からそういう表示が入つておるといふような状況になつておると考へております。

また、この自動販売機につきましては、自販機コーナーという自動販売機だけのコーナーのようなものがございますが、そういったところで監視の目が行き届かないようなところになるべくたばこの自動販売機を設置しないというふうな方針もとつております。

それからまた、自動販売機につきまして、これを夜間よく未成年者が利用するというような御批判もあるわけでございます。こういった点につきましては、販売店の地域的な条件もいろいろございまして、またこの自動販売機は販売店の方々が所有するものでございます。そういったことで、営業の自由というものがございまして、これを私どもが画一的に指導する、あるいはこれを規制するということになりますといふいろいろな問題がございまして、販売店の意思が反映をされた形で処理が図られることが望ましいというのを考へまして、昭和五十七年でございますが、販売店の上部団体でございます全国たばこ販売協同組合連合会に対して、夜間規制につきましては、話し合いに基づきまして地域との調和を図りながら販売店の自主的な意思によつて規制を行うことが望ましいというふうな要請をいたしておりました。いろいろな未成年者喫煙防止につきましての配慮をいたしておるところでございます。

○野口委員 私は先ほどたばこ礼賛論といふか、たばこも害ばかりでない、いいところもあるということも申し上げましたが、同時に一方ではたばこというものの対するいろいろな弊害

についての議論があるだけに、やはり規制すべきは規制し、そして良識的な販売を通じてたばこの害というものを和らげていくことに専念しなければならぬと思うのです。それが皆さん方に特にこれから考えてもらわなければならない課題だと私は思うのです。

確かに、たばこ屋も十時から十一時ごろに店を開けます。それでも自動販売機を置いておけば夜中にたばこが切れた人がたばこを買ってくれます。それは確かにもうかります。しかし、それだけではなくて、それが青少年が悪用をしてたばこを買っているということになるとするならば、これはやはり何らかの規制をして、十一時以降ならば十一時以降はたばこの自動販売機はとめるとか、そういうようないろいろな措置を考えるべきではないか。そういったことをやることによって少しでもそういう道への防止になるのではないかと。それは専売公社というよりも、これから日本たばこ産業株式会社が仮に発足がされるとするならば、そういう起点に当たっても、特に先ほどの議論じやありませんけれども、たばこによる弊害をみずからが規制をする姿勢という立場からぜひ指導をしなければならぬではないかというのが私の気持ちでございます。

総裁、そういったことを私は、単に広告を規制するとか、やれテレビがどうだとか新聞がどうだとかというよりも、実際に販売をしているその者みずからがそういう未成年者とか吸ってはならない人々に対して規制をしていくあるいは吸い過ぎにならないようにしなさいよとする良心的な販売に気をつけるという意味からも、この際少なくとも自動販売機は、たばこ屋の店先にあるものを除き、その他のところに無断に置かれる、例えばホテルのロビーに置かれてあるとか、その他会社のどこかのところに置いてあるとかいろいろなところで散見をいたしますが、少なくともそういうことも防止できる場所に限られるべきである。たばこ屋でありながらこういうことを言うとなればこ屋の仲間にも怒られるかも知れませんが、たばこ

そのくらの気持ちを持ってやらなければいけないのではないかと気がするのでございますが、総裁、この点について総裁のお気持ちを聞かせたいのであります。

○長岡説明員 私ども専売公社、それから新しく新会社ができまして、たばこを製造する独占企業体でございますから、たばこに関連する諸問題、なかんずく健康と喫煙の問題あるいは未成年者の喫煙防止の問題等については、やはり企業としての一つの社会的責任があらうかと存じます。そういう点についてたばこの御指摘の点は、本当に私どももいたしましてごもっともなお考えだと思っております。今後とも、公社といたしましてまずそういったような問題には力を入れて取り組んでまいりたいと思っております。また小売店の皆様その他にもいろいろと呼びかけましてその実を上げてまいりたいと考えております。

ただいまの自動販売機の問題でございますけれども、おっしゃることはよくわかりますが、先ほど森理事から申し上げましたように、何と申しまして今までのところは営業自由の原則と申しまして、そういったようなことから既に全国に約三十万台の自動販売機が存在しているという事実がございます。これについては先ほど森理事から申し上げましたように販売の業界に呼びかけて、何とか設置の場所なりあるいは自動販売機で販売する時間の制限なりあるいは自動販売機には未成年者の喫煙が禁止されているということを必ず表示するなりという努力はしております。また、率直に申し上げますが、御趣旨のような方向での業界への呼びかけをさらに強めてまいらなければならぬと思っております。

○野口委員 そこまでのお答えしか出ないだろうとは思いますが、それでは未成年者喫煙禁止法第四条と自動販売機との因果関係をどう考えられますか。この中には、「其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知りテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ」云々ということになって、刑がはつきり決まっているわけなんです。それをわからないところで売っているわけですから、この法律からいえば違反であると言えざるわけですが、この辺の見解はどうですか。

○森説明員 未成年者喫煙禁止法によって処罰を受けまうのは、未成年者がみずから吸うというような者に対してはたばこを販売する場合でございます。そういったことで、自動販売機ではそういう判断がつかないわけでございますが、大体一般的に自動販売機は店頭併設という形になっておりまして、販売店の方々の目の届く範囲にあるというようなものでございます。また、先ほど申し上げましたように、自販機コーナーという、例えば清涼飲料水といったようなものと一緒になったような場所につきましては、私どもは、管理者の目の届かないというような場合には極力許可を行わないというような方向で運用を図っております。でございます。

○野口委員 私の言っている質問と少し違う答えですね。この自動販売機というものはこの法律に抵触しませんかと言っているのです。だから、抵触するというのが、抵触しないというのか、どちらか、イエスかノーをお答えください。

○森説明員 大変難しい問題でございますが、これまで長く商慣習といたしまして、自動販売機によりまして消費者の方々の便宜を図ってまいっております。そういった意味では、直接法律的な解釈ということになりますと私もなかなか判断もいたしかねる点がございますが、このような形の販売というものは社会通念の上から許されるのではないかとというふうに考えておる次第でございます。

○野口委員 まことに歯切れの悪い御答弁で、恐らくこの条文からするならば、自動販売機なるものは無秩序に売るわけでありするから法違反である。だから私は、先ほど総裁がおっしゃったように全国に三十二万六千有余の自動販売機が存在することを事実として知っておりますが、こういう時代になってきて喫煙の害というものがあるから、少なくともこういう法律がある以上、もうちょっと強い指導があつてもしかるべきだし、またそのことを規制すること自体にも責任が存在するのではないかというのを申し上げたいのであります。少なくとも法律を真つぐ読むならば、自動販売機は未成年者喫煙禁止法第四条違反であります。そのことがはつきりわかっている以上、これからのたばこの販売について、いろいろ言われているそういった害を最小限にとどめていくという姿勢があるとするならば、そこから改善するのが至当であろうと思っております。もちろん、先ほど来の話であります宣伝広告、誇大広告、いろいろなことが言われておりますが、それも大事でありましようけれども、実際に販売する場所において事実そういうことがあるとするならば、この問題もやはり積極的に取り上げられるのが正しい処置ではないかと思うのであります。いかがでありますか。

○長岡説明員 先ほど森理事からもお答え申し上げましたように、現在におきまして、店頭に置く自動販売機でないもの、すなわち目の届かないところに設置する自動販売機については、その設置についてできるだけ許可しない方針をとってまいっておりますけれども、ただいまの野口委員の御指摘のような事態が起きているのはやはり目の届かないところにある自動販売機にそのおそれがある。非常に大きいわけでございますので、今後はそういう自動販売機の設置場所につきまして、目の届かないところに置くという点については従来以上に厳しく私どもも考え、かつ業界に対してそういう方針で指導に当たってまいりたいというふうに考えます。

○野口委員 これ以上申し上げませんが、少なくとも一方そういう法律があり、かつまた巷間言わ

れています喫煙の害というものは、特に未成年者に対しての害というのは、量もさることながら、年齢的な生育期にある者については特に大きいということも言われているわけでありますから、特にそのことはわかっておりますだけに、この法律は既に明治時代にできた法律でありますけれども、未成年者に対してはたばこを吸うことはならぬということができているわけでありました。したがって、少なくともその辺からでもやはりきちっと守るようにならないと、片方では幾ら立派なことを並べてみても、実際のにはそれが野放しになっているではないかということになってくれば、これはもう喫煙禁止、禁煙という運動をやっているという方などの全く好餌的であるわけでありまして、そういう点から考えまして、こういうのをみずから守っていくという姿勢をやはりおとりになることが必要ではないだろうかと思うのでございます。

実はこの質問はもっと後ほど申し上げるつもりでおったのでありますが、正森議員が禁煙をやかましく言われましたので、ついこの問題が先に出てまいりました恐縮をいたしておりますが、いよいよ本題に入つてまいりたいと思ひます。

現行の日本専売公社の制度があるわけでありまして、今回のこの法律を説き及ぼしたときと、どなたかおっしゃいましたが、あちらこちらにいろいろと非常に御配慮というのか、どういう気持ちがあつてという、何といひますか、疑問点もないわけではないのです。

例えばたばこ耕作者に対する全量買入れの継続あるいはたばこ小売人の資格の問題について、これまた現行法上と余り変わらぬ。さらにまた、労働組合との話し合いの中にあります十分な意思疎通ができ上がったというような背景のもとに提案をされているわけでございますけれども、それならばなぜこの専売公社制度というもので一部改正をして、いわゆる輸入たばこの問題、つまりたばこの自由販売という問題についてできないものなのか、自由化に対応できないもの

のか。なぜこの現行の専売公社制度をやめようとなさるのか。その辺はたばこ御返事になっておりますが、私にもひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

たばこの輸入自由化と申しますのは、我が国の輸入業者、法律の中では特定販売業者という言葉を使っておりますけれども、我が国の輸入業者が自己の計算と危険負担において外国から製造たばこを輸入し、国内販売ができるというものでございまして、製造たばこ、現行の専売制度におきましては、製造たばこの輸入及び販売の権能が国に専属しておるわけでございまして、その国に専属した権能を一括して専売公社に与えまして、これを専売公社に実施させているわけでございますが、こういう専売制度のもとでは、現在がそうでありまして、専売公社の手を通さずには外国たばこを販売することができない、こういうことになっておるわけでございまして。しかしこれは、輸入業者なりあるいは外国のたばこメーカーにとりましてはまさに競争相手の手を通さなければ販売できないということと、真の意味での輸入の自由化ということにはならないではないかという批判が起るのとは当然のこととございまして、そのような意味で現在の専売制度を維持したままにおきましては製造たばこの輸入の自由化というのとは不可能であると考えておるわけでございまして。

○野口委員 それはわかるのです。だから、専売公社法というのを改めて、その輸入をしなければならぬ、いわゆる自由化の部分についてのみ改正をなさなくてもよき自由なものが、これを全般的に変えて、日本たばこ産業株式会社等々、事業法として新たな民間事業にするという、そのメリットというのはそれじやどこにあるのですか。

○小野(博)政府委員 ただいま申し上げましたように、専売制度のもとから外国の製造たばこを外しまして、いわば日本の国内市場で国際競争と申しますか、完全な自由な競争が行われるというこ

とになるわけでございすけれども、その場合、専売公社制度というものは確かに今まで財政収入の確保という面でそれなりの大変大きな役割を果たしてこれらたばこ条件のもとにおきまして新しい国際競争という条件のもとにおきましてそれらと十分な競争力を持つていくためには、やはり商法に準拠して設立された株式会社、そういったようなみずから経営の自主責任体制が確立され、あるいは当事者能力が付与され、自由な営業活動ができる形態、言いかえまして、合理的な企業経営が最大限可能な経営形態と申しますか、そういった形態がぜひとも必要である。それにつきましては、一方で現在のたばこ産業の状況下におきましてはそれなりの政策目的を果たしていただくという必要もあるわけでございすので、それらを彼此勘案いたしますと、やはり現在の政府関係特殊法人の中で最もそういう合理的企業経営の実現が可能である特殊会社にする以外にはないという判断をした次第でございす。

○野口委員 そういうようになればいいことでありまして、現行の製造たばこのシステムといふけれども、特に製造たばこ耕作者に対する配慮等を考へてみますと、本当にそのような外国企業と戦つていくだけの体制ができるんだらうかということをお心配するのであります。とにかく新会社をつくらなければならぬから、当座のしのぎに合意を得なければならぬから、このことで、業たばこ耕作者にもあるいはまたたばこ小売人にも、言葉は悪いのですが、この際何とかうまく切り抜けようという気持ちがあるんじゃないですか。その辺の真意をお聞かせいただきます。

○長岡説明員 ただいま監理官からお答え申し上げましたけれども、輸入が自由化される、そうなりますと、国際競争と申しますか、我が日本のたばこ市場における輸入品との競争が非常に激しくなってくる。その場合に、外国たばこ企業と対等に競争していくような経営の体制を整えることが必要であるということに尽きるわけでございす。

○野口委員 お調べいただきましたものを、昭和二十五年から比べれば大幅にふえてはおりますものの、特に喫煙と健康がやましく言われ

ますけれども、そういったような観点から、政府関係法人の中にとりながら株式会社組織の特殊会社を選んだということは、それによりまして経営の自主性が確保できる、また労使双方にとりましては当事者能力が確保できる、それから、公社制度に比べますと、もちろん制限はございすけれども、業務範囲の拡大もできるといったようなことで、公的法人の中では最も合理的企業経営に適する経営形態であらうかと存じます。もちろん、原料の葉たばこその他の問題については外国と競争する場合にハンディキャップはございすけれども、それまで含めて、新会社のような方向を歩ませていただくことによって外国と互角に競争できるような経営体制を整えていきたいというふうに私も考へておる次第でございす。

○野口委員 それでは、現在たばこはどのような経営状態になつてきているかということについて、少しくお尋ねをいたしたいと思ひます。

○長岡説明員 詳細な資料は後ほど御説明申し上げますけれども、ごく最近の時点について申し上げますと、これは大体毎年調査いたしておりますが、昭和五十八年六月の調査によりますと、成年人口に対する喫煙者率は約三九%、その前の五十七年五月の調査ではそれが約四二%でございすから、相当大きく落ち込んでおります。

ただ、この原因の一つは、もちろん喫煙と健康の問題等世界的な傾向もございすし、もう一つは、値上げの直後の調査であつたという要素も若干入つておるのではないかと存じます。

てまいりました五十年程度前後から五十八年までの間約七、八年の経緯を見てまいりますと、実は男女ともに減少をいたしております。特に大幅な減少をいたしておりますのは二十代の世代の喫煙者の減少であります。五十年に九百二十八万人と推定されております二十代の喫煙者が五十八年には六百八十四万人となっております、およそ二百五十万ほど喫煙者が減っております。これは二十代でございます。年寄りになりますほどその減少の率は下がります、六十以上になりますと、もうややくそくなっているのかどうか知りませんが、五十年に四百九十八万でありましたのが、逆に五十八年で五百二十万とふえております。

こういう例外を除きまして、先ほど総裁の言われたように、ほぼ喫煙者人口が減っているわけがあります。減っているということは、今日、展望してみた場合に、需要量そのものがこれ以上そう大幅にふえるとかあるいはたばこ産業そのものの未来に明るい展望があるところまでいかないのじゃないだろうかと思うのは早計でしょうか。いかがですか。

○長岡説明員 最近の傾向を見ますと、将来にわたってたばこの需要をふやす要因がもしあるとすれば、これは成人人口の増加と、それから、私ども今鎖意ニコチン、タールの含有量の少ない軽いたばこを開発いたしておりますので、軽いたばこになれば、重いたばこを吸っておられた方が軽いたばこにかえた場合には若干本数がふえるといったようなことがございます。しかし、全体として見れば、御指摘のとおり、たばこの需要が今後末広がりには伸びていく、非常に明るい展望にあるというふうな状態にはないと思っております。

ただ、それでは私ども、企業として全くしりっぱみになるかということでございますけれども、喫煙と健康の問題が鋭くなればなるほど、そういったような問題に対する配慮も十分にいたした新しい製品の開発にも努力いたしたいと考えておりますし、それから、数量的には全体に影響を与える

ほどの数量にはなかなかありませんが、輸出部門にも力を入れて、できるだけ限りの経営の規模を維持してまいりたいというふうに考えております。

○野口委員 私、総裁と同じように、これ以上たばこ産業が大幅に将来発展をして未来が明るい展望であるとは言い切れないと思うのであります。

そういう状態にありまして、先ほど来おっしゃっていますように、最近、ニコチン、タールの含有量の少ないものほど好まれるという傾向があることも承知をいたしておりますが、しかしこの問題は後ほど少し詳しくお尋ねすることとしてさておきまして、こういう状態でありましてだけに、先ほども申しましたように、こういう専売制度をい

わゆる会社にして、自助努力といえますか、みずからの力を十二分に発揮できるような経営形態というものを改善しながらやっていくということでございますけれども、一方には、がんじがらめになっている問題としてたばこ問題が存在をしている。

このたばこ問題は、これもたぐさんの質問者にお答えになっておりますように、現状これを維持するんだ、全量買い入れ制を維持していくんだ、こうなつてまいりますと、勢い競争する相手、つまり外国たばこの競争の中で、どうしてそれじゃそのたばこ産業株式会社として日本のたばこを維持していくことができるのかというところに来るわけでありまして。そうしてまいりますと、実はそれと相矛盾をした法律になっているような気がしてならないわけでありまして。

るわけでありまして。また、もちろん小売価格もはつきりと大臣の認可を受けなさいということになっている。そうなりますと日本のたばこはいわゆるコストがもうはつきりと公になつてしまうのであります。

アメリカの方のいわゆる外国産のたばこの場合は、きのうですとか御答弁にもありましたように、はつきりしない部分もあり、はつきりしているようにも想像ができるようでもあるということになつておりますが、実は向こうの方はわかつていない、我が方だけはいわゆる蔵出し価格がはつきりとしていて、こんなことでこれからの販売合戦に勝てるのですか。こんな条文というのは私は考えてみてもおかしいと思うのです。

本来、商売しようと思つたらコストなんか最後まで隠しておくのが本当なんでしょう。ところが、これは蔵出しのときにははつきりとその額は蔵大の認可を受けなければならぬ、はつきりしなさいということになつていくわけです。これは競争するのに非常に不利じゃないですか。こんな条文をつくるというのは、外国たばこに競争するということが全く不利な条件だと私は思うのですが、いかがですか。

○小野(博)政府委員 営業上の問題については後ほど公社の方からあるいは御答弁があるかもしれないが、制度問題でございますので私の方から御答弁させていただきます。

公社の製造たばこの最高販売価格について蔵大の認可に係らしめるのはなぜかということでございますけれども、今回の専売制度改革に伴いまして、国産たばこの現状にかんがみ公社に製造たばこの製造を独占させることとしておるのには、今までのしほ御答弁申し上げたとおりでございます。そういう中で、このように公社に製造たばこの製造を独占させるといたしますと、市場において自由な国際競争が外国たばこの間で行われるわけでございますから、万が一、公社が不当な価格をつけるといふようなことはないとはいえませんが、それにいたしましたとしても、市場の

状況いかによりましてはまだそのようなおそれがあるかと申しますかあるいは絶無とは言えないという可能性はあるわけでございます。そういう意味で、万が一の弊害発生防止のための制度的担保として、公社の製造たばこの最高販売価格について蔵大の認可に係らしめるというのがこの規定を設けた趣旨なわけでございますけれども、それによつて特定販売業者との間で競争条件が著しく不利になるかどうかということなわけでございますけれども、特定販売業者につきましてはこういう製造独占というようなことはございませんで、いわば裸で競争する、そういう関係にございまして、こういったような最高販売価格の認可は不要であるというふうに考えておるわけでございます。

最高販売価格というのは、文字どおり最高額の認可でございます。これにより、この価格で公社が小売店に卸さなければならぬあるいは卸売に卸さなければならぬという限定的なものではございません。これがいわば最高制限価格、最高販売価格でございます。そういう意味で、特定販売業者との間の競争条件が著しく不利になるということにはならないというふうに考えております。

○野口委員 それは甘いんじゃないですか。そんな、自分のところで製造したたばこの最高販売価格というのを公表しておいて、そして今度はたばこの小売価格を決めるわけでしょう。そのところから差があるわけでしょう。プラスかマイナスか知らないが、あなたがたおっしゃったように、そこは最高だからマイナスになる場合もある、そんなことを、はつきりしておるのを示しておいてたばこを売って、そのたばことコストがわかつていないやつと競争しようなんてことをしたら、これは当然のはつきりした方が不利じゃないですか。わかつていないんじゃないですか。それで外国たばこと競争しようなんて少しおかしいのじゃないですか。私は、少なくともこの第九条なんているものは

要らないと思うのです。このたばこの最高価格などというものをなぜこんなところで設けるのですか。こんなことを設けるから余計ややくしなるのでありまして、小売の価格を決めるというところについては必要でしよう、しかし小売に至るまでの価格というものは会社が持つておくべき質のものじゃないですか。これを公表してしまっているというところは、コストが大体どのぐらいかかっているか、どのくらい下げる余裕があるかというところをみずから示しているようなものじゃないですか。外国たばこの競争の中にあつてこんな不利な条文が入っているというところはおかしいと私は思うのです。手の内を見せているような形になるわけですよ。だから、第九条なんているものは要りませんよ。どうですか、もう一度。

○小野(博)政府委員 現在の専売制度のもとにおきましては、ちよつと名称を正確に言えないので申しわけございませんが、独禁法との関係というのは、いわゆる専売制度ですから、ないわけではございます。今度の制度改革後に置きましては、政府関係特殊法人ではございますけれども株式会社として製造独占を与えられるということになります。独禁法の適用除外ということにはならないわけでございます。やはり独占の弊害があるものが生じないように手当をする必要があるわけでございます。そういう意味におきまして、この最高販売価格の制限と、もう一つは目的達成業務の認可というのを、製造独占弊害規制の担保としていけば法律上規定しているわけでございます。

それからもう一つは、最高販売価格というものはいわば会社にとっての卸売価格でございます。そういう意味で、特定販売業者にとつても卸売価格というものはあるわけでございますけれども、卸売価格はその原価のほかにマージンとかいろいろなものが入つておるわけでございます。そういう意味で、ある意味では特定販売業者につきましても、小売定価が明らかになつておれば、逆算してまいりますと卸売価格あるいは輸出価格が、向

うの国にとつての輸出価格でございますが、当方にとつての輸入価格が幾らかというのはおのずと計算上出てくるわけでございますので、そういう意味で卸売価格がわかるということは、両方とも平等であらうかと思つております。

○野口委員 この問題は執拗に食い下がりますけれども、たばこ屋だから言うのじゃないけれども、自分のところであつたもの卸売価格をばきり決めておいて、つて小売価格というものはこれまた認可制で後から決めます、そんなものはつきりしたら、中間の業者のマージンというのははつきりわかるでしょう、卸売とか小売というのがはつきりしているわけだから、その間だけにしか余格はないわけだ。例えば下げるにしても上げるにしてもそういうことになるわけでしょう。

〔委員長退席、中西(啓)委員長代理着席〕片方の外国の方はそうじゃないのです。自由なんでしょう、許可を得るわけじゃないのですから。自分が勝手に決めた価格で来るわけですから。こちらは決まっておるのではありません。そんなもので競争するのですか。

だからこれは、例えば独禁法云々とおっしゃるならば、小売価格の方で規制があるわけでありますから独禁法にならないと思うのです。私はならないと思つています。仮にそういうことを心配なさるとすれば、外国たばこの競争の中には特にマル秘にしておかなければ意味がないじゃないですか。そうでなくとも、葉たばこは全量買い付けますといつてよそから見れば日本のはたばこはじがらめになつておるから、原価というものは想像がついている云々ということではこれ以上ないといふことは、ある程度はつきり向こうにもわかつておるんだ。そうでしょう。そう言えるでしょう。言えれば一年分以上の葉たばこを抱えて弱つておる日本たばこ産業株式会社から大体これ以上はもう下げることはできないだろうと思つておるにもかかわらず、さらに大蔵の認可によつて卸売価格、いわゆる蔵出し価格をきちんと決

る、こんな愚かしい法律をつくつて外国たばこを競争しようなんというのはいちやうおかしなじゃないですか。監理官はたばこ屋じゃないかどうか知りませんが、商売やるのに蔵出し価格が法律で決められておる、そんなばかものないですよ。産業株式会社でしよう。これから競争していくのに、蔵出し価格を法律で決める、そんなばかげた株式会社というのはいけません、そんなものは、どう思ひますか、総裁。こんなことで懲罰するのですか。

○長岡説明員 先ほど来、監理官がお答え申し上げておりますように、新しい会社は製造独占になるわけでございます。これはやはり外国との競争上、どうしても独占でやらせていただきたいというところでこういうことになつたわけでございます。

ところが、これが特殊法人といふ株式会社組織になりますと、やはり独禁法の適用除外にはならない。独禁法の適用除外にならないで、なおかつ独禁法に抵触するような一種の独占的な企業経営を営むためには、幾つかの法的な担保と申しまゝ、独占状態の弊害除去の制約が要る、そのうちの一つだといふふうに理解いたしております。それは、あるのとなつておるわけでございます。御質問であれば、率直にお答え申し上げます。それはないにこしたことはないけれども、全くこんなものが、しかし現行法の下において独禁法を適用しなから許されるためには、こういうような法的な規制が必要なのではないかといふふうに私も理解しておつた次第でございます。

○野口委員 私、この法律全体を讀んで、非常に厚かましきところもあるのです。公取の關係は非常に神経質になつておられますけれども、そのほかのところでは非常に厚かましい条文もあるのです。

例えばいろいろのところなんですけれども、これはいろいろの關係では、自首すれば罪を免除するといふことまで書いてあるのです。たしか、たばこ産業株式会社法だつたかどこかにいろいろの条文

がありますね。十五条ですね。これは、刑法に定めてあるもの以外に、自首すれば罪を免除することができ、免責することができるといふことまで書いてあるのです。それから、例えば資金運用部資金から金を借りる問題にしても、これもとにかく三カ年間はそのまま、日本専売公社の時代と同じように資金運用部資金から金を借りることができるといふことになっております。都合のいいところだけ、よその法律まで入つていつてこの法律をつくつておられるのですから。九条の問題だけを、独禁法と關係するからといって、そんなにへりくだらなければならぬという理由はないと思うのです。

というのは、私が固執するのは、先ほど申し上げたように喫煙人口そのものはだんだん減少している。いわゆる販路の拡張というのは余り考えられない。そして一方、外国たばこは自由に入ってくる。うちの方は、どちらかといへば葉たばこを抱えて、そしていわば不利な条件の中で競争しようといふのでしよう。その中であつて蔵出し価格をきちんと決めて、そして商売しようといふといふ、こんなばかげた条文、総裁はないことになったことはいいと言ひますけれども、全くこんなものは競争になりませんよ、本当に。こんなものが通つて競争できると思ひますか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。再度の繰り返しになりますが、蔵出し価格の最高額でございますので、その範囲内においてつまりこの条文を設けた趣旨は、先ほど申し上げましたように、独占といふことの弊害を除くするための規定なわけでございます。そういう意味で、これ以上で売つてはいけな、これ以上で売場合には消費者の利益を害するから、それ以上ではいけな。それ以下で卸す場合には特段の問題があるわけではございません。したがつて、この認可を受けた販売価格で売らなければならぬといふものではございません。

それと、私、申し忘れておりました、大蔵申し

わけございませんでしたけれども、もう一つは、小売定価というものは、当然のことながら公告して、世間一般に明らかにするわけのものでございます。しかし、蔵出し価格につきましては、公表するとかなんとか、そういった性格のものではもちろんございません。

そういう二点からいたしまして、独占の弊害を除去するとともに、この規定を置いたといつても特段の問題はないのではないかとこのように考えております。

○野口委員 私はどうも理解ができないのですけれども、この問題につきましては、いずれ再度、もつと時間をかけて話をさしていただきたいと思つたのであります。少なくともこの九条というものは、これから外国にばこと競合していく上において非常に弊害になる。この問題は本当に真剣に考えなくちゃならない問題だと思つたのであります。今監理官おっしゃる通りに、これは公表しないものだからと言つておられますけれども、これは大蔵大臣の認可を得なければならぬということとは、秘密事項であるとかあるいはマル秘事項であるということについては、法律がある以上、そんなものは公表できませんと言えないものでありましようし、それはできないと言ひ切れるのですか。やはりそんなことできないでしょう。それであつたら、やはりこの九条そのものは、競争していく上において弊害であるということにならなければならぬですね。

小売価格との関係についても、蔵出し価格がはつきりして小売価格との間にいろいろな問題がこれから出てくるということになりますと、小売業者にとつてもおもしろい問題ですね。マージンの問題から考えましてもいろいろな点からも、またいろいろな議論の出るところであります。少なくとも商売する人が、でか上がつた価格を公表してしまつて、そして小売業者に対して価格を決めるというような話はこの商売でもないわけですから。そして片つ方ではそれが自由にやられてゐる、いわゆる外国の輸入たばこは自由に

やられてゐる、片つ方では制限されてゐる、そして競争しないといふ。残るのです、残る自信がありますとおっしゃるけれども、この九条を見る限りにおいては、これはなかなか難しいぞ、簡単にはいかないぞという気がするの、私だけではなと思つたのであります。少なくともこれは一考あつてしかるべき項目だと思つたのであります。

この九条の問題については、後ほどまた時間を改めて御質問させていただくなり、あるいはまた人をかえて話をさせていただくことにいたします。ひとまずここでとどめすけれども、この九条は、たばこ事業法案の中でどうしても要らない条文だと私は思つております。

そこで、話題を少し変えまして、先ほど来ちよつと問題になつておりますニコチン、タールの問題について若干申し上げてみたいと思つたのであります。

喫煙者のたばこの嗜好傾向についてマイルド的なものが求められてゐる、こういうことは先ほどもお答えがございました。ハイライトは、昭和四十二年にニコチンは一本に対して一・七六ミリグラム、タールは二・三三・九ミリグラムでありましたが、現在、五十八年度では、ニコチンの含有量は一・三ミリグラムになり、タールは一九・〇ミリグラムに減つております。セブンスターは、四十六年にニコチンが一・二ミリグラムであり、タールが十九・九ミリグラムでありましたが、現在、ニコチンが一・一、タールが十六・九ミリグラムと、これも減つております。マイルドセブンは、もちろん名前のとおり初めからそれを低くしたものでありますから、発売の五十三年から現在まで同じ含有量であります。

さて、ニコチン、タールの含有量は一体どのようにして算出されておりますか。ちよつとお答えいただきたいと思つたのであります。

○中山説明員 お答え申し上げます。ニコチン、タールの測定につきましては、国際的にはかり方の基準が決めてございます。それによりますと、一本当たり一分間に一回、一回については二秒間煙を吸う、吸う量は三十五ミリ

リットルというふうに決められております。それから、一本の中でどこまで吸うかという問題が一つございます。残す量は三十三ミリというふうに決められております。

○野口委員 それで、お尋ねいたしますが、我が国のたばこの吸い殻を集めて、そして大体平均何ミリ吸われているかということをお調べになつてゐますか。

○中山説明員 大規模な調査はございませんけれども、小規模に調査した結果によりますと、大体四十ミリより少し多いというくらいだと思つたのであります。

○野口委員 私は、余り遠いところまで行かせるので国会内の吸い殻を調べさせていただきます。国会は時間がないのか、途中でやめてゐる人が多いのか知りませんが、のみ量、いわゆる吸つた量は二・九センチ、これは平均でございまして、二・九センチしか吸つておりません。非常に吸い殻の方が多いわけでありまして。

これは私が吸つておりますキャスターでございましてけれども、キャスターは六センチありますね。これで六センチのうち三センチを吸いますと、大体おつしやる量になるわけですか。三センチでその量になるわけですか、どうですか。

○中山説明員 おつしやるのとおり、吸い口のところから三センチ残すのが規定でございます。(野口委員「吸い口から三センチですか」と呼ぶ)はい。ですから、燃える方は五センチ燃えるということでございます。

○野口委員 そうでしよう。だから、この表によりますとニコチン、タールの量というのは、実は吸い口、いわゆるフィルターの部分で二センチありますね、それと一センチのところまで吸つてこの量なのでございましてね。そうなんです。

そういたしますと、国会では吸つた方が大体二・七センチから二・八センチか九センチまででございまして、ニコチン、タールを吸つてゐる量というのはそれ以上減少してゐるわけですね。これは、例えば半分吸つたら、つまり、国会が

二・九だから言うわけじゃありませんけれども、たばこの部分六センチのうち、三センチというところで仮にやめたとすればどのくらいの量になるかということはおわかりですか。

○中山説明員 今、正確に数値を持つておりませんけれども、御要求は、刻みの部分が六センチある、その半分吸われたということでございますね。そうしますと、ニコチンとタールは、少し違ひますけれども、公示をしておりますの大体半分あるいはそれ以下ということになります。

○野口委員 私の聞き及んでおりますところでは、これは半分じゃなくて半分以下になるということでございます。

そこで、私はこの前も函館工場へ参りましたときに工場長に少しお話をしたのでありますけれども、三センチのところをラインを入れたらどうか。これがいわゆるヘルスラインという、ここまで吸えば、このくらいでたばこを捨てれば大体健康にはそう害はないよということになる。たばこも少し余計に売れるのじゃないかと思つたけれども、それはたばこ屋だから言うのじゃないけれども、そのくらいで捨てて下さい、ここにヘルスラインを入れる。そのくらいで捨てれば、ニコチン、タールの量はここに表示してあるよりも半分で済みます、つまり、倍のたばこを吸つても大丈夫です、ということになるのじゃないかということになるわけですね。

こういうことになりましたと、このニコチン、タールの表示というのは、先ほど来、同僚の方どなたかがおつしやつていましたけれども、たばこに表示をしるということをやつておられます。確かにたばこ屋の店頭でニコチン、タールの表というのが配布されてきてあります。大きさは大体このくらいでございまして、全種類このくらいに書いてあります。総裁御存じでしょう。このくらいの紙が小売店にございまして、うちの母親なんかは九十歳でございまして、もう目が見えませんが、聞かれますと老眼鏡をかけまして、何ミリでございまして、こうやつております。よくわかりま

せん。そんなことを聞く人は百人に一人もおきませんから大したことはありませんけれども、しかし、聞かれてもなかなか答えることのできないような表でございます。これは改善しなければならぬと私は思っています。

先ほどの話ではありせんけれども、みずからがやはり健康というものにもっと積極的にいかなければならぬ。と同時に、半分でおやめになればこのニコチン、タールの量は半分で済みますという一つのものも、ある一方お出しになることも必要じゃないでしょうか。そのことによつて例えばこのラインが、ヘルスラインというの私は簡単に言っているのだけれども、このくらいでたばこを捨てれば、例えば一日二十本吸う人は十本しか吸っていないということになってくるんじゃないか。健康の問題もそこで少しくはよくなるんじゃないかということ提唱をいたしているわけでございます。

だから、そういう意味では、このニコチン、タールの含有量そのものの表示についてそういうぐあいに積極的に書きになると同時に、吸い方によつて、先ほどの話じゃありませんけれども、たばこは害ばかりではない、吸い方によつて違ふんだよということをもっと積極的に宣伝なさる方法といひますか、たばこにお書きになる方法があるんじゃないでしょうか。総裁どうですか。

○長岡説明員 私、恐らく無意識のうちにであるうと存じますけれども、見ますと半分まで吸わないで捨てておるようございまして、たばこの野口委員の御意見、大蔵私どもにとっては参考になる御意見でございまして、私も内部で十分に検討させていただきたいと存じます。

○野口委員 この際、もう一つ申し上げておきたいのは、ついですから申し上げますが、実は、ある専売公社の製造工場へ参りまして申し上げたことが一つございまして。それは、口をつけるところが切り口にあつて、そしてたばこの火をつけるところが下になつてゐる、これは逆にならないか。労働をしている、田んぼで働いている人がた

ばこを吸おうと思つたら手が汚い。その汚い手でたばこの吸い口を出すのは大変なんです。ところがこれが逆に入つておつたら、たばこの吸う方を汚い手でつまんでも口へ入れる方はきれいなんですから、これはどうして逆にならないのですか、専売公社はそこまで考えないんですかという質問をしたのです。それなら、機械がそうなつておりまして、なかなかそれは先生難しゅうございまして、こう言うのです。

だから、先ほどの話に戻るんですけども、専売公社も、特にいわゆる喫煙と健康という問題で、いろんなことについてもっと積極的に改善すべきところはあります。そういうところまで考えていくという姿勢を示すことがそういう方々に対する御理解をいただくためにもいいんじゃないかと思うのですが、このことについても総裁いかがですか。

○丹生説明員 大変ありがたい御意見をちょうだいいたしておりますが、今の、たばこを逆さに入れたらよろしいのではないかとアイデアは確かに私もとしても考えたこともございまして。これをやりますと、今度は逆に、下の口じりがつきますところ、今度は逆さで、さういふところというふうなこともあるようで、さういふお客さん方の御便利を考へていろいろアイデアを日ごろちょうだいしているわけでございますので、私もといたしまして、できるだけお客様の要望に沿うような商品の設計をいたしたいと思つて、今後とも考えさせていただきたいと思つております。

○野口委員 それでは、たばこ小売人について少しお話を承ります。たばこ小売人の指定制をおやめになつて、今度は契約制というのですか、制度を変える理由はどのような理由ですか。

○小野(博)政府委員 今回の専売制度の廃止によりまして、従来小売人につきましてはいわば専売公社の手足と申しますか支店と申しますか、そういう位置づけであつたわけでございますけれども、

も、原則といたしまして小売店の営業の自由というのには復活するわけでございまして。

そういうことでございまして、本来であれば、たばこの小売店をやりたいという方はどなたでも小売ができていうことになるわけでございましてけれども、ただ、一方で明治三十八年以来八十年間の長い歴史と伝統を抱えた小売業界と申しますものはそれなりに一定の流通秩序というのを専売制度のもとで持つておつたわけでございまして、また御案内のように、全国二十六万の小売店の七五%が月商百万円以下という極めて零細な小売店が多いわけでございまして、そのような小売店について、一挙に指定制というのを撤廃いたします場合には非常に社会的混乱を生ずる、零細小売店にしろが寄つて非常に問題が大きいというやうなことから、激変回避の意味で小売店の許可制度ということに改めて、実質的に指定制を維持することにしたわけでございまして、大蔵大臣の許可制にいたしました理由といたしましては、小売店というものはこの流通の末端なわけでございます。そういう意味で、新しい会社にとりまして、また特定販売業者にとりまして、重要な営業の最前線なわけでございまして、この最前線の指定を従来どおり公社の後身である会社にゆだねている場合には、これは到底公正な競争とはいへないというやうなことから、大蔵大臣の許可制度ということに改めたものでございます。

○野口委員 そうすると、いずれは小売人というのは許可制というのが外れるわけですか。もちろん当分の間ということになっておりますが、いづれは、先行きは自由販売、たばこ屋はいつでもたばこ屋ができるということになるわけですか。

○小野(博)政府委員 先生御指摘のとおり、小売販売業の許可制は当分の間ということになっておるわけでございまして。これは先ほど申し上げましたように、小売店に対する激変の回避という意味で設けた制度でございまして、当分の間ということになっておるわけでございまして。

それがいつまで当分の間であるかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、専売制度のもとで形成されておりました流通秩序が今度の新しい制度のもとでいろいろと変動を生ずるといふことが十分考えられるわけでございましてけれども、やはりいづれは新しい制度のもとでの新しい流通秩序がおのずと形成されてまいらるであらう。さうなつてまいつた場合に、小売許可制を廃止いたしましたも小売店に激変が及ぶことがないというやうな状況になつた場合には廃止すべきもの、本来営業が自由という建前があるわけでございますので、廃止すべきものだと思つております。

ただ、重ねて申し上げますが、さういふやうな状況が来た場合にということでございますので、具体的にそれが何年であるかというやうなことは、現時点では申し上げられないと思つております。

○野口委員 そうしますと、それは監理官おっしゃるやうに急遽にはならないとしても、小売、卸販売業者もさうなんですけれども、いづれも「当分の間」と二十条、二十二条に書いてあるわけですから、いずれかの時点で自由になつたわけが売れるやうになつてくるということになりますと、たばこ小売業者二十六万人にとりましては、非常に戦々恐々としながらたばこ小売をしなければならぬということになるわけですね。どうしてこれは当分の間というものを入れなければならぬのか。当分の間ではなくて、永久にやつてもいいよとどうしてならないんですか。

○小野(博)政府委員 専売制度が廃止されますことによつて、先ほど申し上げましたように一応小売店の営業の自由というものが復活すると申しますか、新たに生ずると申しますか、現在の専売制度のもとにおきましては、たばこの販売権というのは國に專屬しておるわけでございまして、一般の國民にはいわばなかったということでございます。今度専売制度がなくなりまして、許可を受ける受けないは別といたしまして、基本的には當

業の自由というのは復活するわけでございます。そういう中で許可制をとるということにつきましては、やはり激変回避のため、当分の間ということであるべきであらうかと存じております。

○野口委員 また話がもとへ戻るわけですけれども、たばこ健康ということが言われ、また先ほども言いましたように、自動販売機そのものについてもこれは法律違反じゃないか、未成年者であるかどうか、それがみずから用に供するか供しないかということを決めて売れないということになっているにもかかわらず自動販売機が置かれているではないかという話をしましたけれども、これがどこでもたばこが売れるようになってしまったら、ますますその問題は逆行するんじゃないですか。そうでなくとも非常に心配されている向きの多い中でありまして、いわゆる小売業の自由の問題から考えましても、それはおっしゃる意味もわからないことではないのですけれども、一方、たばこという特殊な品物であるだけに、許可制ということについては当分の間ではなくて、ずっとそういう許可制があってもしかるべきだと思いますが、そういうことには法律上ならないんですか。どうしてもそれは当分の間ではないといかないということになるわけですか。

○小野(博)政府委員 先ほど申し上げましたことの繰り返しになって恐縮なわけでございますけれども、おっしゃる通りに、確かにたばこという商品につきましては、未成年者喫煙禁止の問題であるとかあるいは健康と喫煙の問題であるとか、他の商品にはないいろいろな特殊性があるかとは思っております。ただ、そういう特殊性はありますけれども、やはり一方で営業の自由と申しますか職業選択の自由と申しますか、そういったような憲法上の要請というのは非常に重みのある話であるというふうに考えております。そういう意味におきまして、現在のような許可制度をそのまま永久に恒久制度として続けるということとはなかなか難しい、法律的にも難しい問題であらうかと存じております。

○野口委員 それじゃ、特定販売業の方は、当分の間ではないんですね、これはなぜですか。

○小野(博)政府委員 特定販売業につきましては登録でございますけれども、これについて登録要件を課しておりますのは、二つ理由がございます。一つは、特定販売業者というのは、当然のことながら、たばこをたくさん自分で持っているわけでございますので、一方で無許可小売販売と申しますか、自分で勝手に小売をやるとかあるいはやみで流すとか、そういったようなことがないようにする、それを担保するための目的が一つございます。

もう一つは、法律の三十九条で、たばこのパッケージに注意表示義務を課することとしておられるわけでございますけれども、これは特定販売業者にその注意表示の義務を課しておられるわけでございます。おおよそ遠い将来におきまして全く健康に害のないようなたばこが出ればともかくでございますけれども、恒久的に注意表示義務というのは置かなければならないものだと思っております。そういう意味で、注意表示義務については恒久的な制度でございますので、当分の間というのは入れておらないわけでございます。

○野口委員 卸売販売業を登録制にするということになっていきますが、卸売販売業を登録制にする理由と、そして、これもまた当分の間とした理由はどこですか。

○小野(博)政府委員 卸売販売業につきましては登録制をとりましたのは、小売店許可制との関連でございまして、小売店が許可制であるにもかかわらず、卸売販売業が自分たちがたくさんたばこを持っておるといふ立場を利用して無許可販売をやるか、そういうようなことがあれば、小売販売業許可制の実体が失われるおそれがあるわけでございます。そういう意味で、そういう法律違反を行つたような方をたばこの流通業界から排除するという意味で登録制をとっておるわけでございますが、これは、ただいま申し上げましたように小売

販売業許可制の担保として考えておるわけでございますので、小売販売業許可制と同様に当分の間というふうに考えておるわけでございます。

○野口委員 それでは、もう一つ関連をして申し上げますが、卸売販売業と小売販売業というのは兼業はできないのですか。

○小野(博)政府委員 卸売販売業の登録を受けた者が小売販売業をしようと思ふ場合は、結論からいうとできるわけでございますけれども、その場合、あくまでも小売人としての許可を受ける必要があるわけでございます。営業所を特定して、小売業の許可をとって販売するというものであれば兼業はできるわけでございます。

○野口委員 そうすると、少し繰り返しになりますが、現在、許可制になりますたばこ小売店というものは一定の距離基準というものを設けておられますね。これは小売店にとりましても、自分たばこ屋をやっているから言うのじゃないですけど、隣りにたばこ屋ができたらとたんに競合になりまして売り上げが少なくなるのは当然のことでありまして、それはしょうがない方向がとられるのだ、それが申請しても小売店が許可になるといふような形ですね、そういうようなことになるというならば、今の基準の中で距離制がとられているというところはちょっと矛盾があるのじゃないですか。そう考えられませんか、どうですか。

○小野(博)政府委員 言葉を繰り返すようで恐縮でございますけれども、今回の制度改正におきまして、小売店の許可制度を設けて指定制を実質的に維持するということにはいたしましたのは、零細小売店等に対する激変の緩和ということが目的でございます。したがって、現行の距離基準なりあるいは取り扱い高基準なりというものは実質的に維持していきたいというふうに考えております。つまり、それが激変緩和としての意味であらうかと思っております。

○野口委員 激変緩和はよくわかりますが、激変緩和をするために当分の間ということになります

て、いずれかの時点ではそれが解除されるのだというところになってまいりますと、その言っておられることと今規制をしておられることの間に、激変緩和なるがゆえに今許可基準というものを置いておられるわけですから、これを徐々に拡大をするなり、あるいはまたそれを緩和するということになってこそ初めて激変緩和ということが生まれてくるのでありまして、それをそのままにしておいて、ある日突然、いわば一方的に開放されたばこがどんどん売れるようなことになるということはないんですね。では、どういふように将来を展望しておられますか、小売店、販売業関係。

○小野(博)政府委員 小売店に対する激変の回避ということでございますので、現在の距離基準なり取扱基準なりは当面これを維持していくというふうに申し上げたわけでございますけれども、専売制度のもとにおきましても、現在までも小売人の指定基準は、人的要件を別にいたしますと、過去において社会経済情勢あるいは市場の状況その他に応じて幾たびか基準の改正を行つていくところでございます。そういう意味におきまして、今後についても小売販売業者の許可基準につきましては、小売販売業者に対する激変を回避するという今回の小売販売業許可制度採用の趣旨を踏まえまして、小売販売業者の実態とかあるいは流通自由化の進展状況であるとか消費者の購買動向、そういったものを総合的に勘案しながら適時適切に対処していきたいというふうに考えております。

○野口委員 そうしますと、この小売販売業の許可の基準というものはこれから徐々に緩和をする、そういうことですか。

○小野(博)政府委員 ただいま申し上げましたように、繰り返しになって大変恐縮なのでございませけれども、今回の許可制度を採用いたしました趣旨にかんがみまして、販売業者の実態であるとか流通自由化の進展状況とか消費者の購買動向、そういったものを勘案して、その時点においてどういふ許可基準がふさわしいかということを判断しながらやっていくわけでございますから、例え

ば緩和できるようにすれば緩和する。これは直接基準とは関係のない、ちよつと違う話かもしれないが、例え新しく団地ができて今まで田んぼ、畑であったところに人口が非常にふえたというような場合には、例えは従来三百メートルであったものが五十メートルになるということなどは間々あるわけでございます。そういうたうに、四囲の状況等を勘案しながら考えていくべきものだと思っております。

○野口委員 だから、この法律の施行によってこの小売販売業の許可基準は、いわば現在の小売店の権利と申しますか、そういうようなものを保持していくという上において実質的には自分の間継承をする。しかし将来は、考えてみればこれは自由になるべきものであるから、許可基準そのものを徐々に一々全体的にという意味です、あなたのおっしゃるようなそういう狭い意味じゃなくて、全体的に基準そのものを緩和をしていくという考えは当分ないということですね。そういううに解していいですか、どうですか。

○長岡説明員 お説のとおりだと思います。

○野口委員 現在その許可基準の中に距離が、今も言われました三百メートルとかいろいろあるわけですが、御存じのように薬事法の違憲判決で距離の問題が問題になりまして、これは違憲と判決されております。先ほどの法違反じやありませんけれども、今回のこの基準を守っていく上についても、先ほどは法律があつて非常に大変なんだというところで、例えば独禁法に触れるとかいろいろなことをおっしゃっていましたが、そうやってまいりますと、最高裁の薬事法違反違憲判決というものについてはどういうお考えですか。そのことについてと許可基準との関連はどのようになっているのかと思つておられますか。

○小野(博)政府委員 薬事法違反違憲判決でございますが、あれは薬局の距離基準について最高裁で違憲とされた非常に有名な判決でございます。実は、あの判決につきましては、私も非常に関心と申しますか、いろいろ勉強したわけであ

ざいますけれども、あの判決の言つております趣旨と申しますのは、薬事法の距離制限というものが、国民の生命、身体、健康と申しますか、そういうものを守ることを目的にする、生命、身体が消極的だという意味ではございせんけれども、判例の言葉をかりますと、消極的、警察的目的である。言いかえれば、あるいは間接的なものだと言つてもいいのかもしれない。距離基準を守ることによつて薬局の経営を安定させる、それがひいては国民の生命、身体、安全につながる、こういう仕組みになつておるわけでございます。そういう意味で間接的なものでございすけれども、そういうもののについては、職業選択の自由と申しますか、営業の自由というものは非常に重みを持っております。したがういまして規制の方法と規制の目的との間の相当性が問題である、こういうふうな考え方をしたいと思います。

私もが考えておりますのは、零細小売人に対する激変の回避ということを中心に直接にその目的にしておるわけでございます。そういう場合には積極的と申しますか直接的、判例の言葉をかりれば積極的目的でございますけれども、このような場合には立法府の裁量先ほどの場合よりはより多いのではないかと。また、今回の小売店に対する激変の回避ということのために他に適当な手段があるかということになりますと、考えられるのは恐らくこういう手段であろう。そういう意味では手段と目的との間にそれなりの対応関係がある、そういうことから、今回の許可基準というのは許されるのではないかと考えております。

○野口委員 法律によつて、あるいはまた自分のところと申しますか、たばこに關してだけは勝手に解釈してというか、そういう感じもしないわけではないわけですが、先ほど来繰り返して私の方も言つておられますように、たばこという商品が一方では健康との関係があつていろいろ言われているときにありまして、営業の自由という立場からだけでの裁量によつてそれぞれが自由に

営業できるといふ問題というのはいかがかという問題もあるところであります。したがつて、今後たばこの小売店の許可制というもののについては、これは当分の間ということでは言われておりまして、激変緩和という意味での当分の間でありまして、将来的にも小売店のあり方については別の意味でも考えなければならぬ、こう思ふのであります。一般の営業の自由という中であつて、少なくともどこでもたばこは売っているといううなことは、先ほど来申し上げております理由から考えましてもおかしいのではないかと。だから、少なくともこの許可制というものは未来永劫に向かつて存続すべきであると私は思ふのですが、この点について大臣はどうお考えでしょうか。この点だけです。

○竹下(国務)大臣 おっしゃる意味はよくわかりまして、私もはいわゆる薬局の違憲判決というのはいかかなり真剣に考へて、今度の法議論を詰めた上で、先ほど来答弁をいたしておるような方向で最終的に御審議いただいております。こういうことになつておるわけでありまして。

したがつて、今の御趣旨は、未来永劫という意味でございます。それは未来永劫にそうでございます。それはお答えできないだらうと思ひます。やっぱいろいろ環境の変化とかございまして、そういうから、が、御趣旨の意義は私も少しも否定する考えはございません。

○野口委員 私は、たばこ屋だからといってちょっと変に思われると困るんで言うんじやありませんけれども、利益を守つていただくために許可制というところ、それから距離もという、その気持ちはわからないこともないが、一方、たばこ健康でいろいろなことを言われている、しかも未成年者、販売機の問題についてもこれは法律があるんじやないか、そうまで言つておられるのかかわらば、いわゆる営業の自由だといふのでどこでもたばこが売られるといううなことは、そういう意味から逆にも規制すべきじやないか。だから、許可制というものは存続されるべき筋合いのもので

はないか。法律は改正するなりいろいろなことの問題があるかも知れませんが、考え方として、そういう規制をする小売店の許可制というのは存続されるべきものであるということを私は主張しますが、大臣はどうお考えですか、こう申し上げたわけですか。

○竹下(国務)大臣 わかりました。その趣旨は私も同感でございます。少なくとも、いわゆる財政物資であるという観点からとらえただけでも、それは必要なことであらうというふうに考えます。

○野口委員 その次に、ちよつと小売人のマージンについて申し上げます。

今、一〇％マージンをたばこ屋がもらつております。たばこ屋がもらつておるといふとおかしいのですが、たばこ屋がマージンとして受け取つておるわけでありまして、この一〇％という数字の出でまいりました根拠を少し教えてくださいますか。

○森(説明)員 このマージンにつきましては現在一律一〇％になつておるわけでございますが、マージン問題につきましては、これまで販売組合との間に大変長い経緯がございまして、いろいろ折衝を重ねた結果のものでございまして。

この一〇％ということにつきましては、諸外国の例から考えましても、専売国でありますフランス、イタリア、これは八％という数字になつております。そのほか、民営国でございまして定価制のありますような西ドイツあたりは一〇％といううなこともございまして、こういふたうないろいろなことから現在の一〇％といううなことになつておるわけでございます。

○野口委員 外国がそうだから日本もそれにまねて一〇％とした、こういうふうでございまして、今後外国たばこが大量に自由化になつて入つてまいりますけれども、そのマージンが今は一〇％以下でありまして、それが一〇％になりあるいはそれ以上になつてくるというところが仮にあつたとした場合には、この小売業者に対するマージンというものは絶対不動のものであると考へておられます

か。

○森説明員 私ども、このマージンにつきまして、今度のこの制度改正ということがございまして、従来の一〇%、これは本土分でございますが、この一〇%のマージンにつきましては今後とも同様なことで取り扱ってまいりたい。一律一〇%ということでございます。これは地域間、小売店間によって差を設けるというような考えはないわけでございます。

○野口委員 そういふこととか、あるいはまた輸入品につきまして小売を定価制にするということなどは、輸入の自由化に反するというところで新たな貿易摩擦を生ずるようなおそれはございせんか。そのような心配はないのですか、どうですか。

○小野(博)政府委員 小売定価制につきましては、小売人への激変回避の見地から当分の間やるものでございすけれども、内外製品に對しまして無差別に適用されるわけでございます。それからまた、定価の認可申請に際しましては、申請価格がダンピング価格などのように不当なものでない限りはこれを認可することとしております。それからまた、外国製品の場合は輸入価格を基礎として定価が認可されるわけでございますので、外国メーカーまたは輸入業者の意向が定価の設定に十分反映されるということからいたしまして、輸入品についても小売定価制をしたとしても、これが輸入自由化に反するものとは考えておりませんし、新たな貿易摩擦を引き起こすこととはないとふうに考えております。

○野口委員 それでは、この小売の定価というものを認可制にしていますが、新会社がこの価格というものは大蔵大臣に届け出るというような形でもいいんじゃないか、何も認可制にまでもしなればならないことはないんじゃないかと思うのですが、なぜ届け出制でなくて認可制にしてあるのですか。

○小野(博)政府委員 小売定価制度につきましては、流通秩序を維持することによって小売人への

激変回避を図るという目的でございすけれども、一たんこれが決められた以上は、小売店はこの定価を遵守する義務があるわけでございます。そういう意味で、その価格が不当なものでないということが必要であらうかと思ひます。

先ほど申し上げましたように、それが合理的と申しますか通常の場合は、新会社なりあるいは特定販売業者なりが自由に決めてその認可を受けるわけでございますけれども、それが例えばダンピング関税が適用される場合であるとか、そういったような不当なものである場合にはこれをあらかじめ排除しておく必要があるということでございます。そういう意味で、届け出でなくて認可制度ということにしておるわけでございます。

○野口委員 これはまた別ですが、例えば外国たばこで同じ品物を、別の特定販売業者が異なる小売定価で認可申請があった場合、その場合はどういふふうに措置をされますか。

○小野(博)政府委員 小売定価制を維持いたします趣旨と申しますのは、たびたび申し上げておりますように、小売販売業者間の価格競争を排除して、大半が零細経営者である既存小売人への激変回避を図るということが目的でございます。したがって、一つの銘柄について二つの価格で売られるということとは避けなければならぬということでございますが、一本化の方法については、政令で定めることとしておりますけれども、現在考えておりますのは、幾つかの申請価格の中から一番低い価格を小売定価として認可をするといふふうに考えております。

ただ、製造たばこの場合におきましては、これはむしろ公社の方が詳しいのかと思ひますけれども、メーカーがそのインシアチブをとっている例が大部分でございます。したがって、全世界的な視野からマーケティングをやっておりますので、例えばフィリップ・モリスがA社には二百八十円で売れと言ひ、B社には二百五十円で売れと言ひというようなことはまず考えられせんので、ほとんどそういうことは生じないと思ひま

すけれども、考え方としてはただいま申し上げたようなことで考えております。

○野口委員 繰り返しますが、そうすると、同一品目について異なる小売定価によって申請があり、認可をする場合は、とにかく安い方を認可するんだというのが基準だ、そういうことですね。それで、小売関係を終わらして、次に、製造たばこの代用品というのが出てくるわけですが、製造たばこの代用品というのはどういうものですか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

製造たばこ代用品と申しますのは、製造たばこ以外のものであつて喫煙用に供されるもの、具体的に申しますと、製造たばこというのは葉たばこを原料の全部または一部としてつくられたものといふことになっておるわけでございます。したがって、葉たばこ以外のものを原料として、製造たばこと同様の形態に製造されて喫煙用に供されるものといふことでございます。ただ、その中で大麻取締法に規定する大麻であるとか、麻葉取締法に規定する麻葉であるとか、あるいはあへん法に規定するアヘンであるとか、薬事法に規定する医薬品とか医薬部外品とか、こういうものはそれぞれ別の目的があり、規制が行われるわけでございますので、これは規制の対象から外してあります。

ちなみに、代用品の例としては、我が国にはまだないのでございすけれども、アメリカにはカオピーンズの皮を主原料としたフリーとか、イギリスではタンポポを主原料とした、どんな味がするのかわかりませんが、ハニローズとかいふものがあるようでございす。

○野口委員 公社は御存じと思ひますが、我が国にもネオシーダーという、たばこに類似した薬用たばこみたいなものが売られておるのを御存じですか。

○長岡説明員 承知いたしております。

○野口委員 あれは民間会社が勝手につくつてゐるわけですが、そういうようなものも日

本たばこ産業株式会社もおつくりになるおつもりですか。

○長岡説明員 ネオシーダーというのは医薬部外品だそうでございす。それで、私もまだ、どこまでそういうものに範囲を広げるかという点はそう詳しくは詰めてはおりませんけれども、現在の制度であれば、たばこ以外のものは売れない。しかし、たばこの代用品になるようなものを手がける余地、研究の余地はあるのではないかと考えております。

○野口委員 せっかくたばこ産業株式会社になつたので、いろいろなものを手がけられるのが当然だろうと思ひますが、今ちまたではあのネオシーダーというのは割合評判がよろしゅうございまして、私も吸つてみたので、それと、とにかくたばこの指の感触とか唇の感触が忘れられない者にとっては格好の品物なんです。

しかし、それとたばこ産業株式会社がお売りになるとするならば、これはまた利益の点では変わらないわけでありまして、そういった点でも今後いろいろなものを、たばこ代用品といひますか、そういうものを手がけられると思ひますけれども、そういう研究は今もう大分進められてゐるのですか。

○長岡説明員 私どもの中研におきましては、いろいろの角度から検討いたしております。たばこに漢方薬のようなものを香料として使つたりしたものかどういふものができるかというのもやっておりますし、それから、これはまた別の角度からのアプローチでございすけれども、パイオその他を研究いたしましてたばこでニコチンの含有量の非常に少ないものをつくつていく、こういう新しい植物といったようなことの検討もいたしておりますので、その研究成果の中から新しい製品を生み出す余地は十分にあるものと考えております。

○野口委員 それでは、製造たばこ代用品をなぜ喫煙用ということに限定をしたのですか。

○小野(博)政府委員 御案内のように、たばこ事

業法におきましては、製造たばこ代用品も製造たばこみなしてたばこ事業法の規制のもとに置いて、また、たばこ消費税法においては、製造たばこ代用品も課税対象となつてゐるわけでございます。したがつて、罪刑法定主義と申しますかあるいは租税法律主義と申しますか、そういう見地からその定義を明定することとしてゐるわけでございますけれども、現在国際市場で製造たばこ代用品として製造されておりますのは専ら喫煙用のものばかりでございます。そういう点が一つござい

ます。それからもう一つは、あと喫煙用以外のものとしたしますと、かみ用とか、かき用というのがあるわけでございますけれども、これは用法とか内容、成分で他の物品と区別することは非常に難しい、例えばチューインガムみたいなものは一体何なのかという話でございますけれども、そういうようなことがございますので、現実には国際的に売られておりますのは喫煙用のみであるというようなことから、喫煙用に限つたわけでございます。

○野口委員 私ほちよつと意見を異にいたしました、先ほども言いましたように、国際競争に勝つていく日本たばこ産業株式会社としては、やはりその製造するもの、販売するものを余り規制ばかりで締めてやるんじやなくて、いろいろなものをつくれるように範囲を広げてやっておいてもらいたい。そうでなければ、とてもじゃないが太刀打ちができないであらう。だから少なくとも、何も喫煙用に限りいろいろなものをつくつてもいいじゃないか。外国のたばこ会社はスーパーマーケットもやつてゐるという会社もあるようでありま

す。それまでやれとは言いませんけれども、少なくとも嗜好品として人間が口にするもの、あるいはまた鼻でかぐものとか、いろいろなものを考えて売り出すことも決して悪くはない。何でこんなところに製造たばこ代用品を規定をしてやるのか。むしろそういうものを広げてやることに意

味があるのじゃないかと思うのですが、なぜこういうようなものをこしらえて規制をするのですか。長岡総裁、そういう点では異論はなかったのですか、どうなんですか。

○長岡説明員 新会社に移行した場合には、現在の営業の範囲に比べましてもう少しその範囲を広げていただまして多角的な経営の方向を志したいということは、私、そのつもりで取り組んでおります。

ただ、このたばこ代用品の規定につきましては、やはりたばこという商品が、財政物資と申しますか財政商品として、国及び地方公共団体の財源の確保の役割を担つておる。その抜け穴みたいなものができてはいけないという配慮もありま

すでしょうし、それは国の立場であらうと存じますけれども、私どもの立場から考えましても、やはり日本のたばこ産業全体を守つていく場合に、薬たばこ農薬についてもこれは確かに割高であり、やや過剰ぎみであるというところは正直に申し上げておられますけれども、しかし、薬たばこ産業の維持と申しますか、安定的な経営ということも私どもとして大きな使命になつておりました。そういう場合に、薬たばこを材料としな

いたばこ類似品がどんどん出てくる、全く野放しにそういうものが出てくるということも我々の仕事に影響がないわけではございません。したがって、こういうたばこのような規定があることはやむを得ないことではないかと考えております。

たすところによりますと分速八千本ですかの巻き上げ機がでか上がつてゐる。現在は二千、四千で大体やつておられますが、仮に八千本の巻き上げ機が全工場に行き渡るといたしますと、従業員の数は大体どのくらい変化するものですか。

○西村説明員 全部置きかわつた状態の計算というのをまだしていませんけれども、概算で計算をいたしますと、現在製造に直接従事している職員が約一万一千五百ぐらいでございますけれども、おおよそその半分ぐらいになつていくと思ひま

す。

○野口委員 恐らく競争に勝つていくためにはそういう合理化を必要とするでしょうし、またしなければならぬと思ひますけれども、そういったしますと、そこに従事する職員は、いわゆる半数とおつしやいました。結局首を切られていくか、やめざるを得ないということになるわけでありま

す。そういう意味でも、先ほどから申し上げておりますように、他の部分についていゝゆる製造、販売、いろいろなものをつくる、そういう減少していく部分の人間を食ひとめるという意味から

も、もっと幅広いところに手を出せるような仕組みというものを日本たばこ産業株式会社に与えるべきではないかというのが私の気持ちなのでございます。

したがつて、例えば先ほど申し上げましたように、代用品を喫煙用だけだということに締めつけてあるのが随分かわいそうだなというふうな気がしまして、これはなぜこんなものに、喫煙用に限るものにしたのか、ほかのものにさせてやってもいいじゃないか、例えば余剰人員が仮にできた場合にはそれを救うことにもなるんじゃないかというふうなことも考えまして申し上げてゐるわけでございます。そのところをひとつ十二分に御配慮いただきたいわけでありま

す。

今、分速八千本の巻き上げ機の問題を出しましたけれども、仮に今の計画でこれが全工場に行き渡るといふようなことを計画なさつた場合、大体

何年ぐらいかかつてそのことをなし遂げられると思つておられますか。

○西村説明員 現在、二千五百回転から四千へ、さらに五千回転の直結型に切りかえをやつておりますが、近いうちに開発完了いたしました八千が

できますれば、今度五千への切りかえをやめまして八千の直結機の切りかえに入つていくわけでございますが、私どもの合理化の今までの原則的にやつてまいりましたことは、給需要と従業員の退職その他要員計画との兼ね合い、そういったものの兼ね合いでなるべく現場に大きな労働不安等が起きないように、そういうことも配慮しながら進めていくつもりでございます。ただ、そういうテンポではこれから国際競争に耐え抜くような生産性の確保というものが難しいかと思ひますので、八千の導入ということがなれば、どうしても今先生おつしやるような、他の職種への労働力の吸収という

こともあわせて考えながらその辺のところは計画をしていかなければならぬと思つておりますので、今何年かかるかと言われま

す、何年ということは非常に言いにくいわけでございますが、十年から二十年ぐらいの間にその辺のところは終わるようになつていふふうに思ひます。

なお、全工場が八千回転になつてしまふということではありませんが、たばこの銘柄、品種に応じて、例えば長いもの、太いもの、その他のサイズによりまして回転数の多少違ふものをまぜて使わなければならぬ工場が全国に四つほどございまして、そういう調整多銘柄工場につきましては低速の機械が残つていくかと思ひます。

○野口委員 そういつた外国たばこの輸入品との競争をしなけ

すのは、専売公社に勤めて本場に何十年という方がたくさんいらっしゃるわけですが、先きどうなるんだろうという不安を持っておられることも事実でございます。先ほども一部の方が質問をしておりましたが、その点につきましては特に関係労働組合とも十分な御協議をいただいで、協議の上でぜひとも円満に、合理化計画は無理をなさらないように、しかも、従業員の納得の上でそのことが整理されるようにお願いをしたいと思うのです。総裁、その点についてひとつ確約をお願いいたします。

○長岡説明員 従来も、例えば新鋭工場をつくる、そしてその周辺にございますや老朽化した工場を廃止するといったような場合には、当然のことながら労働組合と十分に話し合ひまして、組合の協力を得て実施いたしてきております。新会社になりましてから以降は、合理化の必要性はいよいよ高まることは存じますけれども、工場の整備あるいは機械の新鋭化、そういったような問題につきましては、労働組合と従来同様に十分に話し合ひを詰めてやってまいりたいというふうに考えております。

○野口委員 五時半になりましたので、日没時間でもございまして残余の質問は後に回して、特に九条の問題は先ほど私固執をいたしておりましたので、後ほどまた機会を見て質問させていただきますかと思っております。

最後に、一言だけつけ加えさせていただきます問題がございます。それはたばこ小売人の許可制の問題で、現在の指定書を書きかえるのは面倒だからそのままで生かしていただきたいというような御答弁がございました。私が現在もらっております指定書というのは、これくらい以下の小さな紙でございますが、そのぐらゐのものを新しくおつくりになって配付する、幾ら二十六万人の小売人がいるからといって、そんなに高くつくものではないかと思ひますが、そんなものは新しくお出しになるのが当然だと思ひますが、そのことについてはお考えをお変えいただきたい。そのまま読みかえ

るというようなものではなくて、新会社発足になれば大臣のいわゆる許可証というものをしっかりと出したいと思ひますが、その辺はいかがですか。

○小野(博)政府委員 まさに今先生がおっしゃいましたように、二十六万人の小売人の方がおられるわけでございます。法律的に申しますと、現在の公社の指定を受けている小売人はそのまま大蔵大臣の許可を受けた小売販売人とみなされるということになっておりますので、特段その指定書が許可証にならなくても営業に全く御不自由はおかけしないということではございまして、もう一つは、二十六万店という数の指定書を許可証に取りかえるというのも、現在の財政状況のもとではなかなか難しい問題であると思ひます。

○野口委員 私はどうも固執するようでございまして、新しいたばこのボスターなんかだつたらすぐ送ってくるのです、たばこ屋へ全部。指定書というのはたばこ屋にとっては一番大事にしてあるのです。何かというと、出てくるときは指定書を必ず持参してというのが公社からは出てくるんだ。それほど大事にしてあるものなんだ。火事のときには一番に持ち出さなければならぬ指定書なんだ。それをただ読みかえでそのままいけというのは、余りにも小売人をばかにした話じゃないですか。二十六万の小売人に対してそれは余りひどいじゃないですか。今度ちゃんと許可制になったんだから、総理大臣竹下登の名前で許可をしたということではつきりお出しになる方が、たとえまた竹下さんが全国をお回りになつても非常に利便なんじゃないですか。これは冗談ですけれども、少なくともそれはつきりとした切りかえをしたということをお売人にもぜひちゃんと示してやっていただきたいと思ひます。読みかえをするというようにそんな簡単なことじゃないと思ひますが、いかがですか。

これははつきり申し上げておきますが、本当に小売人にしつかりと、たばこは変わるものになつたよ、しかも将来はこういういろいろなことがあるけれども、いわゆる激変緩和ということになつていふんなことをやったというこの説明ととも、たばこ小売人を集めて、このたばこ事業法あるいはたばこ産業株式会社になったという経過もいろいろ説明をする中であつて新しい許可証を渡していくということこそ大事なことでないですか。そういうことをしつかりとおやりになることがこれからのたばこ産業を發展さすゆゑのものです。この御答弁が、いかがですか。総裁、その辺しつかりとひとつ御答弁いただきたいと思ひます。たばこ店を代表して申し上げますよ。

○小野(博)政府委員 これは大蔵大臣の許可証でございますので、私どもの方で準備をしなければならぬわけでございますけれども、いろいろ予算上その他難しい問題がございまして、できれば現行の指定書をそのまま大臣の許可証とお考えいただくというふうな方向で現在考えたいと思つておるところでございます。

○野口委員 やめようと思つたけれども、やめられなくなつてしまつた。それは余りにもしつかりな規定だと思ひます。例えば一枚あれを印刷する、どちらにしたらつて判こも印刷するでしようが、単価は幾らかかりますか。それを二十六万に配つたつて何ほどにもならないんじゃないですか。どうせ配るのは、たばこ小売人組合を通じて、みんな出先でちゃんと班長とかいろいろなものが決まつていて配り歩くのでしよう。そんなのはきつちつとすべきですよ、監理官。そのくらいのことばたばこ小売人にちゃんとすべきですよ。それをお答えいただかなければ、私、質問やめられませんか。

○小野(博)政府委員 いろいろ難しい事情もあるうかと思ひますけれども、先生の御趣旨よくわかるわけでございますので、今後検討させていただきます。と存じます。

○野口委員 大臣、ひとつお願いします。

○竹下國務大臣 そのまま通用するというのは、ある意味においてそういうお答えをすることが現在持つていらっしゃる人に対して安心感を与え

る、そういうことになつていふと思ひます。それからいま一つは、煩雑な手続は必要としませんよという証明にもなると思ひます。しかし、今聞いておられますと、もつともな気が私もありましたので、真剣に勉強させていただきます。竹下登という名前を書くかどうかは別といたしまして。

○野口委員 これで質問を終わりますが、もう一つ申し上げます。

専売制度が廃止になりまして、実はたばこ産業株式会社になるわけでありまして。たばこ小売人として激変緩和をしていただきました。しかし、この辺のところの一つの機微であります。天狗たばこ以来何十年とたばこ屋をやつてきた者が、いろいろな形で制度そのものも変わつていくわけでありまして。これから長年その専売制度を維持し、国に貢献をしてきたたばこ小売人に対して、何らかの感謝状措置といひますか、そういった措置をお考えになる気持ちはございませんか。

○長岡説明員 この機会に感謝状の措置を考へておるといふわけではございませんけれども、これも御答へとして非常に適切に思ひます。新会社の経営者にとりましては全国二十六万の小売店は大変な財産と申します。戦力になるわけでございますから、従来にも増して小売店との関係は緊密にしていかなければならないというふうに考へております。

○野口委員 くだいようであります。とにかく専売制度のもとで今日まで八十年、しかも公社を閉じられるに当たりまして、その配下で頑張つてきた二十六万のたばこ小売人にその機会にぜひそういった措置をおとりくださいますようにお考えをいただきたいということを申し添えまして、私の質問を終わります。

○中西(啓)委員長代理 次回は、来る六日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後五時三十七分散会

昭和五十九年七月十六日印刷

昭和五十九年七月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局